



\*0001005000\*

0001005-000

302.38-Sy922r

劳農聯邦研究

社会思想社·編

春秋社

1928

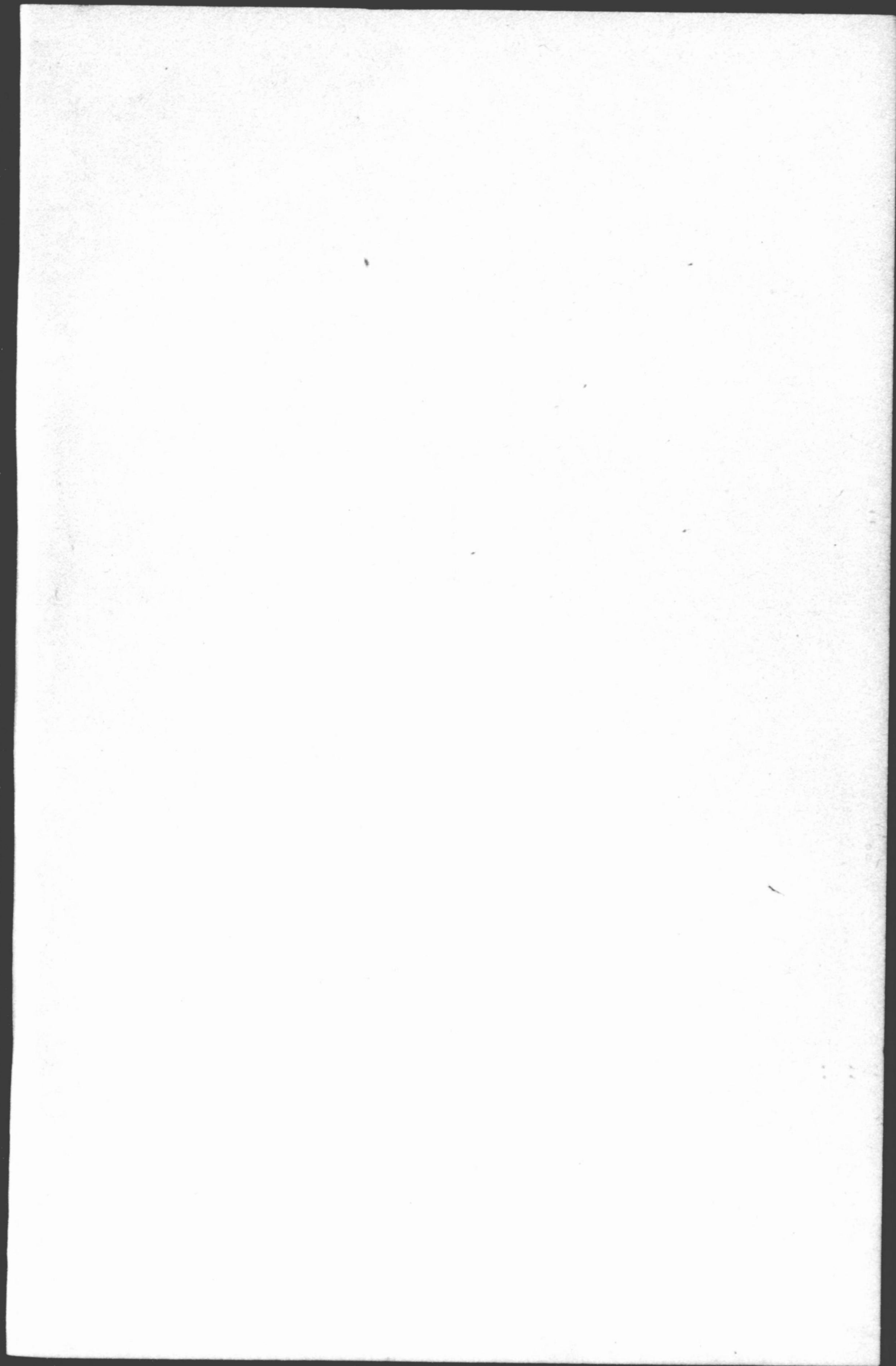
AAB





この印は本館調査立役者元太君 能勢寅造氏の  
遺贈にかゝるものである。(1957年12月)







社會思想社編

社會思想研究叢書  
第一編

勞農聯邦研究

春秋社版



302.38  
Sy 922r



446957

序

一九一七年地上の六分の一を占める地域に労働ロシアが出現して以来、世界資本主義の連鎖は永遠にその一環を切断せられ終つた。この冷かなる事實の存在する限り、如何にアメリカの資本主義が永世の春を夢みようとしても、又、如何にヨーロッパの資本主義が須臾の相対的安定を貪らうとも、要するに強弩の末に等しいといはねばならぬ。

この世界最初のプロレタリアート獨裁國はたとひ、新經濟政策に移り、新々經濟政策を採りはし乍らも、建國の根本義に至つては毫も變改する所なく、昨秋を以て遂に滿十週年を迎へた。吾々は過去に於て彼の新興國の眞相を我邦人に正解せしむるといふ事業に對して、絶えず一臂の努力を怠らなかつたことに關しては、私かに多少の自負を持つものであるが、更に、十年間の決算の意味も含めて、昨年十一月、十二月の「社會思想」の全頁を擧げて「新ロシアの十年」と題する紀念號を公にした。その後その時の記事の全體に渡つて加筆した外、若干の必要な項目の追補を施して、之を世に問はんとするのが本書である。

執筆者は後藤信夫、河村又介、楢崎輝、丸岡重亮、八木澤善次、河西太一郎、河野密、林要、山村喬、松澤兼人、蠟山政道、細野三千雄、新明正道、松本重治、住谷悦治、莊原達、嘉治隆一の十七名である。固より一見、論文集の形態を備へてはゐるが、能ふ限り全體に統一をとる様に努力したつもりであるから、労働聯邦の研究者に對して相當に纏まつた知識を興へるのみに止らず、夫々の専門家に對しても、或程度まで有益な參考

序 文



資料たる可きことは信じて疑はない。但し、第七章の「産業の推移」及び第十一章の「労働運動」は純然たる翻譯であつて、創作論文でもなければ紹介文でもないが、之は問題が極めて重大であるにも拘はらず、擔當者がその義務を果さなかつたため、止むを得ず急に、適當な素本を求めて他の者が譯出したものである。

尙、本書に收めた若干の論文は一度、雑誌「我等」に掲載せられたものもあるが、之を本書へ採録した吾々の我儘については、同社同人諸氏にお詫を申上げる。

又、本書は最初、刀江書院から出版される筈であり、後には改造社からも引受けの申出があつたにも拘はらず、之をお断りしたのは専ら吾々自身の都合からであるが、その際兩書肆から寄せられた好意については感謝の外はない。

本書の原稿は既に今春一通り出来上つてゐたのであるが、出版元を代へる必要があつたこと、その他の事情から、在再今日に至つた。然し兎も角も十一月七日を迎へる以前に世に出ることが出来る様になつたのは、偏に春秋社出版部諸氏の献身的盡力に因るものである。茲に謹んで謝意を表しておく。

本書の完成は専ら社會思想社同人の努力によるものであるとはいへ、同時に社會經濟研究所より諸般の協力を得なかつたならば、到底、之を速に世に出すことは出来なかつたことは明白な事實であるから、兩者協議の上、本巻は之を兩者の共同事業たることを茲に明記することとした。

一九二八年十月下旬 東京・赤坂・溜池

社會經濟研究所  
社會思想社

追記——叢書の形を以てする吾々の出版物は従來「社會思想叢書」の名を以て弘文堂及び同人社から發兌してゐたが、今度、面目を一新する意味から、改めて「社會思想研究叢書」第一巻として公にすることにした。



## 勞農聯邦研究 目次

- 第一章 革命運動小史……………(一)
- 第二章 自然及び人口……………(二四)
- 第三章 政治組織……………(三三)
- 第四章 十年間に於ける産業の推移……………(六三)
- 第五章 世界經濟に於ける地位……………(七三)
- 第六章 世界政策……………(九三)
- 第七章 農業政策の變遷……………(一二五)
- 第八章 新經濟政策……………(一三九)
- 第九章 財政金融政策の變遷……………(一五七)



勞農聯邦研究

第十章	新反對派の問題……………	(一九)
第十一章	勞働組合運動……………	(三五)
第十二章	協同組合運動……………	(三四)
第十三章	工場委員會の職能……………	(六〇)
第十四章	勞働法制……………	(五三)
第十五章	新民法の特徴……………	(六七)
第十六章	藝術の現状……………	(九三)
第十七章	教育事情……………	(〇一)
第十八章	當面の人々……………	(三三)
第十九章	十年間の日誌……………	(六四)

社會思想社編

社會思想研究  
叢書 第一卷

勞農聯邦研究

東京 春秋社版



# 第一章 革命運動小史

一序	言	二	骨	景
三	編	初	四	混
五	對	立	六	統
				一

紀元九世紀の半過ぎ、北西方ノルマン族の襲來とそのスラヴ族征服とに建國の記録を止めてゐるロシアは、國家としては必ずしも新しい方ではない。然し、この國の自然的地位の偏倚は、産業の速なる發達を妨げた結果として、人口は空疎、文化は低級である事を免れなかつた。加ふるに長きに渡る東方人種羈族の支配は一層この状態を永續せしめ、その支配が去つて後も、長らく西歐文明の潮流に浴する機會を失つた。ロシア國家が新しいといふのは一つにはこの事實を指したものである。

然るに十七世紀末に至つてペートル大帝は西歐文明輸入の先驅をなし、更に十八世紀末葉にはカタリナ女帝が西歐開化思想に門戸を開いたのみならず、之に續いてフランス革命、ナポレオン戰役等の餘波を受けたゝめに遅蒔き乍ら社會的動搖を起し始めた。而してその後この若い國に於ける社會運動は恒に西歐に於ける諸運動を反映し乍ら十九世紀を通過し、二十世紀に入るや三度の革命を経験することによつて忽ちにして列國を後に



大陸たらしめ乍ら世界革命運動の先驅をなすに至つた。ロシア國家が新らしいといふのは二つにはこの事實を指したものであり、そして現代に生きるものにとつては、この意味に於ける新しい國家たるロシアの研究が必須不可忘の事柄であるが、そのことは又、溯つて何故に第一の意味に於ける新しい國家たりしロシアが、今はた第二の意味に於ける新しい國家として颯爽たる英姿を國際間に示すに至つたかといふ因果關係の検討をも促さずには措かない。

ロシアに於ける勞農革命が成功し、世界最初の無産階級獨裁が打ち建てられてから、既に十年の月日が流れた。性急なる現代人はこの十年間のロシアの歩みの表面の足跡のみを顧みて直ちにこの國の運動の功過を批判し、進んでは無産階級獨裁や共産主義や世界革命の前途やを速断しやうとする。然し乍ら論者はこの十年間の背後には右にも述べた如く更に之に十倍する長い長い革命運動の歴史の横つてゐることを忘れてはならぬ。氣まぐれな史家は或は十年位の歴史は抹殺することがあるかも知れぬ。乍併、百年に餘る史跡は無視すべく餘りに確乎たる現實である。而してこの一世紀に渡るロシア革命運動の過去を憶ふ時、この國の社會が眞の人類史を編むために如何に深く長く大いなる産みの苦しみを經驗したかと知られると共に、この國の現状が徹頭徹尾必然的なる軌道を辿つてゐるものなることが知られるのである。

## 二 階 級

階級社會には常に階級闘争がある。最初の最も革命的な闘争はブルジョアツイの封建的諸勢力に對するものであり、そして更に最も深刻なものはプロレタリアートのブルジョアツイに對するものであることはいふまで

もない。然るにロシアに於ては資本主義の發達が著しく遅れ、漸く一八五〇年代のクリミア戰役を期として西歐式の大工業と交通機關とが發達し始め、次で一八六〇年代の農奴解放となつたのであつた。産業、貿易、人口等諸般の經濟統計が前世紀五六十年代を境として變化を生じ、七八十年代に入つて著しく躍進を示してゐることは、この事實を數的に證明してゐる。即ち、一言にしていへば、ロシアに於ては西歐諸國よりも資本主義の發達が非常に遅れたことは、引いて又ロシア社會運動の特殊性とも見るべき種々の特徴を示してゐる。

第一には所謂インテリゲンチアの活動である。ロシアの社會的根底が進んでゐないにも拘はらず、西歐の進歩思想は機會ある毎に渡來して知識階級の一部を支配し始めたため、彼等はこの後長く、革命運動の頭腦となつた。

第二には農民が社會運動の基礎であるかの如く考へられたことである。それは要するにプロレタリアートの發達が遅れたからであつて、このことは社會運動の團體をして「土地と自由」といひ、「人民の意志」(無産階級といはず)といひ、又、「黒分黨」(土地の再分割を志す黨の意)等と自稱せしめる結果となつた。

第三に農民を重要視する結果として殊更に西歐とロシアとの相違を強調して國粹的運動を擧げ、國民主義的に走る傾を多分にもつてゐた。それに關聯して、

第四に、ロシアは西歐の如き資本主義の段階を經過せずして社會主義的社會に行くのではないかといふ議論を生じ、それを裏書きするために、中世紀の遺物たるミール(農村共產體)、アルテル(小有産者の手工業協同團體)等が一躍して未來社會の單位たる共同體に轉ずるのではないかといふ疑を生じた。(一八七四年以後エンゲルスとトカチヨフとの間に交へられた論争及び一八八一年に行はれたマルクスとザスリツチとの問答等は之



を示してゐる。而もそれにも拘はらず、後に國債、借款等の形を以て急激に西歐より輸入せられた金融資本に基いて高度の資本主義が國家の保護をうけ乍ら勃興したため、

第五の特徴として専制主義と封建的殘存物とから市民的社會を解放し市民的民主主義を建設する役割と、更に進んでかゝる社會から無階級を解放し、社會主義的社會を實現する役割とが共にプロレタリアートの上に課せられた。然し乍ら、大工業の中心地は極めて狭い範圍に限られてゐたために（大略（1）ペテルブルグ及ノボゴロドの地方、（2）モスクワ、ツエール、カストロマを中心とする中露地方、（3）ハルコフを中心とする南露地方、（4）ウラル地方、（5）カウカサス、（6）キエフ地方、（7）バルティツク沿岸、（8）フィンランド、（9）ポーランド等の九地方のみであつた。）

第六には資本主義が繁榮して後と雖も、全體としては社會運動の要素としての農民を無視することが出来なかつたのみならず、この國の革命運動が民主主義と社會主義との二個の目標の實現を任務としてゐた特徴と相俟つて、この國の運動を特に政治的色彩を濃厚ならしめるに與つて力があつた。

三編 初

最初は十八世紀末のフランス革命の自由平等思想、十九世紀始めのフランス派の空想的社會主義思想等がロシアの専制治下に入つて知識階級の一部を支配し、一方、西歐の「フリーメイソンリイ」や「ツェント・ブント」の餘波を受けた團體等も出來て、之等が政治上の改革を計畫して各種の祕密結社を作つてゐたが、その中最有力に表面に現はれ、團體的に武裝一揆を以てニコラス一世の堅壁に迫つたものは一八二五年のデカブリス

トの陰謀であつたが之は事成らずして止んだ。

この種の限られた自由思想家の運動はこの時の失敗を期として弾壓せられ終つたが、この餘憤は専ら思想運動の形を採り、一八三〇年には、モスクワの上流子弟の一部にスタンケウイツを中心とする「ヘーゲル哲學研究團體」が起り、彼等は進んで各般の社會の問題、文學問題をも論議する迄に達した。

一八四〇年代に入つて、右の傾向は助長せられて文學運動に轉じ、多くの民衆派の作品を讀出せしめたが、之はその後漸次虚無主義に走つて行き、積極的には殆んど何事もなさなかつたが、消極的には宗教や哲學を否定し、政治上、經濟上及び社會上の一切の傳統を破壊して、社會の暗黒面を觀察し、之を更に徹底させて社會主義に近い結論に達した。

然るに一八五〇年代に入つて右のニヒリズムを率ずる一派は壓迫に會つて組織的反抗を始め、「ロシア社會主義の父」チエルニシエフスキイ等を中心とした文筆による社會主義運動と相俟つて漸次活動の範圍を擴張した。

一八六〇年代の始めに至つて有名なる農奴解放令は發布せられ、同時に從來の如く、領主が恣に領内の民を裁判することも禁止せられたが、その實行方法は決して農民の苦境を救ふものではなかつたから、彼等の多くは相次いで、新興の工業に轉職したが、それによつて決して彼等の惨狀は改めらるべくもなかつた。のみならず、凡そ如何なる社會政策もその實施の一面にはその代償として苛酷なる壓迫が加へらるゝものであるが、この場合にもツァーの彈壓は果敢著しく民衆の上に加はり、之を排除するために從來個人的に奮闘して來たニヒリストもその他の自由思想家も夫々團結して事を計るに至つた。例へば、一八六三年には、農奴解放といふ徒な



る美名に幻滅を感じた自由思想家の一人はペテルブルグに於て、結束を堅め「土地と自由」(初期の「ゼムリヤ・イ・ウオリヤ」)といふ團體を作り、各市に支部を設けて國外に亡命してゐたバクーニン、ヘルツェンと呼び立て立ち、ポーランドの一援を助けたが、やがて官憲の壓迫を受けて屏息し、この後十年間は革命運動の沈滞醜成の時期であり運動家にとつては實に試練の時代であつた。ロシア革命運動史上に有名なる「民衆の中へ」(ナロード)の大活動はこの間に培養せられ、やがてそれは發してテロリズムの時代となり、尙、對内的にはナロードニキを以て總稱せられるこの派の主張と、新興資本主義の趨勢に着目して西歐流のマルキシズムを指導精神とする一派の主張とが、ツアーを前にし乍らも相交錯して極度に混亂の時期を現出したのである。

四 混 亂

農奴解放以後のロシア社會は、中世的生産方法と近代的資本主義とが混淆してゐたが、その反映として社會運動の方面に於てもナドロニキとマルキシストとが對立し、鬭争し、空前の混亂状態を現出した。

ナドロニキの方面に於ては、前記、第一次「土地と自由」黨が抑壓せられて後、暫く無政府主義的宣傳が行はれ、學生、労働者の間に「民衆の中へ」の運動が起り、この氣運は一八七四、七五年頃には一時全國に擴がつたが、その中に於て最も有力なるチャイコフスキ國の殘黨は第二次の「土地と自由」黨を作り、ナタンソン、ミハイロフ、ブレハノフ等が中心となつた。所が戰術に關してその中に二派を生じた結果、一八七九年に至つて遂に分裂し、中央集權的組織により専ら政治的テロリズムを手段とせんとする者は「人民の意志」黨を作り、又、地方分權的組織を作り、主として社會主義的宣傳を武器とし、恐怖主義的手段をば唯防禦の方面に

のみ限らんとした者は「黒分黨」と稱したが、何れもアレキサンドル三世の彈壓に苦しみ、特に後派の者は多く國外に走つたが、その中にはブレハノフ、ザスリツチ、アクセルロード等、後年マルキシズムに轉じた人も少くなかつた。唯、その中に於て終始依然としてナドロニキの思想を信條として行動したものは、二十世紀の始めに至つて結成した社會革命黨であつて、それが一脈の異色を留めたに止つて、他は總てマルキシズムに壓倒せられて終つた。

曩にも述べた様に、七八十年代に至つてロシア資本主義が飛躍を遂げると共に、西歐の社會に於て既に確乎たる地歩を占めてゐたマルキシズムが續々渡來した。そしてその先驅をなしたものは、一八七五年より七八年にかけて襲來した恐慌に乗じて作られた「南露労働同盟」と「北露労働者組合」とである。就中、後者はロシア最初の整つた形を具へた労働組合であり、同時にロシア社會民主黨の嚆矢であるといはれる。現にこの當時のロシアに於けるプロレタリア運動の牛耳を握り、「ロシア・マルキシズムの父」とまで呼ばれてゐるブレハノフは之に對して可成り深い交渉をもつてゐた。

ブレハノフは又、一八八三年には亡命先ゼネヴァに於てザスリツチ、アクセルロード等と協力して、母國の運動を指揮する參謀本部とも見るべき「労働解放團」を作り上げた。之はロシア最初のマルクス主義團體として將又、労働者階級に基礎を有する最初の有力なる政治運動團體として燦然たる光輝を放つものであつた。同じ年、之と相應じてペテルブルグにも「プラコエフ團」といふ社會民主主義團體が作られたが、創立者プラコエフはナドロニキよりマルキシストに轉じた當時の潮流の一產物であつた。



その後九十年代に入つて饑饉と恐慌とが續發して罷業が行はれたが、労働階級は團結の必要を感じ、一八九五年末に至り、ペテルブルグに於て「労働解放團」の指導精神を酌む團體を作り、「労働者階級解放同盟」と命名した。之によつて國外の少数者の指標となつてゐたマルキシズムが始めて本國の工業中心地たり、労働運動の根據地たる首都の労働者の運動を支配し、間接には各都市の運動の中心となつたのみならず、後に社會民主労働黨の一大構成要素となつた。

尙、ロシアの社會運動に重大なる特徴をなすものはユダヤ人の活動であつて、彼等は古來、宗教上、法律上、政治上、並に社會上、ロシア人とは著しき差別待遇をうけてゐたために、心から社會組織の根本的改革を望んでゐた。而も就中、重々の桎梏に悩まされてゐたのは、ロシアの領土に編入せられてゐたポーランド、ウクライナ、リトワニア等の弱小國に於けるユダヤ人であつた。そして彼等の運動は當然に出發點から國際的であり組織的政治的であり、大衆的であつたから、根本に於て多分にマルキシズム的色彩を帯びてゐた。彼等の團體は一八九七年ウイルナに於て作られ、「リトワニア、ポーランド及びロシアに於けるユダヤ人労働者同盟」と命名せられ、通稱を「ブンド」と呼ばれた。

この最後の二團體の成長は、労働大衆による政治運動の氣運を一般に喚起し、期せずして大同團結の大勢が促進せられ、遂に「社會民主労働黨」の成立にまで漕ぎつけられた。それは一八九八年三月十四日のことである。

五 立

「ロシア社會民主労働黨」はミンスクの秘密會議に於て結成せられた。主要なる參會者は、「ペテルブルグ労働者階級解放同盟」「ブンド」「労働者新聞」及びキエフ、モスクワ、エカテリノスラフ等の組合代表者等であつた。この會合は官憲によつて即刻解散を命ぜられ、幹事は檢束せられて、一晝夜を出でずして消滅したが、彼等の播いた種子は時代の要求を如實に充たすものであつたが故に決して朽ち果てはしなかつた。

即ち、一九〇〇年に入つてロシア各地に漲つた労働不安は五月祭の盛大と相俟ち、運動を益々振興せしめ、無産者執權の問題さへも論ぜられるに至つた。そしてその年シベリアの洗滌地からペテルブルグに歸つたレーニンはその中心となり、國外亡命者と連絡を保ち乍ら「イスタラ團」を作り、翌年始め、ゼネヴァに赴いてブレハノフ、マルトフ、アクセルロッド、ザスリツチ、ポトレソフ等と「イスタラ」第一號を發行した。併、統一は同時に對立を豫想せしめる。之よりイスタラ團はロシアに於けるマルキシズムの運動の中心となり、外、ナロドニキの國粹主義を克服し、内、經濟萬能主義を率ずるスタルツエ、ツガン・バラノフスキイ等のエコノミストと戦ひ始めた。

一九〇二年四月には、イスタラ派の全國大會が開かれ、社會民主労働黨の再起と全露大會の開催と綱領の設定とが議せられ、レーニンとブレハノフとがイスタラ紙上に發表した草案を基礎として原案が成立し、更に翌一九〇三年八月、ブラツセル大會は開かれ、ベルギー政府の壓迫によつて後半はロンドンに移つて之を繼續し、會合を終了した。會する者六十人、票決權四十八。この時、機關紙「イスタラ」の編輯事務に關して議論沸騰した末、ブレハノフ、レーニンを支持する一派が勝つた。票數は二十五對二十三。之によつて多数派はボルシエヴィキ、少数派はメンシエヴィキとして、この後長きに渉る對立の根據はおかれた。



その後、暫くメンシエヴィキの主張が一般に迎へられてゐたが、之に嫌らないボルシエヴィキの人々は一九〇五年五月、ロンドンに大會を開いて獨立の行動をとらうとしたが、幾干ならずして日露戦争と一九〇五年革命とが起り、民衆は大同團結して専制主義と戦ひ一時はサウエートの建設にまで漕ぎつけた。そして國際的狀態の不利、即ち、英獨佛のロシア援助、農民の階級意識の缺乏並びにブルジョアジイの反動化等によつて革命は失敗に歸した。一九〇五年革命の唯一の成果は憲法制定、議會開設を約束する「十月詔勅」を勝ち得たことであつた。之によつて革命運動は議會主義に導き去られんとする傾向を與へられ、立憲民主黨、十月黨、社會革命黨等が並び興るのみならず、社會民主労働黨も半合法黨として宣傳の自由を公認せられるに至つた。乍併、既に述べたるが如く、社會政策は一面に於て極端なる運動に對する壓迫を意味する。随つて之によつてボルシエヴィキの運動は決して容易となつた譯ではなく、議會に對する取締も次第に嚴重となり、選挙法も制限せられ、加ふるに、「黒百人組」の如き反動的御用團體の活躍も行はれ、黨出身の代議士は益々苦境に立つた。

かくて再び合同の機運は進められ、一九〇六年春にはストックホルムに第四回會議が開かれ（ロンドン會議を認めぬメンシエヴィキは之を第三回大會といふ）、又、翌一九〇七年春には第五回會議が開かれたが、（メンシエヴィキは之を唯、ロンドン會議と呼ぶ）何れも合同の目的を達しなかつた。その後、反動政治は益々加つたが、之に對して一方に於て、結束して當る必要が痛感せられたと同時に、反面に於て、政策上の意見の相違から黨は四分五裂、實に慘憺たる有様を呈した。心ある人々はこのことの不利を痛感し、密々合同の議を進め、一九〇八年末のバリ全黨會議、一九一〇年始めの通常會議共にこの問題を議したが、何れも成らず、かくしてボルシエヴィキは最早や、獨力を以て大衆を糾合することの必要を覺え始め、一九一二年始めには單獨でブラ

1)に大會を開き、（表面はロシア社會民主労働黨ブライグ大會と稱す）専斷事を決したが、之を快からず思つたメンシエヴィキの人々は、同年八月ウィーンに於て別個の會合を開いた。世呼んで之を「八月團」となした。

かくの如く兩派の對立は益々激成せられ、合法的分野に於ても相争ふこととなり一九一二年十一月の第四回會では兩派の代議士は提携しないことになつたが、その後二年世界大戰が開かれると共に、兩派は帝國主義戦争に對する態度を全く異にしたため、殆んど敵味方の觀を呈し、メンシエヴィキが第二インタナショナルに加盟する西歐諸國の社會民主黨と同じく社會愛國黨に約變したのに反して、ボルシエヴィキは飽くまで所信を貫くため、一九一五年にはテムメルワルド、一九一六年にはキエフに大會を開き國際的に運動を進めたが、遂に一九一七年に至つてストックホルムの大會に於て第三インタナショナル創立の議一決し、その後一九一九年に至つて第三インタナショナルは完全に成立したのである。

六 統

凡そ事の成ると成らざるとは機會の熟不熟によつて定まる。大戰に於ける各國の争鬭の對照物としての國際運動の促進と共に國內の形勢も切迫し、一九一七年三月にはヘトログラードの罷業、勞兵會の騒起をきっかけに革命が成功し、帝政は廢せられ、サウエートは設立せられ、下院執行委員會と勞兵會との聯立内閣成り、ルソオーフが首班に列したが、從來相抗争して來た民黨諸派は一致して之を助け、民主政治の實施に努めた。そして監獄と外國にあつて時機の至るのを待つてゐたボルシエヴィキの闘士は續々歸國して暗中活躍をな



し、四部聯軍に於ける對獨敗戦を機會に五月、七月等に暴動が金でられ、一度はケレンスキイが首相となつて之を鎮壓し、九月に叛いたユルユロフをも平定して小康を得たが、反對に左翼分子はブルジョアと提携して民主共和政治を布くのみを以て満足する點に據らずなり、遂に立憲民主黨、社會革命黨は次第に大衆の支持を失ひ、十一月に至つて全國民主會議はボルシエヴィキの中央執行委員會によつて占領せられ、勞兵階級を率ゐて「一切の權力をサウエートに」といふ標語を掲げ乍ら武裝一揆を執行し、同七日所謂ボルシエヴィキ革命は成功し、總ての反對勢力は徹底的に抑壓せられ、レーニンは擧げられてロシア・サウエート共和國の人民委員會議長の地位を占め、政權はボルシエヴィキの手に確定的に收められ、ロシアはその後現在までボルシエヴィキの手に統一せられて來たのである。

一九一八年同黨はロシア共産黨と改稱し、一九一九年には第三インタナショナルを、一九二一年には赤色勞働組合インタナショナルを提唱して成立せしめた。そして一九二〇年以後未曾有の饑饉に苦しめられた末、一九二二年春の大會を機會に戰時共産主義を棄て、新經濟政策を探り、一九二二年末にはサウエート聯邦を作り、外には列國封鎖と戦ひ、内にはコルチヤツク、アルハンゲル、デニキン、ユーデニツチ、ウランゲル、セミョノフ等の反革命勢力を抑壓し乍ら、革命の齒車を前へ前へ廻轉せしめて來た。

その後一九二四年始めにはレーニンを失ひ、同秋に新々經濟政策に讓歩するの止むなきに至つたが、それによつて毫も社會主義的建設の主要任務を忘るゝ事なく、遂に十年の試練と力闘と光明との時を閲し來つたのである。最近、新反對派擡頭の問題を一掃するため多年黨のために備いて來た有力なる闘士トロツキー、ジノヴィエフ等を排除したことは惜しみても餘りあるが、それによつて黨が衰へると見るが如きことは早計なるのみならず、寧ろ、各國に於ける資本主義の藏する内的矛盾の擴大と發展に伴つて形勢が變て有利に展開するものと見て差支へなからう。

ロシア共産黨がナロドニキ、エコノミスト、メンシエヴィキを克服して遂に無産階級獨裁を打建て、より正に十年、それは誠に荆棘の途であつた。のみならず、彼等の所期の世界的目的が達成せられる日は果して今後幾十年、幾百年を経た後であるかといふことも俄に豫斷することは許されない。現にレーニンの如きはロシア全土の電化せる時、始めて勞農革命の目的成らんといつた位である。然し、何れにせよ、地球の六分の一を占むる領域に新なる社會組織を創設した彼等には歴史の必然性を後楯とする強味があり、そして又眞の人類史を一步一步作り上げて行く喜びが充ちてゐる。吾々はこの多難多幸なる先驅者の前途に絶大の希望をつないで差支なき事を信じて疑はぬ。(R.K.)



## 第二章 自然及び人口

- 一 地 域
- 二 季候、土地及び資源
- 三 人口の密度
- 四 民族別より見たる人口
- 五 性別より見たる人口
- 六 都鄙間に於ける人口分配状態
- 七 職業別より見たる人口

### 一 地 域

サウエート社會主義共和國聯合(S.S.S.R.)を地域の點よりすれば西はオストゼーから東は太平洋に及び北は北氷洋、南はトルキスタンの草原地にわたつて居り、地球上の全陸地の六分の一を占めて居る。云ふ迄もなく一つの國としてはその面積に於てロシアに及ぶものではなく、たゞ英國とその諸植民地とを併せた所謂大英帝國だけが、その面積に於て此のサウエート社會主義共和國聯合を凌ぐのである。此の西ヨーロッパから更に東アジアにわたる廣大な領土を擁して居ると云ふ事實が、ロシアの歴史、文化の上に著しい影響を與へたと云ふ事は論ずる迄もない。

國境の地勢としては、東太平洋岸は氷海に限られ、南は山岳重疊たる中央アジアの高地を自然の國境としてゐる。たゞ開けてゐるのはその西部、即ち中央ヨーロッパに向つた方面丈けであつて、此の東歐平原の一帯に、

一九一七年から一九二〇年にかけて、幾つかのバルチック小獨立國が造られた。之が西歐諸強國のたくらみであり、此の諸小國が列強の尻押しによつて立つて居ると云ふ事は人の知る處である。それ故ロシアはレニングラードに於て辛うじてバルチック海に接して居るに過ぎず、南黒海も外洋と云ふわけではなし、太平洋岸は多は凍結してしまふから、ロシアは陸と海岸線との平衡を全く失して居るのである。此の問題は帝政時代のロシアにとつて既に重大な問題であつたのであるが、サウエート聯合となつた今日に於ても問題は一層緊迫こそすれ、一向に解決の方向に向つて居るわけではない。之はロシアの産業發達の方向及び速度を決定し、延いてはロシアの對外政策を左右する處の一つの重要な要素である。

次にサウエート聯合を形成しつゝある諸支分國の面積と人口との關係を表示する。

### 二 季候、土地及び資源

地域に次いで問題となるのは季候である。地域が廣大であると云ふ事は、云ふ迄もなくその内部に於て溫度及び濕氣の差等の著しい事を意味する。又同一地方に於ける一年内に於ける寒暑の差の甚しいことをも意味する。之は海岸から遠く離れて居ると云ふ事情からである。最も甚しい物として東シベリアのヴェルコヤンスクに於ける一月の平均溫度と七月に於けるそれとの差、攝氏六十七度に及ぶと云ふ例を擧げる事が出来る。即ち一月の平均溫度マイナス五十二度で七月のそれは十五度なのである。同一時に於ける二地方の溫度の差の甚しい例として、クリミアに於て、一月の平均溫度マイナス三・七度、東部シベリアに於てはマイナス三〇度、又七月の平均溫度、レニングラードに於て一七・七度、トルキスタンの砂漠に於ては四〇度、年平均にして歐露の極北



に於てはそれが零度以下であり、クリミア南岸に於ては十三度に達して居ると云ふ事實を擧げるに止める。勿論ロシアに於ける畜業の上に之等の季候が甚しく影響を及ぼして居る事は云ふ迄もない。極北地方では農業は絶対に不可能であつて、植物としては、苔類か一種の漿果植物が生存し得るに過ぎない。漁業と狩獵とが此の地方に於ける凡ての畜業である。然るに南の國境地方に於ては季候は現に亜熱帶的なのである。湿度は南東及南部地方に最も低い。特にヴォルガ下流沿岸に於てさうである。シベリアに於ては中央部に最も高く、南又は北に行くに従つて低い。極東地方は濕潤であり、トルキスタンに於ては大陸的である。一年の平均温度三〇度に及び、亜赤道地帯よりも高く、甚だ乾燥して居り、人工的灌溉の必要がある。湿度、温度共にコーカサス地方に於て最もその差の甚しいのは此の地方が山岳地であるからである。之等の季候が特に農業の上に重大な影響を及ぼして居る事は争ふ餘地がない。

農業に關する物でその産額の著大なるものに木材がある。バルチック海から太平洋岸に至る北部森林地帯はその面積六〇〇、〇〇〇、〇〇〇ヘクタールに及び、その大きさに於て世界最大のものである。此の森林地帯は大體に於て始終濕潤な地帯を占めて居るのであるが、之等の地方では住民は何等かの家内工業により或は有用植物の栽培によつて生計をたてるに餘儀なくせられて居る。戦前、ロシアに於て、麻の世界生産高の八〇パーセントを生産して居たと云ふのは多く之等帯地帯に於て造られたものである。南方地方は肥沃で所謂黒地と呼ばれるものであるが、季候も亦麥の栽培に適し、ためにロシアは世界に於ける穀物生産の一大寶庫とされるに至つたのであるが、耕作の餘地はまだ甚だ廣く、現在の處、耕作し得る土地の半分にも種子が播かれて居らない。それでその耕作面積は世界の總計の三分の一に及んで居るのである。トルキスタン、クリミヤ、コウカサス

等の亞熱帶地方に於ては煙草、葡萄の栽培が可能であり、茶並びに木棉をも栽培し得るのである。耕作と同じく牧畜も廣大な範圍に亙つて居る。例へば世界の馬の頭數の三分の一はロシアによつて占められて居るのである。

地下埋藏物に於てもロシアは非常な量を占めて居る。戦前に於てロシアの石油産額が北米合衆國に次ぐものであつた事、及びその埋藏量が世界に於て第三位を占めて居る事は人の知る所である。石炭も鐵もその量共に十分である。その他金銀銅をも産し、白金に至つては世界産額の九五パーセントを占めつゝある。要するに天然資源としての埋藏物は甚だ豊富である。

白炭と呼ばれる水力に至つては僅に三〇、〇〇〇、〇〇〇馬力を産む可能性を持つて居ると云はれて居る。併し乍ら之等の富源開發の上に第一の障礙となつて居るものは、第一にロシアが海岸から甚だ遠いと云ふ事實である。又人口の密度が、自然の状況並びに歴史的發展の掣肘の結果甚だ低いと云ふ事實である。次に又交通機關が整つて居ない上に、文化の程度が遅れた地方が多いと云ふのも一つの原因である。

三 人口の密度

	首 府	面積 單位千 平方新	%	人口 單位 千人	%	人口一平方 密度新に就
サウエート社會主義共和國聯合	モスクワ	三、三三二・一		一四、三四・九		六・八
ロシア社會主義聯合サウエート共和國	モスクワ	一六、七五八・三	三・七	一〇〇、三三・八	六九・〇	三・〇
ウクライナ社會主義サウエート共和國	ハルコフ	三三二・五	二・一	二八、八七・〇	一九・六	六四・〇



白ロシア社會主義サウエート共和國	ミンスタ	二六・三	〇・三	四、九四・六	三・三	三・九
裏カウカサス社會主義聯合サウエート共和國	タイフリス	一八・六	〇・九	三、八一〇・三	四・三	三・二
ウズベク社會主義サウエート共和國	サマルカンド	三四・四	一・五	三、〇三八・二	三・四	一四・八
トルクメニスト社會主義サウエート共和國	アスハバアド	四九・二	二・三	一、〇四〇・四	〇・七	二・一

人口の數に於てはロシアは支那、大英帝國に次いで世界の第三位にある。但し密度は、地方的に相異はあるが何れにしても、ヨーロッパの何れの國よりも甚だ薄い。即ち最も人口の稠密なウクライナに於てすらも、その密度は、中位な密度をもつドイツの半ばに及ぶか及ばないかの所にある。又歐露とアジアロシアと比べて見ると、前者に於ては一軒平方につき一八・八人、後者に於ては一・七人となる。

四 民族別より見たる人口

スラブ民族は全人口の約三分の二を擁し、サウエート聯合の文化の上に重要な地位を占めて居る。帝政時代には帝國の領土である限り何處でも彼處でもスラブ、特に所謂大ロシア民族の文化が優越的地位をしめ他人種の文化を壓へつけて居たのであるが、革命後事情一變し、一地方に於て、或る人種が數に於て大多數であり、それがよく統制されて居る場合には、一つの自治的の統一體をつくる事が出来る様になつた。サウエート聯合の支分國をなす共和國、又は自治共和國乃至自治地方なるものは新しく出来上つたものであつて、たゞそれらの歴史的發展或は又文化の程度に従つて採る形を異にしたのである。

スラブ民族は之を分つて三つとする。ロシア社會主義聯合サウエート共和國に於て多數を占めて居る大ロシア

人ウクライナに於て大多數を占め、その他歐露諸州、北コーカサスに若干散在しつゝある小ロシア人、次いで主として白ロシアサウエート共和國に在る白ロシア人の三つである。

ポーランド人はポーランドがロシアから離れた今日に於てもなほウクライナの西部及び白ロシア地方に残つて居り相當文化的勢力を維持して居り、ドイツ人は主としてヴォルガドイツ共和國に、又コーカサス、シベリア等に散在して居る。ユダヤ人の大部分はロシア社會主義聯合サウエート共和國に住つて居り他は白ロシア、ウクライナ地方に在住して居る。

タタール人はサウエート聯合内に於てスラブ民族に次ぐ強大なる勢力を持つて居り、カザン、ナヒチエヴァン、クリムの三共和國を建設しつゝある。

要するに、今日の如くポーランド及バルチック諸國を失つたロシアに於ても、なほ、人種別にして其の數、主なるもの約五十、精密に云へば殆んど二百に垂んとすると云ふ頗る複雑した狀況にある。

次の表に示す所は合計五十萬人を超えて居る人種を並べたものである。(單位千人)

一、大ロシア人	七一、三四五
二、ウクライナ(小ロシア)人	二三、八四四
三、タタール人	六、三九〇
四、キルギス人	五、五七七
五、ユダヤ人	二、七二八
六、サルト人	二、二六四

第二章 自然及び人口



七、白ロシア人	二、二三四
八、バシキール人	一、七七七
九、ケルソア人	一、六三八
十、トルコ・タタール人	一、四一一
十一、アルメニア人	一、三六八
十二、ドイツ人	一、二四二
十三、モルドヴァ人	一、一六九
十四、チヌヴァン人	一、〇六三
十五、レスギーン人	七三五
十六、ボイランド人	五二九

五 性別より見たる人口

サウエート社会主義共和国聯合	總人口	男	女	(單位千人)
一 ロシア社会主義聯合サウエート共和国	二五九、七五五・九	一三〇、二四七・一	一三〇、五〇八	一、〇七八
二 ウクライナ社会主義サウエート共和国	六六、七六六・三	三三、九八七・一	三二、七七九・二	一、一〇四
	二七、六六三・九	一三、七五五・〇	一四、二八八・九	一、一六六

三 白ロシア社会主義サウエート共和国	四、一〇四・五	二、〇四三・三	二、一五三・二	一、〇四七
四 裏カウカサス社会主義サウエート共和国	三、四二二・〇	二、七三三・五	二、六四七・五	九五五
五 ウスベク社会主義サウエート共和国	四、八三三・六	二、五九八・八	二、二三三・八	六八九
六 トラルクメニスト社会主義共和国	九四四・六	四八七・四	四五七・二	八七

右の表は一九二五年調査の結果であるが、次に一九二〇年及一八九七年の兩度の調査の結果を比較すると、一八九七年には男一〇〇〇人に對して女一二〇人、一九二〇年には一一五二人の割合になつて居る。して見れば女の男に對する數の上の過剩は減じつゝある如く見えるけれども、何れにしても女の方が男よりもその數の多い事は事實である。極く一般的にはあるが都會に於ては男が女よりも多く、地方に於ては女の方が男よりも多い。又歐羅巴に於ては女が全體的に男よりも多く、國境地方、特に東部シベリアに於ては、男の方が女よりも多い。都會に於ては男には女よりも田舎に居るよりも多く稼ぎ得る機會が與へられて居る事や、又シベリアの端で働く云ふ事が主として男の分け前である事實からして、かゝる結果が生じたのであらう。

六 都會間に於ける人口分配状態

然らば此の人口が如何なる割合に於て都會と地方との間に分配せられて居るか。産業の發達が人口を都會へと吸収する傾向を生み、又此の傾向を助長するものである事は人の知る處である。又従つて産業の發達の高度を或る程度まで人口の都市と地方との間に於ける分配状態より推察する事も出来る。(單位百萬人)



	都市人口	地方人口	地方人口百に對する都市人口の比
一八九七	一二〇	八五・五	一〇・四
一九一六—一七	一三三・一	一〇五・七	二一・九
一九二〇	一四〇・一	一〇七・七	一三・一
一九二三	一七〇・〇	一一〇・六	一五・四
一九二四	二一七	一一八・一	一八・三
一九二五	二二・九	一一六・七	一九・六

革命以後に於ける外國よりの干渉並びに反亂がいかなる程度に人口の都會集中の傾向を挫いたかは問題であらうけれども、何れにしても之等の破壊的要素が可成り影響を與へたと云ふ事、又その人口の都會集中傾向が最近著しく復活しつつある事は否定出来ない様に思ふ。併し乍らロシアが農業國である事は依然として一目瞭然たる事實である。併し又ロシアに於ては此の粗放な、甚しく退歩して居る方法によつて行はれて居る農耕すらも、他の産業部門の發達の程度と比べて見る時はより高い地位にある。牧畜は云ふまでもなく、農耕よりも遙かに粗放である。工業の發達は比較的に後れて居、工業に従事して居る人々は今日も僅かに七・五パーセントに過ぎないと云はれて居る。次節に掲げる職業別に見たる人口の比例は更らに詳細に此の間の事情を説明するであらう。

七 職業別に見たる人口

職業別概算千分比

一、農業に従事する者	八二六
二、工業に従事する者	七〇
三、建築業に従事する者	九
四、交通事務に従事する者	一八
五、郵便、電信に掲げる者	一
六、商業に従事する者	一三
七、教育事務に従事する者	九
八、衛生、保険事務に従事する者	五
九、種々の國家機關に掲げる者	一〇
十、利子生活者	〇・六
十一、失業者	一九
十二、其の他	二〇

之は一九二六年に發表された數字を基礎にして計算したものである。試みに一八九七年調査の次表を比較して見る。(千分比)

一、公務並びに自由業者	九四
二、農業並びに林業に従事する者	七四六

第二章 自然及び人口



- 三、工業並びに農業に従事する者 九六
- 四、交通事務に従事する者 一六
- 五、商業に従事する者 三八
- 六、その他の職業にある者 一〇

勿論分類の仕方も異り、地域も相違して居るから何等の結論を引き出す事は出来ないが、商業に従事する者の著しくその割合を減じた事は革命以後の事情の變化を語るものではあるまいか、殊に他の事情よりして一八九七年から一九一七年までの間に此の部類の人口の比が可成りの程度に増加して行つたと云ふ事も考へられるから、事實に於て、商業に従事する人口は革命後著しい變化を數の上を受けたものと考えられる。(N.G.)

資料

1. Wl. Wolynsky : Die Welt in Zahlen. 1925.
2. Jahrbuch für Politik-, Wirtschaft-, Arbeiterbewegung 1925—27.
3. Soviet Union Year Book. 1927.
4. Hans-Jürgen Seraphim : Russland. 1927.
5. A. Rado : Führer durch die Sowjet-Union. 1928.

### 第三章 政治組織

- 一 サウエート聯邦の成立とその國家組織の特色
- 二 憲法
- 三 サウエートの體系
- 四 聯邦の諸機關
- 五 加盟共和國の諸機關
- 六 地方諸機關
- 七 聯邦としての SSSR

#### 一 サウエート聯邦憲法の成立

通俗にロシアといふ地理的名稱を以て呼ばれてゐる國の法律的公稱は、サウエート社會主義共和國聯合の *Советский социалистический республик (SSSR)* であつて、ロシア社會主義聯合サウエート共和國 (*RSFSR*) といふ公稱を有つ國は、實は他の五つの國と共に、前者の大聯合を構成する一支分國に過ぎない。この大聯合が今日の形を備へる迄には、大凡そ次の三つの時期を経過した。

- 第一期 舊ロシア領分裂の時代(一九一七年十一月より一九一九年末に至る迄)
  - 第二期 サウエート聯邦建設時代(一九二〇年初めより一九二二年末迄)
  - 第三期 聯邦の内面的發達時代(一九二三年より今日に至る迄)
- 革命の勃發した一九一七年十一月人民委員會は、ロシア諸民族權利の宣言に於て、各民族に自決權ありとし、



續いて翌日、ウクライナ、及びフィンランドの獨立を承認した。一九一八年から一九九年にかけては、エストニア、リスマニア、ラトヴィア、白ロシア等が相並いで獨立し、一時中絶してゐたウクライナも亦復活した。一九一九年一月、全ロシア中央執行委員會は、之等の諸邦が、帝國主義に對する戰に於て相結合し、軍隊、財政、經濟、鐵道、勞働事務等を共通にすべき旨の命令を發したけれども、ロシア本部の他は何れも白軍に占領せられてゐたため、この命令は實行せられなかつた。ロシア本部は、一九一八年二月以來、*Белый* と稱してゐたものゝ、サウエート共和國としては、それが唯一國あるのみで、*Красный* の實は無かつた。

然るに一九二〇年頃から形勢は急轉して、赤軍の勝利と共に、多くの自治社會主義共和國ができた。一九一八年できたトルケスタン共和國も、*Бухара* に加はり、ウクライナ及び白ロシアにも勞農政府が復活した。アゼルバイヂヤ、アルメニア、グルージアも、サウエート共和國となり、中央アジアのヒバ、ブハラはサウエート民主共和國に改造せられて、*Туркестан* と緩やかな聯合關係を結んだ。夫等の中でも殊にウクライナは、前記の政務に關する限り、*Белый* の命令が自國內に效力を有することを認め、一九二〇年そのサウエート大會は獨立の憲法をもちつゝ、全ロシア社會主義サウエート共和國の成員たることを宣言した。次で兩國間の條約によつて、重要政務を共同するため主要な人民委員を統一して、*Белый* の人民委員の一部となし人民委員の側からは代表者をウクライナに派して兩國の最高權力は、全ロシアサウエート大會及び全ロシア中央執行委員會に移つた。同様の關係は、アゼルバイヂヤ、グルージア、アルメニア（この三者は後に結合してトランスカウカス社會主義聯合サウエート共和國 *Кавказ* を作つた）白ロシア等との間にも成立し、一九二二年の初には既に、略ぼ現在の *СССР* の領土がままとまつてゐた。

一九二二年の半ば以來、之等諸邦間の聯合の形式を整へて *РСФСР* の覇權を制へんとする運動がウクライナを主として諸邦に起つてゐたが、終に同年十月、モスカウに於て *РСФСР*, *Туркестан*, *Уkraine* 及び白ロシアの間に聯合條約成り、その結果、*СССР* と *РСФСР* との區別が豁然とし、兩者の人民委員會は上下の關係に立ち、各々の權限も明確にせられた。同年十二月末の全ロシア・サウエート大會で決議せられた合同條約に基いた憲法草案は、第十二回全ロシア共產黨大會に提出せられたけれども、これは一九一八年の *Белый* 憲法の模寫のやうなもので、*РСФСР* に對して弱小支分國の權利を保護すべき規定が充分で無かつたから、更にこの點を考慮して修正せられた草案は、一九二三年七月、聯邦中央執行委員會で可決せられ、翌一九二四年一月の聯邦サウエート大會で終局的確定を見た。一方では、各支分國は、それ迄に之れが批准を了してゐたのである。これ即ち現行の *СССР* 憲法である。

*СССР* に直屬する所謂加盟共和國 (*Уния или Бундесrepublik*) は、最初上記の四ヶ國であつたが、トルケスタン自治共和國及び曩きに民主共和國なるが故に加盟しないで姉妹國としての待遇に止まつてゐたホレスム、ブハラの三國は一九二四年十月何れも解體して、多少の國境變更をした上で、新に、トルコメン及びウズベクといふ二つの社會主義サウエート共和國を作り、*СССР* に加入した。これで現在では直屬支分國が六つある譯である。その面積人口の概数は

	千平方哩	百萬人
<i>РСФСР</i>	七・五九七	九六・七
白ロシア	四・二	四・二



ウラナイナ	一六五	二七・六
TSFSR	七四	五・四
トルコメン	一八一	九
ウズベク	一二四	四・八

例へば、TSFSRは、大ロシア本部の外に、十の所謂自治共和国と、十三の自治地方とを含み、TSFSRはアゼルバイジャン、グルージュ、アルメニアの三共和国から成る聯邦であり、その中のグルージュは更らに、三つの自治共和国を含んでゐる。かくて全體たるTSFSRの中には、十六の自治地方の外に、六つの加盟共和国と十八の自治共和国とが、自ら國家内の國家と稱してゐる譯である。

次ぎには、この國家は、下は村落より上は聯邦の最高機關に至る迄、一律にサウエート制度を以て貫き整然たる體系をなしてゐる。サウエートは一九〇五年の革命當時ペテルスブルグにできた「勞働者代議員サウエート」を嚆矢として、既に一九一七年春夏の頃、まだ假政府時代に、全國の都市に設けられてゐた。元々パブリコニスムを模倣したものだ、本來の語義は、「協議」又は「會議」といふことであり、要するに、人民から選出せられた委員の合議體を以て、政治を行ふことである。然もこの委員の任期は極めて短かく、且つ何時たりともその選舉母體から解任せられるから兩者は極めて密接な代表關係にあることに於て從來の官僚政治や代議政治と異なつてゐると稱せられる。TSFSRが極めて複雑な復合國家であること、サウエート制度を以て貫いてゐること、は、その二大特色である。その政治の實情を知るためには、尙共產黨の獨裁や、近代立憲政治の通則たる三權分立主義の否認等に就ても研究せねばならぬのであるが、茲にはとりあへず、以上の二點に就て略述することとする。

(1) この自治共和国の數にはたえず變動がある。本文に掲げた數は、Staatsman's year-book 一九二六年版に據つたのである。その前には、十四の自治地方と九の自治共和国があつたし、更に前掲書一九二七年版には、自治共和国八、自治地方十八とある。本文に古い數字を掲げたのは、後に述べる聯邦の民族院の議員數が、之れと相應するからである。兎も角、かうして變動の甚しいことが、その基礎鞏固でなく、自治共和国とは稱しつゝも、實は、行政區劃に毛の生えたもの位らしいことを裏書きする。

(2) Alexejew, Die Entwicklung des russischen Staates in den Jahren 1923—1925 (Jahrbuch des öffentlichen Rechts Bd XIV 1926) S. 318 には、「この三國を、加盟共和国と」、TSFSRを「この三國が別に自由に組織した聯邦である」と云つてゐる。兎も角、この三國の地位は、他の自治共和國よりは遙かに獨立的なものゝ如くである。

(3) 但し、一九二四年十月の村サウエート法は、選舉人から、議員召喚の權を奪つて、只、その解任を上級機關に懸議する權のみ認めた。Timaschow, Grundzüge des sovjetrussischen Staatsrechts. 1925, 287 参照。

(4) 本稿は元來、各獨立に時を異にして書いた二文を合して重複する部分だけを削つたものである、従つて前半と後半との書き振りに相違あることを諒せられたい。



二 選 舉 法

一九二三年の憲法には、選挙に関する規定はなく、1918年の憲法に於ける選挙規定が、殆ど凡て全国に行はれてゐる、一九二五年に改正せられた RSESR の新憲法も、之れを踏襲してゐる。

之れによれば、十八歳以上の者にして左の資格を具へるものは、性、宗教、民族、住所等の別なく、悉く選挙権及び被選挙権を有する。外國人でさへも、労働者又は農民階級に屬する限り、選挙権を與へられるのである。

一、生産的及び公益的労働に依つて生計を営むもの、並びに、之等の者に生産的労働を爲すことを得しめるために、その家計を委任せられたるもの。

二、労働者及び農民の赤衛陸海軍所屬員。

三、前二者に屬する者にして、ある程度に、労働能力を喪失したるもの。

かくの如くであるから、その實際は、殆ど普通選挙に近いと云つていゝのであるが、恰も資本主義の國に於て、財産上の制限を置くことが通例であつたと逆に、倒置階級國家に於ては、資本家階級たることを、

資格条件としてゐる、即ち左に掲ぐる者は選挙権を有しない。

一、營利の目的のために貸銀労働者を使用するもの、

二、自己の労働に依らざる所得（資本金子、企業及財産の収益等）に依り生活するもの、

三、私的商人、仲買人、

四、各派の宗教に於ける僧侶及び牧師にして宗教的勤務を職業とするもの、

五、舊警察、憲兵隊及び機密政治警察の所屬員、舊帝室の一族並に警察、憲兵及刑罰機關の業務を擔任したるもの、

六、法規に従つて、精神耗弱又は精神錯亂と認められたるもの、

七、暴利又はその他の破廉恥的犯罪のため、法定又は判決による期間有罪の宣告を受けたるもの、

この資格規定に依つて選挙から除外せられる数は正確には分らないが、二—三パーセント位だとも云はれてゐる。従つてそれは、我國の選挙法などに比すれば、幾層倍も普通選挙に近いものである。然し、實際には、棄権者が甚だ多かつたために政府は、棄権防止に腐心し、法規の嚴格なる適用を緩和することに力めた。就中、RSESR に於て一九二五年一月出された訓令は、この法規のある部分を不當に擴張又は廢止したものと認められてゐる。それに依れば、例へば、「貸銀労働者を使用するもの、自己の労働に依らざる所得にて生活するもの、職業的に商業を営むものと雖も、選挙の當時、自己の労働に依つて得たる所得にて生活し、他人の労働を搾取せざる旨の證明書を、工場委員、農夫組合等から得て持参した者は、選挙に参加することを得る」し、その他農業經營者や、利子生活をする者に就ても種々緩和的規定がなされた。

RSESR に於ける一九二五年十月の訓令は、この傾向を一層進めて、以下の者が資格者でない旨を明言した。

一、農業を営み貸銀労働者を使用する者と雖も、農業に於ける貸銀労働使用の規定に準據して、之れを行ふ場合。

二、製粉場、倉庫、鍛冶場、その他類似の營業の所有者、賃借人、凡ての家内工業所有者、手工業所有者た



りと雖も、その常雇労働者一人、徒弟二人以下にして、自ら労働に従事するとき、

三、國家、地方團體及び組合の公債、債券、出資より利子を受ける者、

四、行商人にして § 66, § 67 憲法六九條の規定に含まれる者、

五、§ 68, § 69 憲法六九條の規定に依つて、選挙権を剝奪せられたる者の家族と雖も、この者より物質的援助を受けざる場合、

かくて選挙権から除外せられるものは、中以上の極めて少数のブルジョアだけに限られることになり、益々普通選挙に接近してきたが、後に述べるやうに、代表者を出す比率は平等でなくて、農村に薄く、都市労働者に遙かに厚い。又この選挙権を行使して、人民が直接に選出するのは、都市及び農村のサウエートだけであつてそれより上級の諸機關は、凡て間接選挙である。投票は名簿に就て行はれることもあり、個人に就て行はれることもあるが、何れの場合でも、單純なる多数を以て當選を定める。從來、秘密投票にすべきか否かを決定する權が州の選挙委員にあつた時でも、實際上、秘密投票は行はれなかつたが更らにそれは、最近の訓令で、嚴禁せられた。之等の點は、ドイツの社會民主黨が永らく、普通、平等、直接、秘密、比例の選挙を旗幟として進み來たり、之れを凡ゆる選挙の原則として憲法に掲げるに至つたのとは、著しい對照を成す。

村及び都市サウエートの選挙は、慣例上、毎年十月頃から、徐々に始まり、十二月に至つて最も頻繁に、年内に終了する。選挙は、選挙會で行はれる。選挙會は、農村では、原則として各村毎に一つ宛設けられるが、人口三百以下の村では、隣村と合同して一つの選挙會を開く。然しそれも隣村が十軒以上距つてゐる場合には、獨立に開く。その頃になると、選挙人は、突然選挙會に出現すべき旨の告知を受ける、この告知は、以前は、

選挙會の十三時間前になされることを以て足れりとしてゐたが一九二五年の訓令で、遅くとも五日前に豫告すべきことゝなつた。その間にも選挙運動などは行はれない。選挙會が開かれると、選挙會長が、選挙人に選挙手續を説明し、それ迄に届出でられた候補者の氏名を讀み上げた上、記名投票が行はれる。多くはその場合に地方サウエート議員の報告があつたり、共產黨の代表者の政界現状の説明や現政府の謳歌があつたりする。候補者推薦に就て、共產黨員と反對派との間に論争のあつたりすることもある。

從來の例によると随分違法も行はれたらしい、當局の壓迫は勿論、有權者に投票せしめなかつたり、得票の多い候補者を落選させて、少ない者を當選させたやうなこともあつたといふ。恐らくは、さうした事情も加つて、棄權者は甚だ多かつた。政府がその救済策に苦心したことは、前にも述べたが、一九二五年の訓令で、先づ選挙委員が自ら候補者を立てることを禁じた、又、投票者が、有權者の三十五%以下なるとき、及び選挙執行官の違法行爲に對して、公民の抗議あるときは、その選挙は取消されて、新に選挙をやり直すことを規定した。そのためその年には、全國到る所で、選挙の遣り直しが行はれたといふ。

都市に於ては、選挙方法が村とは、稍々異なる。都市といふのは、舊法(一九二二年)では、人口一萬以上又は、有權者二千以上の地のことであつたが、現行法(一九二五)では、さういふ制限はない。且つ、市街地風の住居地(Ansiedlung)又は労働者居住地(Fabrik- und Werkarbeiterkolonien)も都市に準じて取扱はれる。かうした地では、選挙會は、一體を成す生産組織(例へば一つの企業、一つの營造物)又は同一の職業團體(労働組合)を單位として召集せられる。ロシアでは、労働組合に加入すること、否、何れの組合に加入するかといふこと迄事實殆ど強制的で、之れに加入せざるものは、職業の獲得や食糧の配給に就て、非常な不利益を受



けるのであるが、それでも、組合に加入もせず、又ある一定の大きさ以上の企業にも所屬しないもの、例へば家内労働者、主婦、自動車運転手等のためには、地域的に区劃した選挙會を開くことも許される。然し實際上は、これは殆ど行はれないといふ。是等の選挙會では、政黨、組合、選挙人團體等から提出せられた候補者名簿に就て投票が行はれる。その他の點に就ては、村の場合と略ぼ同じい。

かくの如くにして成立した村及び市のサウエートは、全國の凡ゆる政治機關の基礎的單位であつて、新に成立すれば、直ちに總會を開いて、直接の上級サウエートの選挙を行ひ、上級サウエートは更に次ぎ／＼に選挙をくりかへして、上に向つて層々相築き上げ、終に國家の最高機關たる聯邦サウエート大會を選出する。そして年初の中に、この大會を開き得る運びに到らせようとするのである。然し之等の選挙手續は、頗る簡單にスラ／＼と運び、村の選挙會のやうに競争などあることはなく、共產黨から提出せられた候補者名簿を舉手によつて、形式的に決定するだけだといふ。サウエート大會だけでなく、執行委員會や常任理事會などの選挙も皆同様にして、行はれる。

(5) 以上はフレンキエフ、前掲雜誌三二九—三三〇に據つたのであるが、近着の Rubiner, Die gauld Jagh der Sowjetstaaten, 1927, S. 31 に従へば、一九二六年の施行規定では、却て鉄格條項を嚴重に勵行することとなり、従つて一九二七年には、例へば РСФСР に於ては、村落の鉄格者は前年の一、一％から三、九％に増加し、ウリミヤ自治共和國では前年の有権者の七、八％が失格したといふ。

### 三 サウエートの體系

今述べたやうに、ロシアでは、凡ゆる政治機關が、村及び都市サウエートを單位として、層々上に向つて築き上げられるのである。「上から下へ」でなくて、「下から上へ」といふことは、サウエートの精神でもあり、誇りでもある。然し乍ら、それは組織の外観だけで、實際上は、國家の殆ど全權力が中央に集中せられてゐて、下級の諸機關は、その手足たるに過ぎない。故に私は、先づ「下から上へ」の組織の概観に一瞥を與へ、然る後に「上から下へ」の實際的運用を略説しようと思ふ。

先づ村毎に原則として一つのサウエートが組織せられることは、さきにも述べた。然し一九二三年の調査によると、それは殆ど有名無實で、議長一人のみで議員のないサウエートも澤山あつたし議員数は高々二三人、十人もあるのは極めて稀な異例だつたといふ。仍て一九二四年には新な規定を作つて、住民百人毎に一人の議員を選出せしめることとし、その議員數を三乃至百人と定めた。サウエートは一人の議長を選ぶ。議長の下に書記を置くこともできる。又大村では、執行委員會を選出することもできる。

市では、各々の企業や組合やから選出せられた議員が集つて、市サウエートを構成する。その人員は、有権者二百人に就き一人の割合であるけれども、五十人を最小限とし、千人を最大限とする。但しモスコウ及びレニングラードはこの制限外である。市サウエートには、舊法(一九二二年)では執行機關を認められなかつたが、新法(一九二五年十月)では、常任理事會又はその議長を以て之れに充てることとなつた。理事會の定員は、七乃至十人であるが、モスコウ及びレニングラードのためには、別に全ロシア執行委員會が、その定員



数を定める。

村の上には *Molot* がある。ポロストは普通には郡と譯されてゐるし、私も簡明のために、その譯語例に従ふけれども、その大きさは我國の郡より遙かに小さいものらしい。何故なら、最近共産黨の勢力を集中するためにポロストの廢合が大に行はれて、その人口は平均一倍半以上に増大した状況を誌して、あるポロストは、五千四百の人口が一萬一千三百となり、あるものは、六千五百から一萬四千に増したなど、稱せられてゐるからである。兎も角、村のサウエートは相集つて、郡のサウエート大會を選出する。一九二三年の報告に依れば、その平均議員数は五十三名で、一議員が三百五十五人の住民を代表してゐた割合であつたが、一九二四年十月の新規定によつて、住民三百名毎に一人の議員を選出することゝなつた。郡サウエート大會は、郡執行委員會を選出する。それは三名の委員及二名の副委員から成る、大郡ではこの數を増すことができる。任期は一年。

郡サウエート大會は又、市サウエートと共に、縣(*Distrikt*)サウエート大會を選出する、その議員数は、前者からは住民二千につき一名、後者からは、有権者二百人につき一名の割合であるが、總數三百名を超えることを得ない。一九二四—二五年の調査に依れば、縣サウエート大會の定員は、平均百二十三名だつたといふから、ウエズドも亦、日本の縣よりは遙かに小さいものであることが想像せられる。縣サウエート大會は、縣執行委員會を選出する、それは十一名乃至十五名の委員と五名の副委員とより成る、然し大きな縣に於ては、委員數を二十名迄増すことができる。その下には行政各部を司る局長が置かれる。執行委員會は、その常任理事會を選出する。

州 (*Gubernia*) サウエート大會は、最高の地方機關であつて、それは、縣サウエート大會から、住民一萬人

につき一名の割合で選出した議員と、市サウエートから、有権者二千人につき一名の割合で選出した議員とから成る。尤もその議員數は總計三百名を超えることを得ない。一九二四—二五年の統計に依れば、その定員數平均は二百四十七名だつといふ。州サウエート大會は、州執行委員會を選出する、二十五名以下の委員と、その三分の一以下の副委員とより成る、但し、加盟共和國の許可を得て之れを増員することもできる。州執行委員會には、十三の行政部が附屬する。それは又、理事長及び七名乃至十名の理事より成る常任理事會を選出する。自治地方及び自治共和國は、サウエートの體系から云へば、傍系に屬する。その中、前者は、執行委員會の代りに人民委員會を有つことの外には、實質上、州と異なる點はない。自治共和國は、サウエート大會、中央執行委員會及びその常任理事會の外に、人民委員會議 (三乃至十一の人民委員部より成る) を具へることに於て、組織の外形は、加盟共和國に類似するが、その實質は、寧ろ州に近いものである。殊に、常任理事會の下に行政各部門を設ける傾向を生ずるに及んで、それは益々州に類似して来た。

加盟共和國のサウエート大會は、州サウエート大會から選出された議員と、市サウエートの代表者とより成るか、その選出比率は各々の國によつて異なる。例へば *Byelorussia* では、前者からは、住民十二萬五千に就て一名、後者からは、有権者二萬五千に就て一名の割合で選出せられ、近年は總數千六百餘名を算する。(外に附屬權のみを有するもの五六百名ある例となつてゐる) 然し白ロシアでは、夫々一萬人の住民又は二千人の有権者に就て一名の割合で選出せられる。このサウエート大會は、中央執行委員會を選出する。それは例へば (一九二五年) *RSFSR* では、三百名の委員と百三十四名の副委員とより成り、ウクライナでは三百名の委員と九十一名の副委員とより成る。中央執行委員會は更らに、その常任理事會と、人民委員會とを組織する。前者は十



各乃至二十名の理事より成る、*Reichsrat* には一九二五年十九名の常任理事がゐた。後者には、議長副議長の他に十一の委員があり、各々行政各部を統率する。

尤も以上に一律に市と稱したもののうちでも、全ロシア・サウエート大會及び州サウエート大會の双方に代表者を出すのは、人口二萬五千以上の市に限る。それより州市 (*Stadtkreis*) は、州サウエート大會にのみ、代表者を出す。その他の市は、州及び縣のサウエート大會に於て代表せられる。

*Reichsrat* の聯邦サウエート大會の構成は *Reichsrat* の場合と同じく、市サウエートの代表者(有権者二萬五千人に就き一名の制)及び州サウエートから選出した議員(住民十二萬五千につき一名の制)から成る。一九二二年の第一回大會では、別段の選挙を行はず、*Reichsrat* の全ロシアサウエート大會が、その儘聯邦サウエート大會となつた、各加盟國の代表者は、*Reichsrat* 一七二七、*Reichsrat* 三七三、ウクライナ三五四、白ロシア二三、合計二四七七名あつた。一九二四年の第二回大會には、一五〇〇名の表決権者と五八四名の討議権者とがあつた。聯邦中央執行委員會は、聯邦の通則に従つて、上に述べたものとは異なり、二院より成る。その一つの聯邦院 (*Diöners*) は、一體としての國民を代表すべく、聯邦サウエート大會から、各加盟國の人口に比例して選出せられる。他の一つの民族院 (*Nationalitätenrat*) は、各支分國或は各民族を代表すべく、加盟共和國及び自治共和國から五名宛、二つの小自治共和國及び自治地方から一名宛選出せられた議員を以て構成する。その定員は、初め、前者四一四、後者一〇〇名であつたが、最近(一九二五年五月召集せられたもの)では、前者四六〇、後者一三一名に増加した。

聯邦中央執行委員會の兩院は、各々九名の常任理事を選出して、夫々の院の常任理事會を組織する。而して

更に之れに、兩院合同の總會で選出した九名の理事を加へて、合計二十七名より成る聯邦中央執行委員會常任理事會を組織する。常任理事の中六名が、順番に、中央執行委員會の議長を勤める。

聯邦中央執行委員會は又、聯邦人民委員會を組織する。それは、議長、副議長及び行政各部門を分擔する十一の人民委員部の代表者より成る。これには尙その他にも重要な委員會が附屬する。

以上述べた所を、簡明にするために、圖示すれば次頁の通りである。

尙この機會に一言したきは、前節に述べた選挙權不平等のことである。それは二つの點に於て不平等である。第一に例へば聯邦サウエート大會に於て、農民は人口十二萬五千に就て一人の議員を出すに對して、都市では、二萬五千の有権者に就て一議員を出す。若し、人口と有権者との比例が五對一であるならば、これは平等であるけれども、實際は、有権者の割合はもつと多いから、結局、都市は農村よりも二倍乃至二倍半多く、代表せられる譯になるといふ。第二に、市は直接に二つのサウエート大會に代表者を選出することによつて二重に代表せられることとなるのである。

- (c) *Timaschew, Grundzüge des sovjetusischen Staatsrechts 1925* に據る。アレキセフ前掲雜誌三四二頁には、「人口二萬五千の市は、憲法では二五、新法では一三〇名の議員を出だし、人口五萬の市は、舊法では高々一〇〇、新法では二〇〇名の議員を出す」とあるけれども、その算出の基礎を示してゐない。ルビネル前掲書三二頁に依れば、市では人口千につき一人の議員を出す。
- (7) *チマシエフ前掲書七六頁、及びルビネル前掲書一二七頁參照。*







b 聯邦中央執行委員會

聯邦サウエート大會閉會中は、聯邦中央執行委員會が、之れに代つて、最高機關である。中央執行委員會は、その名にも拘らず、執行を主とする機關ではなくて、寧ろ他の國の議會に相當するものである。且つそれは聯邦制の通則に従つて、その一院（聯邦院）を以て、一體としての全國民を、他の一院（民族院）を以て、所屬各支分國又は諸民族を代表せしめてゐることは、先きにも述べた。然しそれは、他の議會のやうに獨立不遜ではなくて聯邦サウエート大會に對し有責である。又三種分立の原則の行はれてゐないこの國に於て、その權能が立法にのみ限らざること勿論である。即ちそれは、その各院に於て、自らの發議により、又は他の聯邦諸機關、加盟共和國の中央執行委員會等より提出せられたる一切の法律命令を審議するのみならず、自ら各種の法律命令を發布し、聯邦の立法及行政事務を統括し、その常任理事會、人民委員會議の權限を決定する。各種の法律命令にして聯邦の政治的及び經濟的生活の一般的規範を定めるもの並に聯邦の國家機關の現行實務に根本的變革を及ぼすものは、凡て、必ずこの中央執行委員會の審議及び裁可に附せねばならぬ。尤もこの規定は、實際には行はれてゐないで、常任理事會や人民委員會議やが、随分重要な法律、命令を單獨に發してゐるのである。中央執行委員會は又、強大な監督權を有つてゐて、全領土上、聯邦サウエート大會を除く外の凡ゆる機關の發した法律、命令を廢止又は取消することができる。

法律は兩院を通過することを要する。兩院の議合せざる問題あるときには、各院から同數宛の委員を出して調停委員會を組織し、その審議に附す、この場合妥協成立すれば、妥協案を更に各院に廻附して決定するが、若し妥協成らざるときは、兩院の合同會議を開く、然し表決は各院別々に之れをなす、かくても尙兩院の一致を見ざるときは、兩院何れかの要求によりて、通常又は臨時の聯邦サウエート大會に移し、その決定を仰ぐ。兩院委員の權利は平等である。常任理事會の許可を受くるに非ざれば、司法訴追を爲し得ざることなどは、他の國の國會議員の身分に似てゐるが、それと異なる點は、行政への直接參與である、即ち或は、加盟共和國の中央執行委員會その他中央地方の諸官廳に、討議權を以て參加するのみならず、諸官廳の報告を徴することもできる。

中央執行委員會は、各院の常任理事會により又は加盟共和國の中央執行委員會の要求に基いて、臨時に召集せられることも法文上は認められてゐるが、通常會は一年三回しか開かれぬ、然も從來の例に倣すれば、それもなか／＼困難らしく、開會は兎角延期になり勝ちである。且つ、開會日数は極めて短く（長くて十日許りらしい）議事は、一ヶ月前に新聞に公告した日程以外に涉ることを許されぬ。従つてその權能は、實際上、常任理事會及び人民委員會議に移る。

中央執行委員會常任理事會

中央執行委員會の閉會中、之れに代つて立法、執行、命令の最高機關たるものをその常任理事會となす、只だ後者は前者に對して有責である。その主なる權限は、執行及び監督の方面にあつて、先づ聯邦憲法並びに聯邦サウエート大會及び中央執行委員會の命令が、諸機關に於て實行せられるやうに手段を講ずる。聯邦の人民委員會議、及び各人民委員、部加盟共和國の中央執行委員會及び人民委員會議案の命令に對しては、廢止又は取消することができ、加盟共和國サウエート大會の命令に對しては之れを後に聯邦中央委員會の審議、承認に附することを條件として、廢止することができる。他方に於て常任理事會の行爲に對しては、聯邦中央執行委員會



の兩院及び加盟共和國の中央執行委員會から抗議をなすことができるけれども、その抗議は、前者の行爲の執行を停止する效力を有たぬ。常任理事會は又、聯邦人民委員會又はその各部と加盟共和國中央執行委員會又はその常任理事會との間の争議の調停にあたる。それは大赦恩赦の權をも有つ。然し立法權をも有してゐて、自ら各種の法律命令を發し、他の諸機關から提出せられた法律命令の草案を審議確認する。

常任理事會は、他の國の内閣に相當するものであるが、尙この外に、人民委員會も亦、通常、之れと共に政府と稱せられてゐる。法文の解釋から云へば、前者が後者の行爲に對して取消權を有すること、後者の決議は凡て、遅くとも三日以内に前者に報告さるべきこと等の規定に省みて、前者が後者の上にと云はねばならぬ。中央執行委員會が議會、常任理事會が國務大臣の會合、人民委員會が行政各大臣の合議體であると觀ることを得るならば、甚だ理解し易いのであるが、事實はさうでないらしい。

#### d 人民委員會

たとへ法文上では、人民委員會は、中央執行委員會及びその常任理事會に對し有責であり、その監督を受けるものであるにしても、實際上、それ等の下位に隷屬するものでなく、却つて、凡ゆる國家活動の本源であることは、レーニン(その死後はリュコフ)の活動が引き續いて人民委員會議長の職に於て爲されたことを以ても分る。即ちそれは、中央執行委員會の執行及び行政機關であるのみならず、與へられたる——而して頗る廣汎な、權限内にて各種の法律命令を自ら發する。中央執行委員會から發せられる法律でも、實際は、そこでは討議せられることなく、この人民委員會で作製せられた法案を稱呑みにするに過ぎない。

人民委員會議長、議長、副議長、外務、陸海軍、外國貿易、交通、郵電、勞農監察、勞働、國內商業、財政の各人民委員、最高國民經濟委員會長より成り、各種の委員會が之れに附屬してゐる。中に最も重要なものとして、立法準備委員會は、勞農ロシアで發せられる殆ど凡ての法律の作成に與かり、行政財政事務委員會は、豫算編成、税制、官吏懲戒、諸機關の間の調停等を司り、勞働防衛委員會は、中央執行委員會及び人民委員會の命令と同様の效力を有する發令の權を以て、政治經濟の實勢に應じて經濟財政の諸計畫を是正し、經濟及び國防に關する人民委員部を指導する。又主要利權委員會は、外國資本の誘導諸契約の締結の任に膺る。

#### 。 聯邦人民委員部

聯邦人民委員會の管轄に屬する國家行政の各部門を直接指揮するのが、聯邦人民委員部である。前者の各委員を議長としその下に、人民委員會議から任命せられた委員の合議體をおく。之れに二種類がある、即ち外務、陸海軍、外國貿易、交通、郵電の事務は、聯邦專屬の權限に屬するから、之等の人民委員部は、聯邦にのみ存し、之れを統一人民委員部と稱する。之れに反して、最高國民經濟、國內商業、勞働、財政、勞農監察の五部の事務に就ては加盟共和國も幾分の自治權を有ち、従つて同名の人民委員部を置く、之れを協同人民委員部と稱する。前者の各人民委員部は、その代表者を各加盟共和國に派し、人民委員會議に陪席させて表決權又は協議權を行使させる、後者の各人民委員部は加盟共和國の同名の人員部を同時にその執行機關として、指揮監督する。

各人民委員部は、聯邦中央執行委員會、その常任理事會及び人民委員會議に對し有責であつて、後二者は、人民委員部の監督機關としてその行爲を取消すことができる。又、その行爲が聯邦或は加盟共和國の立法に明かに違反する場合には、加盟共和國の中央執行委員會若くはその常任理事會も亦、之れを廢止することを得る。



f 合同國家政治局

政治的並に經濟的反革命、間諜及び匪賊の取締りに對する加盟各共和國の革命的努力を統一するために設けられた機關であつて、實に共產黨が全力を集中する所である。これ亦聯邦人民委員會に附屬し、その局長は、該會議に於て協議權を有ち、加盟國の人民委員會に於けるその代表者は、該局の地方機關を指揮する。この局の職員は、現役兵と同等の待遇を受け、團體としては、赤衛軍同様に、鐵道、水路、空路等の利用權を有し、給養、武裝に就ても同様の取扱ひを受ける。

g 聯邦最高裁判所

最高裁判所は、聯邦中央執行委員會の下に於て、全領土上に革命的法律秩序を確立すべきことをその任務とする。即ちその主なる權限は、聯邦立法の諸問題に就て加盟共和國の最高裁判所に對し指導的解釋を與へること、加盟共和國最高裁判所の命令、判決等が、聯邦の立法に衝突し、又は他の共和國の利害を害ふ場合に、聯邦最高裁判所檢察事の要求に基いて、之れを審査し且つ中央執行委員會に申告すること、聯邦中央執行委員會の要求に依り、加盟共和國の命令が聯邦憲法上、合法なりや否やの決議をなすこと、加盟共和國相互間の權利爭議の決定、及び聯邦最高職員の職務上の犯罪に關する告訴の審理等である。

その組織は、茲には省略する。

五 加盟共和國の諸機關、附自治共和國及自治地方

a 加盟共和國

この中の聯邦憲法は、聯邦制の通則に従つて、聯邦と支分國との權限を明かにし、聯邦の權限を列挙事項に限り、その以外の事項は悉く加盟共和國に屬するものとした。所謂權限の推定は、加盟共和國の利益に下されるのである。然し乍ら、その列挙事項は頗る廣汎に互り、加盟共和國の自治に委ねられたる權限は極めて狭い。憲法は又「加盟共和國の主權は、この憲法に規定せられたる限界内に於てのみ、及び聯邦の權限に屬する事項に就てのみ、制限せられる。この限界外に於ては、各共和國は、その國家的權力を獨立に行使す。この中では、各共和國の主權たる權利を保護す」(第三條)と稱し、聯邦として異例の脱退權を迄、認めてゐる(第四條)けれども、それ等が結局空虚な權利に過ぎないことは後に論ずる通りである。従つて前記の列挙せられた聯邦の權限以外の事項に就てさへも、殆ど完全な自治は行はれないと云つてよいのである。又、他の聯邦では、支分國の組織は原則として之れをその自治に委ね、聯邦は之れに干渉しないのを普通とする、所謂自主組織權は、聯邦制の最も顯著な標識とせられてゐるにも拘はらず、ロシアでは、そのこと迄が、かなり細かに聯邦憲法に規定してあつて、加盟各共和國が之れに従つて、各自その憲法を改訂すべきことを要求してゐる。(RSFSR 憲法一九二五年の改正は、この理由に依る)尤も歴史的に云へば、一九一八年の RSFSR 舊憲法が、大體に於て他の加盟共和國、及び聯邦憲法の模倣する所となり、聯邦憲法は更らに之れを他の加盟共和國の制度として要求したのである。かうした理由によつて、加盟各共和國の組織は一律に定まり、且つそれは、聯邦の組織に酷似してゐる。それ等は、最高機關として、共和國サウエート大會、中央執行委員會及びその常任理事會を有し、外に人民委員會を有つ、その諸機關相互の關係も亦、聯邦に於けると略ぼ同じい、故に私は、以下その相違點を指摘するに止める

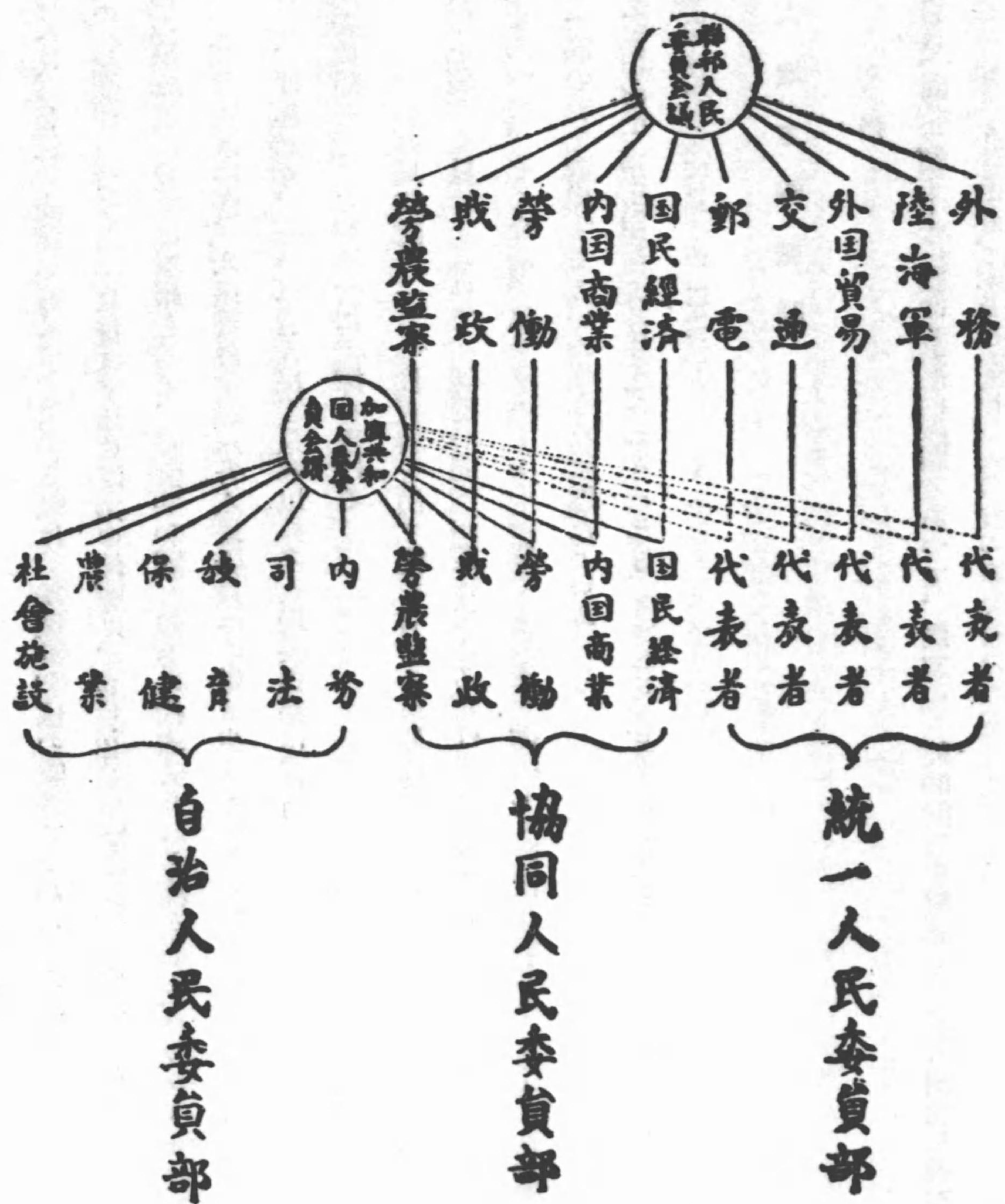


共和國サウエート大會が全く儀式的會合であつて、殆んど裝飾物に過ぎないことは、聯邦の場合と同じ。中央執行委員會も亦、從來は、討論などは行はず、常任理事會又は人民委員會の作成した原案を形式的に承認するに止まつてゐたが、一九二五年以來新しい傾向を生じたといふ。即ち同年、H. W. W. では、婚姻に関する法案に就て、又 H. W. W. では、政治組織に就て、激甚な討論が行はれ、曾て見ない光景を呈したといふ。かうした傾向が進めば、中央執行委員會は立法機關として、益々實質的に重要なものとなるであらう、一九二五年の RSFSR 新憲法は、その立法權を一層高調してゐる。然し甚だ重要な法案でも常任理事會が直接に發布し、中央執行委員會に對しては事後の追認を求めるに過ぎない例も、ずいぶん澤山あるといふ。

人民委員會は、議長、副議長の外に、内務、司法、國民教育、保健、社會施設、農業（以上、自治人民委員部）、國民經濟財政、内國商業、労働、勞農監察（以上協同人民委員部）の十一委員から成る。前の六委員に率ゐられる各人民委員部は、加盟共和國の自治事項を執行するのであるから、獨立であるけれども、後の五委員が統べる各人民委員部は、加盟共和國の機關であると同時に、同名の聯邦各人民委員部の指揮監督を受ける。その他に外務、陸海軍、外國貿易、交通、郵電の五聯邦人民委員部から派遣せられた代表者も亦、人民委員會に加はり、加盟各共和國中央執行委員會の決定する所に従ひ、表決權又は協議權を行使する。この代表者は、聯邦人民委員部又は加盟共和國中央執行委員會の推薦によつて、聯邦人民委員會が決定するのであるが、當該加盟共和國は、その人物を調査してその來任を拒絶することもできる。聯邦と加盟共和國との間に於ける各人民委員部の關係を、圖に示せば大頁の通りである。

▲ 自治共和國及び自治州

### 人民委員部の關係圖解





自治共和國は多くは、自己の憲法を有せず、その組織は、加盟共和国の憲法で定められるのを普通とする。例へば RSFSR の新憲法の如きも、『自治共和國の權力の機關は、RSFSR の憲法に依つて作られる』旨を明言してゐる。聯邦の民族院に於ては原則として、加盟共和國と同等に代表せられる權を有し、サウエート大會、中央執行委員會、その常任理事會、人民委員會議（各人民委員部の數は少きものあり）等の外形も、加盟共和國に類似してゐるし、けれども、その自治人民委員部以外の人民委員部は、聯邦の人民委員部に直屬しないで、加盟共和國の人民委員部を通じて間接的に指揮を受ける。

自治地方に至つては、聯邦民族院に一名の代表者を出す權を有する以外は、全く州と同様である。(7) 唯、之等は民族及び文化状態を著しく異にするので、特別の制度が設けてあるだけである。中には今尙民族制度が行はれてゐるやうな地もあつて、そんな所ではサウエートの選挙でも長老を選出して政治を委せる。長老に被選挙權が無ければその一族の者を選出するといふやうな状態だといふ。

(7) Timashev, Das Nationalstaatsrecht der Union sozialistischer Sowjetrepubliken (Archiv des off. R. 13 Bd. 1. Hft.) S. 11ff.

### 六 地方 諸 機 關

#### a 州

州サウエート大會は、州の領土上に於ける最高機關であつて、國家の一般的問題を討議し、地方問題を検査決定する。地方豫算の検査及び承認、州及び縣執行委員會の事業報告の審査及び承認もその權限に屬する。殊

に選挙機關としては、加盟共和國のみならず、聯邦のサウエート大會も亦、此處から選出せられる。

州執行委員會には、少くとも毎月一回宛開かれる通常會と、一年三回開かれる擴張會 (Seitsonatung) とがある。擴張會といふのは、州執行委員だけでなく、縣の執行委員や市のサウエート代表者やも加はり、又州執行委員會附屬各部の職員や特に招待せられた人達も討議權を與へられて参加する會であつて、勞働者も傍聴のできるやうに公開される。然しそこでは討議だけで、實際的事業は通常會の方でなされる。通常會にも、行政各部の部長や州検事やが参加する。この執行委員會の權限はかなり廣汎で、中央から發せられる法律命令を自ら執行し、又は下級機關が之れを執行するのを監督するのみならず、中央機關の不當な決定に異議を唱へ、殊に人民委員部の命令が、人民委員會議又は中央執行委員會の命令に明かに矛盾するときは、之を停止することもできる。警察機關としては軍隊の援助を請求し、戒嚴令施行の提案をなし、緊急の場合には自ら之れを發することさへできる。中央の財政執行者であると同時に地方財政の指揮者であつて、地方税を決定し、國の内外に於て起債することもできる。地方團體の豫算は、州サウエート大會の承認を要するのであるが、中央執行委員會は假りに之れが許可を與へることもできる。その他州内の社會主義的經濟を組織するために、自ら生産計畫を立て、企業を營み、輸出入を司る。農業の促進、消費組合の補助、保健、社會救濟事業、學校、圖書館、博物館の開設をもする。司法機關としては、州内の裁判官を承認、免官し、判決の執行を助ける。

政治に於ける中央と地方との主なる相違は、一般に、人民委員會議の存否にあるのだが、州には人民委員會議の代りに、行政、陸軍、財政、農業、勞働、國民教育、食糧、保健、政治、自治體、統計、國民經濟の十三部門が執行委員會に附屬してゐて、その常任理事が、各部門の執行を分擔監督する。それは、州執行委員會の



執行機關であると同時に、中央の各人民委員部の地方機關なのである。各部の長は任期一年、瀆職無能の場合には、免職せられ、又、人民委員部は不適任の者を拒絶することができる。

b 縣

縣の組織は大體に於て州組織の縮圖である。縣サウエート大會は、討議監督の機關ではあるが、地方的問題には殆んど關係せず、討議もしない、一年一回儀式的に集つて、政治問題につき決議をするのみ。縣執行委員會の權限は、最近大いに擴張せられて、地方政治の中心は、今や州の首府から、縣の首府に移つたと稱せられてゐるが、然しその權限は、大體に於て、州執行委員會の權限を地域的に狭めたゞけのものであるから、茲には省かうと思ふ。

縣執行委員會には四つの局即ち總務、土地、軍事、財政及び稅務の四部が附屬して執行を司る。總務部には更らに地方經濟、國民教育、社會保險、保健の四課がある。その他に、縣民兵事務局、勞働監察の縣支署、統計局、國家政治局の代表者、州裁判所の代表者も縣委員會の中に入れられる。近時警察事務は、新に作られた獨立の「行政部」で軍事も特別の縣軍事委員の手で行はれる、かくてそれ等の各部は、中央の各人民委員に照應する傾向が益々顯著になりつゝある。各部の長は、選挙でなくて、縣執行委員會が一年の任期を以て任命する、それ等は中央執行委員たる必要はないが、總務部長だけは、縣執行委員會の常任理事たることを要する。

c 郡

郡は最下級の政府の機關であつて、中央政府が直接に農民に接する所であるにも拘はらず、最近迄は甚だ不満足な状態にあつたので、一九二四年以來政府は、その大膽合を断行し組織を整へることに力めた、そのこと

は又、「模範的に組織せられた郡の社會的意義は、中央機關の模範的改良に在る」と云つたレーニンの遺志でもあつたといふ。

郡サウエート大會には、一年一回の通常會と、執行委員會又は住民の要求に依つて開かれる臨時會とがあるが、事實上は形式的な決議機關であることは、その他の例に同じい。實際事務を行ふ郡執行委員會にも通常會と、擴張會とがある。前者は少くとも毎週一回會合、後者は一年一回だけで、それには村、市サウエートの議長や組合の代表者等も討議權をもつて参加する。郡執行委員會の權限も大體に於て、上級のそれに同じく、下に向つては、村サウエートの指揮監督を行ひ、上に向つては州及び縣の機關の一部として活動する。地方警察のために違反者を罰し、人民の積極自由權の保護者として結社、出版を監視し、暴利を取締り、戶籍登記、後見人の設置の事務なども取扱ふ。郡の豫算は村のをも含めて作り、縣執行委員會の承認を経る。郡は法人であるから、他と等價關係を作り、契約を結ぶこともできる。

d 村

村サウエートは、凡ての國家機關の淵源となるものであるに拘はらず、最近迄は、議員の數も少なく、自治としての活動も殆んど無かつたことは、さきにも述べた通りである。一九二四年の新規定に依れば、村の最高權力は、村民總會に移り、村サウエートはその執行機關たるかの如き觀を呈するに至つた。即ちそれは、村民總會を召集しその合法的決議を執行し、上級機關への傳達の任にあたる。同時に又、上級機關の執行機關であつて、警察、行政、財政、經濟、教育等、村の生活に關する凡ゆる事務を司る。議員の任期は一年、その會合には、地域的、職業的組織の代表者、村吏員も出席して協議權を行使することができる。執行委員會は大村に



のみおかれ、普通にはサウエート議長及び書記が實務にあたる。

。市

一九二五年迄は、市サウエートは、専ら職團組織であつて、運動、宣傳の根據地たる以外には、市の經營をすることはなかつた、その會合は全く形式的で、その他には執行機關もなかつた、即ち市には自治は、全然行はれず、獨立の豫算をさへもたず州及び縣の執行委員會が、市の行政にあつてゐたのである。仍つて一九二五年十月の規定は、この弊を改めて、市の行政を立直すことにした。之れによれば、市では、常任理事會又はその議長が執行にあたる。市自らは執行委員會を持たぬけれども常任理事會の中の幾人か、州及び縣の執行委員となり、州又は縣の行政部では、市のために特別の部を設けることとなつた。且つ新法では市は法人であつて、かなり廣い權限を與へられることとなつた、即ち自己の豫算を作成し、審査、施行する權、市稅徵收の權、國の内外に於てその名に於て起債する權をもつ、その他教育、保健、勞働保護等の助長行政に就ては、他の執行委員會の例と同じい。

七 聯邦としての USSR

。 USSR の法律的性質

曩きに述べたやうに、*の*は六つの加盟共和國を含み、更らにその下には多くの所謂自治共和國と自治地方とがある。自治共和國と自治地方とが、その實質は純然たる地方團體に過ぎないことは明かであるから、姑く之れを措くとして、加盟共和國は果して普通の聯邦の支分國たる性質を有してゐるであらうか？ *の*は

自ら *Cojuz* (Bund 又は Union の意) と稱し、我國でも普通には之れを聯邦と譯してゐる。然しそれは果して嚴密な意義に於て、聯邦といふ名に値するであらうか？ 聯邦とは、普通には、之れを構成する各支分國が國家たる性質を保有しつゝ、結合して作つた全體も亦國家たる性質を有つものと解せられてゐる。全體が國家であることに於ては、單一國家と同じであるけれども、支分國も亦國家であることに於て、單一國家の自治體と區別せられる。然しこの支分國が非主權國であることに於ては、主權國である所の、國家聯合の支分國と異なり、又全體が國家であることに於ても、未だ國家たる性質を獲得せざる國家聯合と區別せられると稱せられてゐる。非主權國家なる概念に就ては、有力な異議を免れないけれども、茲には夫等の法理に深入りすべきでないから、姑く之れを措き、廣く世の聯邦と稱せられるものを觀察して、その共通要素を擧げるならば、それを單一國から區別すべき二つの標識を見出すことが出来る。その一は、之れを構成する所謂支分國が廣大な自治權殊に自主組織權を有することであり、その二は、この支分國が、支分國として、全體たる聯邦の意思構成に參與することである。然らば *の*は果たしてこの二つの要素を具備してゐるであらうか？

凡てかくの如き複合國家に於て、相互の協調統一を保ち、軋轢を避けるために、第一に必要なことは、各々の權限の分界を明確にして互に相侵さざらんことである。さればにや憲法は、劈頭第一章第一條に、*の*が、直接管轄すべき事項を列挙してゐる。凡て二十四項極めて多岐に互つてゐるが、概括すれば、外務、外國貿易、交通、郵便電信等に關する事務でこの範圍に就ては、専ら *の*の機關のみが干與する。次ぎには、*の*と各々の直屬共和國とが、共同に管理する政務がある。即ち財政、經濟、内國商業、勞働、勞働者及び農業者監察等に就ては、中央は大體の立法を行ひ、支分國が施行解釋、補充の規定を作る、行政は兩者共に之を



司る。殘餘の政務は悉く支分國專屬の權限と推定せられる。主なるものは内務、農業、司法、教育、保健、社會救濟事業等である。但だ、裁判制度、民刑法、土地の利用、教育、保健等の根本原則を立てることは、*220*の權限に屬し、且つこの原則といふ語は、甚だ廣義に解釋せられてゐるから、實際上支分國專屬の事務の範圍は極めて限られてをる。

而して聯邦憲法第三條は「加盟共和國の主權が、この憲法の規定の範圍内に於てのみ、而して聯邦の權限に屬する事項に關してのみ制限せられ、その外に於ては、各支分國は、その國權を獨立に行使すること、而して聯邦は各邦の主權的權利を保護する」、ことを定め（第三條）、又各邦に、聯邦から自由に脱退する權利（第四條）、及び領土變更に對する同意權（第六條）、をも認めてゐる。抑も聯邦の支分國に、聯邦を脱退する權利ありや否やは、久しくアメリカ合衆國で學理上及び實際上、激烈に争はれた所であるが、脱退權の認否は、中央國家の終局的拘束力を否認する結果となるものであるが故に現今は、之れを認める學者は殆どない。脱退權を有する支分國は既に主權國であり、かくの如き國家の結合は、國家即ち聯邦ではなくして、國家聯合に他ならぬとするのが通説である。然らば、明文を以て支分國に脱退權を與へ、國家的主權を認める *220* は、聯邦どころでなく、もつと結合の緩やかな國家聯合に止まるものであらうか？ 否！

先づ政治の實際から見れば、各支分國の實力、無産階級の結束、單一共產黨の支配等の事實に顧みて、*220* より以外の支分國にして、*220* を脱退し得るものは全くない。又法理的に見ても、この脱退權を行使せんとすれば、その支分國は、そのサウエート大會、又はその中央執行委員會に於てこのことを決議せねばならぬ。然るに、*220* の中央執行委員會及びその常任理事會は、各支分國のサウエート大會、中央執行委員會等に對

して、強大な監督權を有し、後者の行爲に就ては、違法でなくとも合目的でないといふ理由だけで、之れを停止又は取消す權利を有するのであるから、各支分國最高機關の決意も、*220* の同意なき限り、實現の可能性は全然無いのである。

支分國の自主組織權に就ては、帝政ドイツでは全然自由だつたし、アメリカの如きは、共和政體といふ一項を強制するに止まる、革命後のドイツは、かなりな制限を之れに加へたが、それでも尙支分國の自由意思の作用く餘地は多い、然るに、*220* の支分國は、前に述べたやうに、その最高機關は固より、人民委員會の組織や權限に就て迄も、聯邦憲法で、細かに一律に規定せられてゐる。領土處分權も重要な權利であつて、之れを以て非主權國家と地方團體との區別の標準とする學者もある位であるのに、*220* の各支分國は、支分國相互の間では、聯邦監督の下に、境界變更の權を行ふことが出来るけれども、外國に對しては、この權利は、専ら聯邦のみの行使する所である。

その他の權限に就て、聯邦のために列挙せられるもの、外悉く支分國側にありと推定せられることは、「聯邦は例外であり、支分國は原則である」との、聯邦の通則に従つたものであるけれども、聯邦のために明示せられた權限の範圍は、極めて廣汎であつて、支分國が自由活動を爲し得る餘地は甚だ狭い。例へば、財政權の如きは、何れの聯邦に於ても、廣い範圍に於て支分國の自由に委ねられてゐるものであるが、*220* の各邦は、豫算をさへ獨立に決定することを得ず、その豫算は、*220* の豫算の一部として、中央に於て決定せられるのである。この點では、それは、單一國の自治團體にも及ばぬものと云はねばならぬ。この一事だけによつても、各支分國の行動は、著しく制肘せられるのに、前にも述べたやうに、*220* の人民委員會は各支分國の人民委



員會に参加し、又指揮監督することが出来る。又この種の最高諸機關が、各支分國の最高諸機關に對する監督權は甚だ強大であつて、前者は、後者の行爲が違法なりや否や、又は權限外なりや否やを問はず、單にそれが合目的なりや否やの理由によつて、取消又は停止し得るのであるから、各支分國が不遜獨立に專行し得る權限なるものは、全然無いと云つても宜い譯である。

各支分國の權限がかくの如く狭小で且つ基礎薄弱なものである以上、それに就ての主權なるものは、全く空文である、それは、皆無を所有する權利といふにも等しい。學者或は之れを潜在的な主權と稱するものがあるけれども、それは永久に埋れて實現し得る可能性なき主權である。カリニンは、「我が國では、市町村と雖も、法定權限の範圍内で主權を有する」と云つたが、之れを逆に云へば寔に、各支分國が若し主權を有すると云ひ得るとしても、それは市町村が有するとせられると同程度の主權以上の何者でもない。

次に聯邦の第二の標識たる、中央國家の意思構成への參與といふ點に就て見れば、中央執行委員會の一院に民族院があつて、各支分國の意思か之れによつて代表せられてゐる。然しこれに就ても、聯邦の通則を外れた點のあることを見逃してはならぬ。

第一に、中央執行委員會は、通常の聯邦の議會とは違つて、無條件に最高の機關ではなく、更らにその上に、聯邦サウエート大會が存する。而して、中央執行委員會の兩院が一致せず、その調停委員會でも、合同會議でも妥協が成立しない場合には、之れを、聯邦サウエート大會の審議に移す、然るに、サウエート大會では、各支分國としての意思は代表せられてゐないのである。第二に、この中央執行委員の閉會は、極めて短期間であつて、その閉會中の立法、執行の實權は、その常任理事會に移る、然るにこの常任理事會では、各支分國の代

表は、全體としてのプロレタリアの代表に對して、同等の地位を與へられず、獨自の立場をも有つてゐない。この二つの理由によつて、聯邦の意思構成にあつて、各支分國が、その意思を貫徹し得る可能性は甚だしく不完全となると云はねばならぬ。

かくの如く *USSR* に於ては、聯邦の二大標識たる、支分國の自治權も、聯邦の意思構成への參與も甚だ不完全であるから名は聯合と呼ぼうと聯邦と稱しやうと、聯邦の實は無く、ある場合には、地方分權的な單一國家よりも甚しく中央集權であることさへ云へる。ボゴレボフが之を批評して、「*USSR* の憲法は、その一條條をだに變更せずして、單一國となすことを得る」と云つたのは、寔に肯綮に當れる言である。

#### 4. *RSFSR* の獨權

聯邦を假りに國家結合の一種とするならば、その國家結合としての特質の一は、それが組合的結合であることに存する。即ち宗主國附庸國の關係、又は封建關係とは異なり、全體を構成する各支分國が、一樣に全體の意思構成に參與して、その間に上下又は命令服從の關係なきことである。恰も立憲治下の人民が、消極的に自由權を保證せられるのみならず、積極的に参政權を有すると同じく、聯邦の各支分國は、中央から干渉を受けない自治權を有するに止まらず、更らに中央の權力に參與することは、上にも述べた通りである。組合的といふことは、必ずしも、各自の持分が絕對に平等であることを意味しない。然し乍ら、各自の持分に甚しい差等がある場合には、その關係は、少くとも政治的には、上下の關係になり易く、その組合的性質を害ふ虞れがあるから、多くの聯邦に於ては、各支分國のこの權利を平等にすることを、原則としてゐる。例へばアメリカでは、一千萬以上の人口を有する大州にも、人口十萬にも満たぬ小州にも、一樣に、元老院に二名の代表者を送



る權利を認め、平等代表の原則を憲法中の最も重要な規定として、各州の承諾なくば、變更し得ざる原則としてゐる。スイス、オーストラリア、南アメリカの諸聯邦何れもこの例に倣つてゐる。オーストラリアや革命後のドイツでは、各支分國の代表權を原則として、人口に比例して定める。然し乍ら、國力、歴史等種々の原因によつて、この平等の原則を貫き得ざる場合がある。而してこの場合ある一支分國の權力が著しく強大である場合には、少くとも政治的には、もはや組合的結合とは云ひ難いこともある例へば、帝政ドイツに於て、プロイセンは、面積も人口も、全ドイツの殆ど三分の二を占め且つ憲法上種々の特權を有つてゐたために、ドイツは聯邦とは稱しつゝも、實は、プロイセン覇權の下に於ける封建國家のやうな觀を呈した。イギリス帝國も最近では、聯邦制に近似し、大ブリテン及び海外ドミニオンは、平等の權を以て、この大帝國を經營すると稱してゐるけれども、外縁的地位にあるインドを除いては、大ブリテンの實力が比を絶して強大であるために、依然として、他のドミニオンはその植民地乃至附庸國たる地位に止まるかの如き觀を免れぬ。

USSR に於ても、略ぼ、イギリスやドイツに於ける關係が認められる。蓋しUSSR を構成する六つの支分國の中で、獨り RSFSR のみが人口の大部分を占めて、その實力は、他の五つの支分國の總計に數倍するといふ状態にあるからである。革命後のドイツに於て、新憲法の起草稿はプロイセンの覇權を制して、眞の聯邦を作るためには、一方に弱小の支分國を合併すると共に、他方、プロイセンを數多の中大の支分國に分割する必要があると考へたのであるが、USSR の憲法起草當時も、同様の事情によつて、RSFSR を解體して、その自治共和國を聯邦直屬の支分國とする案があつたのは、大に理由あることと云はねばならぬ。USSR に於て、USSR が覇權を有つてゐるのは、單に政治的實力の點に就てのみではなく、法律上もさうである。何となれば、

USSR に於て支分國を代表する機關たる中央執行委員會の民族院に、代表者を派遣するものは、直屬の支分國にのみ限られず、自治共和國も亦、之れに參與するからである。従つて、多數の自治共和國を包含する RSFSR は結局、定員百名中、七十名の議席を占るといふが如き結果を來した。(8) 勿論、RSFSR の自治共和國の代表者が、必ずしも常に RSFSR の代表者と行動を共にするとは限らないけれども、USSR の最高機關たるサウエート大會では、ロシア本部の代表者が決定的勢力を有ち、而もそれは、民族院の委員を確認する權を有ち、又、民族サウエート聯邦サウエートとの議が纏らない場合には、之れを終局的に決定することが出来るのであるから、事實上、殆どロシア本部の意の儘にするのである。

聯邦に於けるある一支分國の覇權を保障する制度の一は、機關の兼攝 (Personalunion) である。帝政ドイツに於ては、プロイセンの國王は、同時にドイツ皇帝であり、プロイセン首相は同時にドイツ宰相であり、その他にも、重要な兩國の機關が、一人で兼ねられてゐたために、プロイセンのドイツ支配は益々確實となり、他の支分國は、事實上、プロイセンに隷屬せるも同様となつた。イギリス帝國に於ても、稍々その趣がある。大ブリテンの議會や内閣や、本來、大ブリテンだけの地方議會、地方政府であるべきであるけれども、事實上、帝國全體の議會、内閣であるかの如き行動を爲すことが少くない、大ブリテン國王は、同時に大英帝國の皇帝の如き觀を有つ。そのために、大ブリテンは、イギリス聯邦の一支分國といふよりも、寧ろイギリス大帝國の他の諸領土を隷屬せしめてゐる宗主國であるかの如き地位にある。それと同様のことが又、USSR に就ても云へる。聯邦とロシア本部との機關の兼攝を禁ずべしといふ主張は、現憲法制定以前にもあつて、その結果、ロシア本部とウクライナ等との條約で、そのことを明確にしたのであるが、事實上は今尙、之れを免れない。



何となれば、従来の例によれば、*ソヴエト*の聯邦サウエート大會は、常に、*ソヴエト*の全ロシアサウエート大會の直後に開かれ、後者の委員は、全部その儘、前者の委員として大會に出席するのである。例へば、一九二四年の第二回聯邦サウエート大會には、第十一回全ロシアサウエート大會の委員千六百三十七名が悉く参加した。それは、聯邦サウエート大會の總員二千八十四名に對して七七パーセントに相當する。その中、ロシア本部代表者は、全體の六六パーセントに當つてゐるといふ。だから大ざつぱに云へば *ソヴエト* の最高機關が、同時に、*ソヴエト* の最高機關であるといつても差支へない位である。

同様の關係は中央執行委員會の聯邦サウエートに就ても云へる。第二回目（一九二四）の聯邦院選舉では、定員四百十四名の中には、全ロシア中央執行委員會の委員三百三名が悉く當選した。第三回（一九二五）召集の際は、總員は四百六十名に増されたが、その直前に開かれた第十二回全ロシア・サウエート大會で選出せられた全ロシア中央執行委員會の全員二百九十九名は、依然、その儘、*ソヴエト* の聯邦院委員となつた。又、聯邦中央執行委員會の議長は、裝飾的に、各直屬支分國から一名宛、即ち六名を選任するけれども、人民委員會の議長には、SSSR と RSFSR との間に、機關兼攝が行はれ、初めレーニンその死後にはルイコフが、常に兩者を兼ねた。

(8) この數は第二回（一九二四）に召集せられた數である。一九二五年の第三回選出には、加盟共和國が二つ増えたために總數一三一名に増したが、その中 RSFSR の委員が何名であつたか實數不明である。(M.K.)

#### 第四章 革命後産業の推移

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 一 國 有 化           | 二 社 會 化         |
| 三 組 織             | 四 新 經 濟 政 策     |
| 五 産 業 經 營 の 分 權 化 | 六 産 業 組 織 の 現 狀 |
| 七 ト ラ ス ト         | 八 シ ン デ ケ ー ト   |
| 九 貨 貨 産 業 經 營     | 十 協 同 組 合 産 業   |
| 十一 私 的 産 業        |                 |

現時のロシア産業の叙述は、其産業が組織上戰前とは全然異つた基礎の上に立つてゐると言ふことから出發せねばならぬ。外國貿易の獨占的組織と並んで、こゝにも最も明瞭にサウエート・ロシアの國家資本主義的性質が表れてゐる。

一、國有化。所謂戰時共產主義時代に於てロシアの全産業は國有化された。勿論これは一時になされたのではなくて、一九二一年に至る第一期中に種々な段階を通して確立された。ボルシェヴィキ支配の第一年は慎重な豫見に依つて特徴付けられる。一九一七年十一月十六日に所謂労働者管理が開始された。それはその經營の労働者による生産、原料調達及び完成品の販賣の管理である。これに依つて營業上の秘密は止揚された。労働者管理を介して資本主義的管理の解體に向つて努力された。

#### 第四章 革命後産業の推移



二、**社會化**。中央權力の増大と、その反抗を經營の意業に依つて示した所の企業家の態度とは一九一八年に經營の社會化へ導いた。又別に、國民經濟管理を集中することを以て此國の生産力を最も速かに發展せしめる手段と考へた所のボルシェヴィキの理論的觀點が根柢にもあつた。一九二〇年六月二十六日の布告に依つて、私個人又は諸會社の所有に屬し、機械的動力を有して五人以上の労働者を使用するか又はこれなくして十人の労働者を使用する全産業企業の國有化が着手された。同年秋、小産業及び自家産業をも國有化しやうとの試みがなされた。此目的のために彼等は獨立の自家労働者と十人以下の賃労働者を使用する小營業經營とを區別した。これらの小營業經營は其生産物を小産業管理主務局へ交付せねばならなかつた。この第二集團の結局の國有化は一九二〇年十一月二十六日の布告に依つて行はれた。一九二〇年には略々産業の九割が收用されたであらう。

三、**組織**。國有化産業の組織は中央集權主義の原理に立脚した。最高經濟官廳は、一九一七年十二月五日の布告に依つて新設された最高經濟會議であつた。その任務とする所は國民經濟及び國家財政の組織にあつた。同會議は經濟生活規制のための計畫を作成する義務と收用を行ひ並びに強制合同を遂行する權利とを有した。ソサウェート共和國の一切の經濟官廳はこの下位に立つた。同會議の内部組織は次の如くに構成された、即ち生産諸部が國民經濟の凡ゆる部門の規制を遂行せねばならなかつた。例へば金屬部、燃料部、纖維質部、建築労働部等々の諸部があつた。それらは更に分れて主務管理局(グラウキ)となつた。一九二〇年に五十六の主務管理局があつて、それらは其下に立つ各工場の生産、原料調達、販賣をモスコイから指揮した。生産單位たる工場は全然獨立を奪はれた。従つて産業經營の極端に中央集權的な、全く官僚的な組織が存在した譯であつ

て、この組織は最高經濟會議と並んで經濟省、更に労働及び防衛委員會、國家計畫委員會が活動したことに依つて尙一層複雑にされた。

四、**新經濟政策**。此組織方法の完全な失敗は一九二一年に所謂新經濟政策の採用へ導いた、國家資本主義制度はこの政策の結果と考へられる。國家資本主義はサウェート・ロシアに於ける經濟の一過渡秩序であつて、それは共產主義的諸原理の原則的保存の下にこれらの諸原理を現實に適應させやうと試み、私的資本との協同を排除しないものである。この時代の經濟組織は前時代のそれと比較して分權主義的である。

五、**産業經營の分權化**。資金並びに物質的資源の處理に關する各大企業の獨立と獨創とを擴張しやうとの思想がこの新政策を特徴付ける。一九二二年三月十七日の布告は小産業の束縛の弛緩を導いた。一九二二年七月七日の法律に依つて上述の一九二〇年十一月二十六日の布告は效力を失つた。其後の諸法令で貸借制度及び利權讓渡制度を規定した。この新發達の特色は主務管理局の解體とトラスト及びシンヂケートの創設とであつて、それらは最高經濟會議の統制の下に産業經營を規制する。

六、**産業組織の現状**。現在、吾々はサウェート・ロシアに於て國家産業と並んで、國家に依つて貸貸された産業、協同組合的産業、及び適度な範圍に於て私的産業を見出す。従つて組織體系は最早第一期に於ける程統一的でなく、形態の比較的多様性と云ふ特徴を有つ。産業經營の指揮機關は依然として最高經濟會議であつて、同會議は其部門たる「中央經濟管理局」及び「國家産業中央管理局」の力を藉りて其任務を果す。中央經濟管理局は聯邦諸共和國の諸の最高經濟會議の活動を規制し、國家産業、協同組合産業及び私的産業を統制し、生産綱領を作製し、産業的團體の活動を規制し、産業の合理化綱領を作成する等々。國家産業中央管理局は全露



的意義を有する所の産業企業を管理する。最高經濟會議の地方機關（プロムビエロー）は個々の地方に於ける最高經濟會議の執行機關である。

後述の、一九二七年初頭に着手された國家産業の組織更新はサウエート・ロシア聯邦共和國の最高經濟會議の權限を新たに縮小した。今や次の任務の範圍が同會議に割り當てられてゐる、即ち、産業立法の基礎案の作成、b、産業の技術的並びに經濟的改良の促進に關する輪廓の確定、c、政府に依つて確認されるべき一般的産業計畫の作成、d、一般的經濟政策及び産業政策の立案、e、新産業化計畫の裁可、f、シンヂケートの直接の管理、g、産業資金貸附の處理、h、獨立に全露トラストを組織し其定款を裁可するの權、及びi、最高經濟會議直屬のトラスト管理。確かに重要な若干の例外を除けば、これらの權限の列擧は、最高經濟會議が只一般的産業政策を左右し得る地位にあることを示す。只h及びiの條項のみが特定のトラスト範疇の領域へ有效な干渉をなすことを得せしめる。反之、g條項はつい二年前然うであつた程には最早今日は意義がない。當時は産業資金貸附の處理を以て、産業へ直接影響を與へる國家の決定的な、重要な手段と考へねばならなかつたのは當然である。が現在では國家の貸附は銀行の貸附よりも産業に對するその意義を遙かに減じてゐる。而して産業がヨリ合理的に組織され、ばされる程、國家産業の資金融通は益々只銀行に依つてのみ遂行され得ることになり、國家の金融的影響の可能性は減ずるであらう。

七、トラスト。最高經濟官廳が只産業經營の一般的管理統制を有するに過ぎず、又最高經濟會議の管理主務局が解體したから、國家産業は組織を改變せねばならなかつた。管理主務局の代りにトラストが現れたが、併しこれは資本主義的の西歐の同名のものとは殆んど共通點を有たない。資本主義的トラストは市場の獨占的支配、

競争の排除及び一定價格水準の保證を獲得しやうとし、従つて常に購買者に對立するが、サウエート聯邦の經濟組織の性質上ロシアの國家資本主義的トラストにあつては然うでない。資本主義的諸國家に於てはトラストは色々な私的企業家の結合であり、ロシアに於ては國家が唯一の企業家であつて、國家の諸企業はトラストの中に全然總括される。吾々は事實上トラストとして管理主務局の變形を眼前に見る、この故にトラストは次の如く抽象的に書き替へられ得やう、即ちサウエート・ロシアの國家資本主義的トラストは非獨立的な諸の部分經營（工場）を綜合する統一的な一企業であつて、その企業は當該國家機關に完全に服屬するが、獨立法人として生産を、否、生産のみを經濟的計算の原則に據り、自己の判斷に従つて行ふ權利を有する。トラスト立法は「産業の回復及び生産の促進」に關する一九二一年八月十二日の最高經濟會議の法令を以て始る。而して同立法は全トラスト立法の總括と統一とを表す所の、一九二三年四月十一日の大規模な「トラスト布告」に依つて完結した。

最高經濟會議への服屬は就中金融に關して大なるものがある。併し他方に於てトラスト管理局と部分經營との關係は後者が只執行機關たるに留つて何等の獨創及び責任を有たない様に規定された。其結果は生産の成果に對する工場管理者の完全な無關心を産んだ。更に全トラストも亦、上からの後見が止む時、一言にして蔽へば分權政策が更に完成される時のみ行爲能力あるものとなり得る。この考へから一九二七年三月に開始された産業組織の改革は出發する。この改革の眼目はその基礎的な生産問題を有する工作所、工場であるが、他方に於て最高經濟會議からトラストが解放されただけトラストの意義、並びに今や全く諸トラストの自由意思的結合たるシンヂケートの意義が増大する。



八、シンヂケイト。サウエート・ロシアのシンヂケイトは産業諸團體及び諸企業の無期的結合にして一法人の權利を有し、諸トラスト間の競争を遮断するを目的とする。従つてシンヂケイトはドイツのカルテルに對應するものであつて、獨占的諸企業の團體である。シンヂケイトは販賣の規制及び生産の低廉化に向つて努力する。自由意思的シンヂケイトと強制シンヂケイトとの區別がある。シンヂケイトの資金は参加諸トラストの出資に依り、其出資額は當該トラストの生産價值に依つて條件附けられるか、又は代表者會議に依つて決定されるかする。出資額に従つて利益配當は決定される。シンヂケイトの管理は代表者會議で手中に存し、同會議に各トラストは出資に相應する投票數を有する。

一九二七年初頭の産業組織の新規制に依つてシンヂケイトの或構造の變化も亦起つた。この時まではシンヂケイトは廣い範圍に亘つて強制性質を有した。改革案はシンヂケイトを爾後絕對にトラストの自由意思的結合と見るべきであつて、その任務とする所は産業の生産手段購入を保證し其販賣を組織するにあることを明確に強調した。従つてシンヂケイトは純然たる購買並びに販賣組織となつた。シンヂケイトはトラストの生産領域への如何なる干渉も放棄せねばならぬ。それがトラストへ對する關係は、トラストが個々の企業に對する關係と同様に契約的基礎の上に置かれた。市場の計量的商品供給の保證のためにはシンヂケイトに有效な獨立性の最大限度を與へねばならぬ、而してこの獨立性の結果は又もや市場供給の唯一の責任引受を生む。シンヂケイトと國家との連結は、前者を正に國家の手段として見ることに、即ちその助力に依つて國家産業の生産物が全市場へ計量的に供給されるとなすことに依つて與へられる。

改革案が最下級の生産細胞（工作所、工場）を呼んで只企業と言つてゐることが、以前非獨立であつた部分

經營が上級トラストへ對する地位をよく物語る、即ち以前はこの企業なる名稱は全然トラストにのみ限られてゐたのである。トラストと企業との關係は今や變化して、企業に對して日常の仕事に關する獨立、生産活動及び營業活動に於ける完全な責任、及び指揮者（支配人）の増大された權限が賦與される様になつた。これに相應して、企業指揮者に委託された委任權の範圍は著しく擴大された、詳言すれば次の諸點に於て擴大された、  
 a、生産手段購入及び販賣の獨立並びに注文引受の獨立、  
 b、貸借契約及び運輸契約の締結、財産の收益及び賣却、  
 兩者はトラストの權限に依つて設けられた限界内に於けるものである、  
 c、トラスト委任權に據る銀行との信用取引の開始、  
 d、支拂に手形を交付すること、  
 e、商業手形の割引及び生産的目的のための債務の同意。企業とトラストとの營業關係は定期引渡契約制度に立脚し、その契約は、契約期間中に於ける企業の資金融通と生産手段供給との方法を規定する。特に重要なものは、經營の成果に對する利害關係を高めるために企業利得の一部を留保し、從來の如く全利得をトラスト管理局へ交付しないとの規定である。従つて各企業にとつても亦獨立の簿記、計算及び貸借對照表作成が行はねばならぬ、これはそのために幾年來激烈に鬭争された點である。同時に、トラスト管理局に依つて任命された支配人（企業指揮者）の權限も擴張され、トラスト管理局の經濟的に非合目的な方策に反對して直接、最高經濟會議へ建白書を提出するの權、及びトラスト管理局の干渉なしに彼の技術的並びに商業的助手を任命するの權が彼に與へられてゐる。上述せる所から次のことが明瞭となる、即ち企業は今や實際に獨立な生産單位及び經濟單位となつたこと、從來トラスト管理局に屬してゐた所の權限の大部分が企業へ移つたことこれである。定期引渡契約制度はトラストの經濟的隷屬を屬しこのトラストの隷屬は個々の企業へ今も尙廣汎な獨立を保證する。今や始めて支配人は、經營の個々の問題に



對するトラスト管理局の干渉が生産過程を繼續的に阻害することを憂慮する必要なしに、嚴格に經濟的合理的觀點に従つて行動し得る地位にある。

トラスト管理局の個々の企業に對する勢力の減少は言はば、上級段階たる最高經濟會議に對するトラスト勢力の増大に依つて償はれる。最高經濟會議は、從來の如くトラストの内部組織に干渉し得ることなく、只トラストの活動の一般的指揮のみをその責任とする。トラストの有効な活動への干渉は最も狭い範圍に局限されねばならぬ。其干渉は實際には、資本金の一般的處理、トラストの現業員の保證及び原則的決定に當つての一般的影响に現れるが、其他の點に於ては干渉は只例外的場合にのみ許される。反之、トラストには次の責任が歸屬する、a、最高經濟會議の基礎案に據る「産業資金融通計畫」の作成、この場合に新經濟年度の財政計畫が尙未だ最高經濟會議に依つて確認されない時には、個々の企業の事業を自ら組織することがトラストに許される。b、トラスト管理局は個々の企業の支配人を任命する權を有する等々。従つて、トラスト管理局の改革實行後に於ても個々の企業に對する根本的影響を確保する所の、企業指揮者のトラストへの根本的從屬は存在する。

九、**貸貸産業經營**。一九二一年七月五日の布告以來、國家は其企業の一部を協同組合、諸の團體及び私個人に貸貸する。貸借者は彼等に貸貸的に委託された國家財産の損傷されざること就いて責任を負ふ。貸貸期間は目的物の價值及び必要な修理の範圍に應じて決定される。

十、**協同組合産業**。協同組合的組織は小及び中經營のみならず大經營をも所有する權能がある。協同組合的經營形態の特殊の一種はアルテルである、尤もアルテルは一九二一年六月十七日の布告に依つて五人以上の組合

員を有することを許されない。特別の承認を得る場合にのみ賃勞働者を使用し得る。

十一、**私的産業**。

A、**小産業及び自家産業**。一九二一年七月七日の「小産業及び自家産業に關する」布告に依つて、滿十七才に達した國民は誰でも自家産業に獨立に従事する資格がある。小産業的企業は十人乃至二十人以上の勞働者を使用することを許されない。これらの企業は登録の義務がある。個々の自家勞働者には登録の義務はない。自家勞働者はその生産の産物を更に自由に處置する資格がある。この故に小産業及び自家産業は社會化を受けない。

B、**私的大産業**。私的大産業は利權讓渡に據つてのみ可能である。實際に於て、ロシア國民に依つて經營される私的大産業企業はサウエイト・ロシアではあるかなきかの例外に屬する。反之、私的加入に據る株式會社は往々存在する。

C、**合辦會社**。これも亦全然利權讓渡契約に據つて存立する。これらの會社は人民委員會の利權讓渡最高委員會に依つて成立する。外國資本の産業的活動等々の許可を決定するのはこの官廳である。ヨーロッパ大陸に於ける利權讓渡交渉のための本部はサウエイト・ロシア聯邦共和國のドイツに於ける通商代理部の利權讓渡委員會である。利權讓渡の根本形式として吾々は所謂「純粹利權讓渡」と合辦會社とを區別する。前者にあつては利權獲得者は利權讓渡契約に依つて彼に許されたる企業を獨立に經營する權利を收得し、後者にあつてはロシア國家又はコムミューンが参加する。株式會社の法律形式をとる合辦會社は各種の商業利權及び産業利權の開發のために設立される。参加せる私人の資本と國家の資本との關係はそれに據るべき規程は必ずしも絶對的に



は設けられないが、然かも少数派が自己を主張し得る様に考慮されてゐる。會社の法律的地位は、利權讓渡の對象及び利權開發がその下で行はれる所のその諸條件を確定する所の利權讓渡契約に依つて基礎付けられる。次に會社内部の兩當事者の關係を規定し資本投資の具體的關係を規定する所の設立契約に依り、更に、會社の目的、名稱、事務所の所在、企業の繼續期間、資本金の構成及び管理機關の權限等々を規定する所の定款に依り、最後に、若干の場合に於ては貸附けられる。信用の額及び形式等々に關する諸規定を含む當事者協定に依つて定められる。最近數年間に比較的多數の斯る外國資本との合辦になる會社が設立された。そして多くの場合ドイツが主としてそれに參與してゐる。

以上は Dr. Hans-Jürgen Saraphin : Russland. Einzelheft aus dem Band 1 der "Osteuropäischen Länderberichte" 中の Allgemeine Charakterisierung der Industrie 譯述による。(A.N)

## 第五章 世界經濟に於ける地位

- 一 前 書
- 二 對 外 關 係
- 三 外 國 貿 易
- 四 世界貿易に於ける地位
- 五 外國貿易の獨占、其意味と其影響
- 六 資本主義國との接近並に其必然性
- 七 コンセッションによる外資の投下
- 八 結 語
- 一 前 書

若し世界全體が社會主義國であり、ロシアもその一員として存在してゐるのならば、問題は極めて簡單であり、興味も亦薄い筈である。乍併、事實ロシアは獨り社會主義國として全世界資本主義國の間に介在して居るのであつて、茲に吾々は無限の興味を覺ゆるものである。誠に此事實の認識の上に立つてこそ現在の勞農ロシアは初めて理解され得るのである。そこで余は本文に於いては、世界資本主義經濟に於ける、勞農ロシアが對外的關係に依つて如何に變化し、如何に發展し、如何に備みつゝあるかを、み度いと思ふ。

凡そ一國の世界經濟に於ける地位を明かならしむるには、二つの道があると思ふ。一つは商品の輸出入、即ち外國貿易であり、いま一つは資本の輸出入、即ち投資關係である。つまり前者に於て吾々は商品の世界的移動に於いて其國の演ずる地位を知り、後者に於いて資本の世界的移動に於いて演ずる其國の地位を知り得る。



そして此等各々の重要性はその時代に依り又その國柄の如何に依つて相違するが、爾も此等兩者は相互に相關聯するものであるが故に、吾々は此等の二邊を綜合觀察することが是非共に必要である。之れは勞農ロシアに就いても略同様のことが云ひ得る。そこで余が以下「世界資本主義經濟に於ける勞農ロシア」を記述するに際しても、矢張右の二つの道を辿らうと思ふ。尤も現在のロシアに於いては——敢へて現在に限らぬが——資本の輸出入といふても勿論、輸入のみに限り、それは今日までの所専ら所謂コンセンション (consent) と稱せられる所のものであつて、資本主義國の場合に於ける資本輸入とは餘程趣を異にしてゐるが、此點は何れ後述するであらう。

余は、最初に、順序として、勞農ロシアの對外關係の變遷並現狀を述べなければならぬ。尤も社會主義國たるロシアと資本主義諸國との對立闘争として現はれた外交政策一般に關する詳論に就いては、別稿「ロシアの對外政策」其他に譲り、茲では主として通商關係を論じ、必要に應じてそれに言及するに止める。

## 二 對 外 關 係

### ——承認並通商條約の歴史——

前 期 (一九一七年十一月——一九二二年三月)

嚴格に云へば、一九一八年三月三日プレスト・リトヅスク (Prest-Litovsk) 對獨平和條約が、サウエート・ロシアとしての最初の對外條約であり、又最初の正式承認であつたと云はなくてはなるまい。一ヶ月後には、獨逸大使がモスクウに滞在することになり、同年八月には露獨兩國間に最初の通商條約が締結された。乍併、右

の對獨平和條約は帝國主義獨逸國の強壓に依り出来上つたものであつた。従つて平和條約締結後と雖も、獨逸帝國主義は社會主義國ロシアへの攻撃を止めなかつた。フィンランド、ウクライナ等々と共に其應の手は停び、一九一八年から一九九年にかけては、戰時狀態を呈し、ロシアは、獨逸をも含める外國との外交並通商關係を全く絶つに至つた。當時、獨逸には第三インターナショナル後援の共黨革命が勃發し、在露大使暗殺の憤激と相俟つて、プレストの平和條約は名實共に廢棄せられた。外交上の封鎖はやがて經濟的封鎖となり、ラトヴィア、エストニア、ポーランド等近邦諸國との戰爭となり、遂には主要資本主義國たる舊聯合國との非公式な戰爭となつた。日本軍がウラジオストツクに上陸したのも一九一八年四月六日であつた。

經濟的封鎖が破れたのは一九二〇年に入つてからであつて、それも漸やくロシアの協同組合(多くは消費組合)との僅かな通商關係に於いてであつた。

後 期 (一九二二年三月——)

サウエート政府が一九二二年三月末採用せる所謂「新經濟政策」は、同國の對内的諸政策の上に根本的な變革を及ぼしたと共に、又對外關係の上にもそれに關聯して自然に決定的な變化を現はした。

從來、資本主義列強は、サウエート社會主義制の永續を信ぜず、間もなく之れをやつつけ得るとの誤信から、行動してゐたし、又ロシア側に於いても、共產主義が間もなく中央並西部ヨーロッパを、遂にはアメリカから全世界を捲席するものと、此點は可なり樂觀に過ぎてゐたことは自他共に認める所である。斯した所には兩者間に只ひたすらなる闘争の行はれるのは極めて當然である。乍併、双方共に、各自の期待が裏切られ始めるにつれ、漸くとも經濟關係に於いては、早晚、ノルマルな關係に入ることが必要となつて来る。蓋し兩者共



に通商を欲し、ロシアは又財政、經濟の立直に就中資本を欲するからである。間もなく廢棄せられ、結局何にもならなかつた前記の露獨通商條約を除けば、一九二一年三月十六日の英露通商條約は、新ロシア對外國通商、否外交關係の最初であつた。之れは正式にロシアを承認したものでなかつたが、當時ロイド・ジョウジも言つたと云はれてゐる如く、事實上の承認であつた。右條約は相互に相手國內に於いての非友宜的行動の乃至宣傳の禁止、自國民露國の自由、通商障害の廢除、郵便、電信交通の恢復、通商代表の交換等を規定したものであつて、大體今日まで引續き實施されてゐる。

獨逸は、其後、共產黨の脅威と、聯合國側の強壓で、容易にロシアに近づかなかつたが、一九二〇年から二年にかけて、實業界に對露通商條約締結の強力なる運動が起り、遂に一九二一年五月、英露條約締結後間もなく、露獨假條約が結ばれ、斯くして、ロシアと英、獨兩國間の通商は、兎に角恢復し始めた。佛蘭西は飽迄ロシアに對し反抗的政策を持続した。併し伊太利は既に一九二〇年頃から盛んに對露通商交渉を始め、一九二四年二月、英國の正式ロシア承認に次いで同月之れに倣ひ、翌三月通商條約を結んだ。佛蘭西が正式承認をなしたのは同年十月末であつた。此間、十數ヶ國が相次いでロシアを正式に承認したが、此等はロシアの露債承認、革命前の各國財産の返還等を條件とするロシア正式承認が、一九二二年中のゼノア並ヘーグ兩會議に於いてロシア側の反對に會つて失敗した爲め、事實全く無條件で、ロシアを承認したものである。

一九二五年以後に於ては、ロシアの國際關係は益々廣まり、且つ親密化して來た。殊に、一九二五年十月十二日の新露獨條約は、其典型的のものとして注目し得る。同條約は、商業、海運、課税、鐵道、通商裁判、特許並に財産の讓渡等、殆んど非政治的な總ての事項に亘り、且つ部分的關係を保つ諸國に比し獨逸の市民は

ロシアに於て著しく優越權を認められた。經濟的に云つては、ロシア内に於ける獨逸人はロシア人と同等の權利を與へられた。

斯した全般的通商條約はやがて各國の倣ふ所となるであらうと、一般に考へられてゐたが、元來、其他の諸國は通商關係に於いて獨逸程の必要を感じないせいか、多く部分的通商關係に甘んじてゐる。

三 外 國 貿 易

— 其總體的變遷 —

革命直後の三ヶ年、即ち一九一八年、一九年、二〇年に於けるロシアの外國貿易は全く杜絶してゐたと云つて敢へて過言ではない。既述の如き事情から、ロシアの外國貿易の復活は漸やく一九二一年からであつた。同年、新經濟政策の採用と共に、ロシアは平和的建設事業を開始した爲め、外國貿易も從つて増加した。尤も一九二二年に於いては、有名なる大飢饉の爲め、飢饉救助の特別輸入は勿論、普通の輸入も亦、自然、大部分は食料品から成り立つてゐた。斯した事情から貿易は著しい入超を示した。ロシアの外國貿易が平常の状態に復したのは、一九二三年からであつたと云はなくてはならぬ。同年から貿易は輸出入共に、累年相當増加を示して居る。即ち第一表々示の如くである。

(一) ロシア外國貿易年額表(單位百萬留)

年 別	輸 出	輸 入	合 計	入(一)	出(十)	超
一九〇四—一九〇八平均	一、〇四五・九	七六九・五	一、八二五・四	+	二七六・四	



一九〇九—一三平均	一、五二一・四	一、一三九・六	二、六六一・〇	+	三八一・八
一九一三	一、五二〇・一	一、三七四・〇	二、八九四・一	+	一四六・一
一九一四	九五六・一	一、〇九八・〇	二、〇五四・一	—	一四一・九
一九一五	四〇一・八	一、一三八・六	一、五四〇・四	—	四〇一・八
一九一六	五〇二・〇	二、四八八・四	二、九九〇・四	—	一、九八六・四
一九一七	四八八・一	二、四四八・八	二、九三六・九	—	一、九六〇・七
一九一八	七・五	五七・三	六四・八	—	四九・八
一九一九	—	〇・六	〇・六	—	〇・六
一九二〇	一・四	二九・三	三〇・七	—	二七・九
一九二一	二〇・二	× 二一〇・〇	二三〇・二	—	一八九・八
一九二二	八一・六	× 二六九・九	三五一・五	—	一八八・三
一九二三	二〇五・八	× 一四四・〇	三四九・八	+	六一・八
一九二四	三一・〇	二二八・一	五三九・一	+	八二・九
一九二四—二五	三七〇・八	四一一・四	七八二・二	—	四〇・六
一九二五—二六	四六四・五	四六四・五	九二九・〇	—	—
一九二六—二七	五五四・一	四七七・〇	一、〇三一・一	+	七七・一

(備考) 一九二四年度以降ノ經濟年度ハ十月一日ヨリ翌年九月末日ニ至ル、×印ハ他ニ次ノ如キ飢饉

救助ノ爲メノ輸入アリ、一九二二年ニハ二二・四百萬留、一九二二年ニハ一八四・五百萬留、一九二三年ニハ三五・二百萬留、右ノスベテノ貿易額ハ戰前物價ニ換算セルモノアアル。

四 世界貿易に於ける位置

斯くロシアの貿易は近年増加の傾向を辿りつゝありとは雖も、而も一九二五—二六年度の貿易をみるに、戦前の一九一三年に比し、輸出は三割六厘弱、輸入は三割三分八厘弱に過ぎず、翌一九二六—二七年度には更に増加したるも同じく戦前の一九一三年に比し、輸出は三割六分弱、輸入は三割五分弱に足らぬ。誠に斯くロシアの貿易が戦前の三、四割に過ぎぬことは注目し得る事實である。斯くして一九一三年、世界總貿易額に於いてロシアの占むる割合は、三分七厘弱であつたものが、一九二五—二六年度に於ては僅か一分一厘足らずに低下した。右の割合數字は "Die Kontrollziffern der russischen Volkswirtschaft" に據るのであるが、いま英國商務省統計局の編纂にかゝる世界貿易額をみるに、別表の如く、一九二六年に於ては、ロシア(同國に於いては同年九月に終る一年である)は、輸入六千四百八十二萬四千磅にして、總輸入額の一分二厘四毛を、輸出は六千七百十萬八千磅にして、總輸出額の一分四厘五毛を夫々占めるに過ぎない。輸入に於いてはアイルランド自由國より稍多く、南亞聯邦より遙かに少ないといふ位置であり、輸出に於いては、スペインより稍多くスイスより少ないといふ位置である。二千九十四萬平方キロメートルといふ世界第一の面積を持ち、且つ一億三千九百五十萬近くの人口を有するロシアの貿易としては如何にも少ないと云はなくてはならぬ。



(二) 世界國別貿易(單位千磅, 平均爲替換算)

	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六
リニアニア	四,三三三	四,三三三	四,三三三	四,三三三	四,三三三	四,三三三	四,三三三	四,三三三
フィンランド	二六,八七	二六,七七	二六,七七	二六,七七	二六,七七	二六,七七	二六,七七	二六,七七
ノルウェー	四八,六三	四八,六三	四八,六三	四八,六三	四八,六三	四八,六三	四八,六三	四八,六三
スウェーデン	七五,〇八九	七五,〇八九	七五,〇八九	七五,〇八九	七五,〇八九	七五,〇八九	七五,〇八九	七五,〇八九
デンマーク	八二,三六九	八二,三六九	八二,三六九	八二,三六九	八二,三六九	八二,三六九	八二,三六九	八二,三六九
ドイツ	三〇,二九八	三〇,二九八	三〇,二九八	三〇,二九八	三〇,二九八	三〇,二九八	三〇,二九八	三〇,二九八
オランダ	一七,七三九	一七,七三九	一七,七三九	一七,七三九	一七,七三九	一七,七三九	一七,七三九	一七,七三九
ベルギー、ルクセンブルグ	一四九,〇六四	一四九,〇六四	一四九,〇六四	一四九,〇六四	一四九,〇六四	一四九,〇六四	一四九,〇六四	一四九,〇六四
フランス	四三,一五九	四三,一五九	四三,一五九	四三,一五九	四三,一五九	四三,一五九	四三,一五九	四三,一五九
スイス	八七,九三三	八七,九三三	八七,九三三	八七,九三三	八七,九三三	八七,九三三	八七,九三三	八七,九三三
イタリア	一七,五三三	一七,五三三	一七,五三三	一七,五三三	一七,五三三	一七,五三三	一七,五三三	一七,五三三
チェコスロバキア	六三,三三三	六三,三三三	六三,三三三	六三,三三三	六三,三三三	六三,三三三	六三,三三三	六三,三三三
エストニア	六三,三三三	六三,三三三	六三,三三三	六三,三三三	六三,三三三	六三,三三三	六三,三三三	六三,三三三
米	八二九,〇三〇	八二九,〇三〇	八二九,〇三〇	八二九,〇三〇	八二九,〇三〇	八二九,〇三〇	八二九,〇三〇	八二九,〇三〇

シヤ	三三,三八七	三三,三八七	三三,三八七	三三,三八七	三三,三八七	三三,三八七	三三,三八七	三三,三八七
英領インド	一〇,〇一〇	一〇,〇一〇	一〇,〇一〇	一〇,〇一〇	一〇,〇一〇	一〇,〇一〇	一〇,〇一〇	一〇,〇一〇
セイロン	一五,六〇五	一五,六〇五	一五,六〇五	一五,六〇五	一五,六〇五	一五,六〇五	一五,六〇五	一五,六〇五
オーストラリア	三六,一〇九	三六,一〇九	三六,一〇九	三六,一〇九	三六,一〇九	三六,一〇九	三六,一〇九	三六,一〇九
カナダ	一三,一三六	一三,一三六	一三,一三六	一三,一三六	一三,一三六	一三,一三六	一三,一三六	一三,一三六
アイルランド自由國	—	—	—	—	—	—	—	—
英本國	九七,六八二	九七,六八二	九七,六八二	九七,六八二	九七,六八二	九七,六八二	九七,六八二	九七,六八二
スペイン	二一,〇六九	二一,〇六九	二一,〇六九	二一,〇六九	二一,〇六九	二一,〇六九	二一,〇六九	二一,〇六九
ハンガリー	一八,七四一	一八,七四一	一八,七四一	一八,七四一	一八,七四一	一八,七四一	一八,七四一	一八,七四一
ブラジル	五〇,四三三	五〇,四三三	五〇,四三三	五〇,四三三	五〇,四三三	五〇,四三三	五〇,四三三	五〇,四三三
日本	二〇,九八八	二〇,九八八	二〇,九八八	二〇,九八八	二〇,九八八	二〇,九八八	二〇,九八八	二〇,九八八
ニュージラランド	四,三三三	四,三三三	四,三三三	四,三三三	四,三三三	四,三三三	四,三三三	四,三三三
南亞	三三,八二四	三三,八二四	三三,八二四	三三,八二四	三三,八二四	三三,八二四	三三,八二四	三三,八二四
ポロド、コースト	七,七三	七,七三	七,七三	七,七三	七,七三	七,七三	七,七三	七,七三
ロシア	一五,二六六	一五,二六六	一五,二六六	一五,二六六	一五,二六六	一五,二六六	一五,二六六	一五,二六六
合計ニ於ケルロシアノ割合	〇.〇〇三	〇.〇〇三	〇.〇〇三	〇.〇〇三	〇.〇〇三	〇.〇〇三	〇.〇〇三	〇.〇〇三

第五章 世界經濟に於ける地位



(備考) 本表ハ英國商務統計局編纂ニカ、ルモノ、同局ハ毎四半期ニテ發表ス。aハ銀塊ヲ含ム、bハ塊及正貨ヲ含ム、cハ銀塊及續山カラ直接送ラレル金塊ヲ含ム、dハ一九一三年物價ニ換算、mハ通過貿易ヲ含ム。

ロシアの輸出は元來、大部分農産物であつて、一九一三年には總輸出額の七割三分八厘を占めて居たが、一九二五—二六年度に於いては、それも六割四分四厘に減じて居る。斯くして戦前農産物輸出として世界市場に潤歩し、ヨーロッパの主要食料供給國であつたロシアの農産物輸出國としての地位は近年著しく低下した。試みに左表をみよ。

世界農産物總輸出高に於けるロシアの占むる割合

	一九〇九年—一三年平均	一九二五—二六年
小麥	二八・五%	四・三%
裸麥	五八・二	一二・七
大麥	七三・二	二五・二
燕麥	四五・二	一・一
亞麻	六四・〇	三〇・〇
亚麻	二一・二	五・六
木綿類	五一・二	一〇・〇
木材	二六・〇	八・二

五 外國貿易の獨占、其意味と其影響

然らば、斯く外國貿易の少ない理由は何かといふに、勿論資本主義諸國の側に於いては、既述の如く、餘程緩和されたとは雖も、未だ十分にロシアに對する經濟的封鎖を解いてゐないことを擧げなくてはならぬが、更に看過することの出來ぬのは、ロシア側に於いて、國內産業の恢復が十分でないこと、一九二六年秋であつたか英國イングランド銀行が世界關稅障壁の指數を發表した時明かにされた如く、歐洲最高の關稅障壁を有して居ること、更に根本的にはサウエート政府の外國貿易の獨占であることである。政府は、輸出入の品種及數量を決定する。就中、輸入は嚴重であつて、ロシアに現に生産され若くは生産可能のものゝ輸入は嚴重に、處罰の刑に依つて禁止されて居る。恰然往時のマアカンチリズムを想はしむるものがある。社會主義國として世界に先驅したロシアが斯く世界的に最も極端なる經濟的ナショナリズムを敢行しつゝあるは皮肉であり、一見極めて不思議でさへある。乍併、資本主義國の間に介在し、獨り社會主義國として雄々しくも門出したロシアとしては、萬己むを得ざる又必然の政策であつたのであらう。余はロシアの貿易獨占の意味を左の三點に求める。

一、ロシアは大戦前までは、貿易は出超國であつたのが、開戦と共に入超に轉じ、年と共に入超額を激増した。革命後は既述の如く、輸入は總額に於いては兎に角、國內産業の破壊と物資の缺乏とに依つて激増する一方、輸出品の大宗なる農産物の産出は激減して累年入超額を増し、金の國外流出は著しき額に上り、財政的基盤は危殆に瀕した。此の窮地を脱する方法は輸出の奨励をなし、他面輸入の制限をなし、依つて以て國內産業



を恢復し、貿易バランスの均衡を期し、金の増加を計ることではなければならぬ。これには國家が貿易を統一的に管理し、輸出入の計畫を定める貿易國有の原則を樹立する必要がある。

二、ロシアが最も怖るゝは外國貿易の開放に依つて、外國の資本主義的侵略の戰場と化し、共產主義の存立的基礎を危険に陥らしむること之れである。之れが爲めには、國家は貿易の實權を掌握し外國資本の濫りに侵入するを防止する機、嚴重に監視する必要がある。

三、況んや個人及私的團體に自由なる貿易の權利を賦與することは、私有財産制を認容することとなり、共產主義を率ずるロシアとしては全然相許し得ないに於いてをやだ。

#### 六 資本主義國との接近並に其必然性

斯かる事情からして、ロシアは最高の關稅障壁を必要とし、遂には貿易の國營を斷行することに依つて、一層ロシアを資本主義諸國から遮斷せざるを得ない形となつたのである。而も此の事實は、資本主義諸國にとつては、直接間接、可なり打撃であつた。勢くともさうでなかつたならば、發展せしめたでもあらう世界資本主義を伸び憚ましつゝある。曾て余は世界資本主義衰退の原因として、第一に「世界的購買力の減少」を挙げ、人口一億四千萬近くを有し、人口の上にも支那、印度に次ぐ大國たるロシアが經濟的に資本主義國から殆んど分離し、右の事實を一層激成しつゝあることに言及して置いたが、此際、此點に就いて、更めて讀者諸君の記憶を新たにしたい。更にいま一つ注意を惹起して置きたいのは、ロシアの豊富なる資源である。歐米資本主義國の資源は涸渇しつゝある。勢くとも其最盛の絶頂を過ぎた。英國の石炭、米國の石油、木材の如きそ

の代表的のものであらう。殊に礦物資源の生産は漸減か乃至は不増の傾向に在る。斯うした資本主義諸國間に介在して、ロシアは、就中、礦物、金屬類、木材等に殆んど無限の資源を蔵して居る。資本主義諸國として垂涎おく能はざるものあるは當然だ。

茲に於いてか、資本主義諸國は機をみては、ロシアを再び世界資本主義の國內に引込まんとして來た。既に吾々は一九二二年に於ける歐洲經濟再建に關するゼノア及びヘーグ兩會議に於いて、此運動の國際的協同的現はれをみた。そして更に最も近くは、一九二七年五月、ジュウネーヴに開催された、戦後の過度の保護貿易主義を打破し、自由貿易主義を強調し、以つて世界貿易の發展を企圖した、最初の「國際經濟會議」に於いても、吾々は此運動の現はれをみたのである。

而も此際吾々の、勢くとも余の興味深く感ずる所は、資本主義諸國が經濟的にロシアの開放、とまでは行かなくとも勢くともロシアとの接近を欲すると共に、就中近年、ロシア側に於いても亦資本主義諸國との接近を欲しつゝあるかに見ゆることである。一九二七年の國際經濟會議中、並に其前後に於ける情勢は此間の消息を最も端的に表明したものゝ如くである。國際經濟會議準備委員會は、會議にロシア代表の参加を乞ふた。ロシアは之れを容れて代表を會議に送つた。ロシア代表の一人は、資本主義列國の代表者と共に、副議長に選ばれた、と記憶して居る。ロシアの代表は事毎に原案に痛烈なる批判を加へつゝ、勿論根本的な條件付で會議の總括的決議貿易自由の原則に賛成してゐる。乍併、こんなことはどうだつていゝ。ロシア代表を副議長の一人に選んだ如き勿論お芝居に過ぎない。吾々として問題は何故ロシアが態々斯うした資本主義諸國側の國際會議に出て來るかである。此點に就いては、色々調べてもみだし、又、日本の會議列席者等に就いても親たく聞き



たとしてもみたが、要するに一般には、一つは宣傳の爲めと云ひ、或は外國資本を求むる爲めであると云はれる。てゐるらしい。余としては、どうも後者が眞實らしく考へられる。渺くとも重要點は茲に在つたように竊はれ誠に、建設的事業に着手し、國內産業の恢復に専念する現在のロシアとしては、最も必要なものは資本でなければならぬ。而も數年間の大戦亂、革命、反革命の内亂に依る資本の破壊、打撃の過度のインフレーションに依る資本の外國逃避等に依り資本の缺乏せるロシアとしては、中央並西部ヨーロッパの資本主義諸國と同様、資本は之れを外國に求めざるを得ない。之れは社會主義國だからとて、別に變りのありよう筈はない。勿論、斯うした欲求は今に始まつたわけではなく、既にロシアが一九二一年三月新經濟政策を採用して、建設的事業に着手して以來のことであり、それが貿易に反映して居る如く、未だ儘少に止まるが、兎に角、吾々はコンセツションと稱せられるものについて、之れを見ることが出来る。

### 七 コンセツションに依る外資の投下

——其意義と其條件——

所謂コンセツションとは外國會社に對するロシア國內の經濟活動への參加權の讓渡を意味するものである。ロシアに外資の必要なることは既述の如くであるが、更にいま一つ必要にして而も不足してゐるものは技術である。ロシアは革命後、教育の普及化に懸命の努力をなした結果、其効果は尙目下足るものがあるが、不幸にして其餘力がなかつた爲め、技術的専門教育は可なり後れてゐる。而も今ロシアは技術家を最も必要として居る。先般ロシアからの某閣僚者から直接聞いたのであるが、現在ロシアでは専門技術家を最も優遇してゐる。

結果だと思ふが、ロシアの小學校の生徒に將來何になるかと質問すると、必ず十人が十人までは技術家になるのだ、と答へるさうである。之れが此間の消息を最も端的に説明してゐるものと思ふ。斯うした事情から考へてロシアが單なる外資の輸入を以て満足せず、其専門技術家をもそのまゝ持ち込んで來るコンセツションといふ特殊の制度を創設したのも、故あるかなと頷かるゝ次第である。而もサウエート政府は斯したコンセツションの許可に依つて、ロシア社會主義國の外資に依る侵害乃至は混亂を避くる爲め、否極極的に國家統制の下に於いて産業の恢復に資する爲めに、幾多の條件を附して居る。コンセツションには生産的のもの技術的のもの、並に商業的のもの、三種があり、夫々其條件は幾分相違するが、いま茲にはその中最も重要な生産的コンセツションに就いてその條件をみるに、先づ第一にはコンセツション期間終了後に於いては、流動資産を除き、何等の補償なくロシア國に總ての財産を返還することである。尤もコンセツション會社は未だ償却し得ない資産の部分に對しては補償を受け得る。そこでコンセツションの繼續期間は、事業の性質から其のノルマルな利潤並に生産物のノルマルな價格を考慮して、其事業の償却に要すると考へらるゝ期間を以つて定められる。

コンセツションオネールは、一定の特權を賦與されると共に、他面、幾多の義務を負担する。その最も重要なものは一定の最少限度の生産のプログラムである。コンセツションも亦國民經濟の一部、否重要な一部として政府に依つて統制されなければならぬからである。其他茲には一々書き切れぬが、試みに日本のコンセツション會社として大正十五年六月、北樺太石油と共に創立された北樺太鐵業の所謂石炭利權契約を紹介してみれば、

(一) 報償 出炭十萬噸迄總生産高の五%、五萬噸を増す毎に〇%二五を増率し、六十五噸の時%八を以て止る。



- (二) 課税金 總合單一課税として税率は總太F O B 買上金の三%三。
- (三) 社會保險料 従業員及勞働者の給料賃銀總額に對する九%五。
- (四) 生産物の政府優先買上權 政府は自國內の消費に供する目的を以て前年度採掘總量の五〇%迄優先買上する權利を有す。等である。

其他特に契約に依つて規定されてゐない事項に就いては、總べてロシア現行法に従ふことになつてゐる。

其實績

コンセツション制の創設は一九二〇年十一月であるが、それが實施されたのは一九二二年からである。一九二二年から一九二六年までに、各種のコンセツション二千十五件をコンセツション委員會は受理したが、契約の締結をみたのは僅か百四十四件に過ぎない。別表にみるが如く、ドイツの三十九を筆頭に、英國の二十三、米國の十五の順である。矢張、此等三ヶ國が、又この順序でロシアの外國貿易に於ける三大主要國であつて、大體、貿易上に密接な關係がある國が同時に多くのコンセツションを持つてゐる事情に在る。

國別コンセツション数の累年比較

國別	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	合計
ドイツ	六	一二	三	七	一一	三九
英國	三	六	七	六	一	二三
米國	四	五	一	三	二	一五

國別	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	合計
フランス	—	—	—	—	—	—
ポーランド	—	—	—	—	—	—
オーストリア	—	—	—	—	—	—
日本	—	—	—	—	—	—
日 本	—	—	—	—	—	—
合 計	一六	四四	二六	三〇	二八	一四四

(備考) 本表及次表ハ Soviet Union Year-Book 1927 に據ル。合辨トハ云フマデモナクロシアト外國トノ共同出資ニナルモノデアル。

コンセツション制がロシアに創設された當時は長期間に亘る投資を必要としない、例へば外國貿易上のコンセツションが比較的多かつた。之れは、當時通貨の不安定やサウエート政府に對する資本主義國側の信用の缺除等の爲め、礦業、製造工業等長期投資をなし得なかつたからだ。然るに近年、漸やく事情は一變して此等の長期投資が増加して來た事は注目し得る。

業別コンセツション数の累年比較

業 別	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	合計
製 造 工 業	—	七	七	八	一八	四〇
商 業	四	一四	一〇	六	二	三六



礦業	四	三	五	九	四	二五
農業	三	五	二	二	一〇	
交通及運輸	四	五	二	一	一	一二
木材	一	四	一	一	一	六
漁業及狩獵	一	三	一	一	一	六
建築	一	一	二	一	三	
其他	一	三	一	二	六	
合計	一六	四四	二六	三〇	二八	一四四

斯くしてコンセツションはロシアとしては極めて重大視されて居る。乍併、吾々は既にその契約締結数の如何にも僅少なことをみたが、更にその資本金に就いてみても、業別コンセツション数の累年比較コンセツション活動の範圍はロシアの全經濟からみる限り、それ程大なりとは想像し得ない。即ち一九二六年十月一日までのコンセツション企業總資本は八千五百五十萬ルーブルであつて、そのうちコンセツションオネールの投資は五割七分、四千七百三十萬ルーブルに過ぎぬ。礦業投資額が最も多いのであるが、それにしても二千九百八十萬ルーブル、其うち外資は僅か一千三百三十萬ルーブルに過ぎない。外資の最も多い製造業のそれでも一千四百五十萬ルーブルに足らぬ。

八 結 論

復舊復興を急ぐロシアとしては、斯うしたコンセツションの實績では不満足であるに違ひない。そして又資本主義國側に於いてもそれが極めてあきたらぬものであることは云ふまでもない。そこで兩者は政治的には依然として相反勢力も、近年機ある毎に經濟的接近を企圖して來たのである。一九二七年五月のジュネーヴの國際經濟會議に於けるロシア代表の参加せる如き此間の事情を最も端的に反映せるものであること既述の如くである。ロシア側としては、コンセツションの形でする外資の輸入に十分の期待が置けないとせば、更に進んで一般的普通の外資の輸入に益々依頼する外あるまい。

一九二七年十一月中、ロシアは米國銀行團との間に總額一億弗、期限六十ヶ年利率年三分半の公債を發行せんとした。その後の成行をみるに遂にそれは成立しなかつたようではあるが、兎に角、ロシアが外資を求めるとして何處にそれを求めるか。獨逸にか、英國にか、獨逸は勿論だめだ、英國では極めて限定された少額のものに兎に角、矢張、少し纏まれるものは、世界の資本の過半をかき集めて資本主義世界に君臨する所の米國でなくてはなるまい。唯一の社會主義國勞農ロシアと、資本主義國に君臨し世界資本主義諸國の利害を代表する米國とは云ふまでもなく主義に於いて兩極端に位するもの、それが經濟的に相接近せざるを得ざる必然を持つ。茲に余は絶大の興味を見出す。米國はロシアに對して如何なる態度に出て行くであらうか？ ロシアは、必要なる外資を受けつゝも、如何にして社會主義國としての面目を維持し、否進んで之れを發揮して行くであらうか？

余は此の時に當つて、昨一九二七年の冬、敢行されたトロツキー一派の所謂勞農反幹部派の放逐（詳言すれば共産黨中央監察委員並中央委員會がトロツキー、シノゾイエフ兩氏を共産黨の黨籍から除き、カメネフ、ラ



コウスキー、ラデツク氏等を黨の要部から除名する決議をなし、更に十二月の第十六回共產黨大會に於いて黨から除名を決定すること)を意味深くみるものである。更めていふまでもなく、幹部派、反幹部派の争ひは、新經濟政策採用以來、次第に現實化の傾向を示して來た勞農政府の内外政策に對する是非であつて、幹部派は之れを以つて必要なる又避くべからざる道程でありとなすに反し、反幹部派は之れを以て革命の精神に反し、國家主義への逆行でありと看做すのである。更に又一國のみの社會主義國家の建設を可能とする幹部派に對し、反幹部派は先づ何よりも世界革命の促進を急務とするものである。最近、反幹部派の幹部攻撃が激しくなつた事は何を意味するか？ 幹部派が遂に彼等反幹部派を放逐するの果斷を敢へてしたのは果して何の爲めか？ 社會主義國ロシアは行處へ行く？ 世界資本主義の運命は如何？ 飽迄興味深い問題であり、切實なる問題である。(S.M.)

## 第六章 世界政策

### 一 矛盾する二の政策

### 三 自己批判

### 五 二つの見透し

### 二 突撃時代

### 四 共同戦線問題

### 六 安定期の政策

### 一 矛盾する二の政策

「我々は一國內に生活するのみでなく、又諸國家のシステムの中に生活してゐたのだ。而してサウエート共和國が帝國主義的諸國と相並んで、永い間存在する事は考へられない事である。結局何れかの群が勝利を占めるであらう。然しその時までには、サウエート共和國とブルジョア諸國との戦慄すべき衝突は避くべからざるものである。故に、プロレタリアートは支配階級として——若しそれが支配せんと欲し、且つ支配するであらうならば——この事實をそのXの組織に依つても亦、證明しなければならぬ。」と、レーニンも言つてゐる如く、社會主義的ロシアが資本主義的諸國の包圍の中に生存する事は極めて困難な事である。各々の存在は互に他方の脅威である。資本主義諸國がロシア革命以來あらゆる手段をつくして、社會主義的ロシアを打破しようとし、又しつゝある事は、茲に述べるべく餘りに周知の事實である。之に對してロシア側も亦諸國のこの干渉を防止するのみならず、折さへあらば自から攻勢に出でんとしつゝある。



この抗争の最も激しかったのは、ロシア革命勃發より一九二二、三年頃までであつた。この間諸國は、對露出兵、反革命軍援助、經濟的封鎖等に依つてロシアを打倒さうとし、之に對してロシアは、第三インタナショナルを利用して、諸國のプロレタリアートを各々自國政府に反抗せしめんとした。然るにこの闘争は最近四五年來、大體に於て休戦の状態にある。それは、何れの側も、敵が豫期の如く容易に破れない事を知つたと同時に、之れ以上攻勢に出るためには、自國の力を更に一層強めなければならぬ事を自覺した爲である。この力とは要するに生産力の事である。ロシアに於ては社會主義的生產力（社會主義的組織の下に經營せらるゝ企業の生產力）は、國內及國外兩様の資本主義的生產力と闘争しなければならなかつたが、國外の資本主義的生產力を打破し得なかつたのみならず、——否寧ろ、正にその故に——國內のそれをも打破する力を持たなかつた。その結果先づ國內に於ける資本主義的生產力と休戦を結んだ。之が所謂新經濟政策である。之と同時に國外の資本主義的生產力に對しても亦休戦を申出た。諸國との通商開始、利權讓渡政策等は即ちそれである。この休戦に依つてロシアは、資本主義的生產力の果實を出來得る限り有効に利用し、以て社會主義的生產力を強固ならしめ、將來折あらば敵を打倒し得る準備をなすつゝあるのである。（斯くて未だ少年期にあるロシアの生産力と、大戰に依つて重傷を負へる老資本主義諸國の生産力との發達の比較は我々に多大の興味をそゝる。即ち兩生産力は互に片手に劍を確かと握りつゝ他の片手で握手してゐるのである。而してその時々々の狀勢に従つて、或は劍の手に力が入り、或は握手の方に力が入るのは勿論である（最近の英露、佛露關係は前者の例、又日露、獨露等の關係は後者の例である。）この中ロシア側に於て主として握手の役割を務めるのは駐外大使であり、専ら劍の任にあたるのは第三インタナショナルである。（第三インタナショナルは勿論ロシア國の機關ではない。

只之に代表せらるゝ諸國のプロレタリアートとロシアとの利害關係が一致する點を見て斯く言ふにすぎぬ。）  
 手政策に就ては他の章に説かれてゐるから、茲には劍の方面のみを紙面の許す限り詳述したい。

## 二 突 擊 時 代

世界戦争直後のヨーロッパには革命的潮流が漲つてゐた。ドイツでは帝政が倒された後に、社會民主黨が政權を握つたが、更に共產黨は革命を此處で止らしめず、ロシア式の無産者獨裁制にまで押進めやうと躍起になつてゐた。同じ戰敗國たるオーストリアは、その領土を四分五裂せられ、その何れの部分も經濟的獨立を保持する力を持たず、資本家階級は互に隣國といがみ合ふと共に、自國労働者に對する極度の壓迫、搾取をなして、労働者階級の不滿をつのらせてゐた。バルカン諸國にも國境のゴタ／＼があつた。又戰勝國英佛も、決して安定してはゐなかつた。兩國共に戰時中血税を拂つた代償として、大きな要求を持つ労働者階級をどうかしなればならなかつたのみならず、イギリスには戰前よりの懸案たる炭坑國有問題が再發し、フランスには戰場復舊問題、外債問題等の難關があつた。

この時（一九一九年）に當つて、第三インタナショナルの執行委員長ゾノヴィエフが次の如く豪語したのも、必ずしも獨りよがりの法螺とは言へないであらう。『全ドイツに於ける共產主義の勝利は全く避くべからざるものとなつてゐる。差當りに於てはまだ、個別的敗北はあるであらう。黒色は多分まだ此處彼處で一時赤色に打勝つであらう。それにも拘らず、最後の勝利は赤色のものだ。而もそれが、最近數ヶ月、或は恐らく數週間の中に、運動は目まぐるしく進展するが故に我々はかう確言し得る、一年後には我々は既に、ヨーロッパにXX



XXのための闘争があつた事を忘れるであらう、何となれば、一年後には全ヨーロッパがXXXXXとなるであらうから、と。尙ほXXXXXのための闘争は既にアメリカに、更に又恐らくはアジア及其他の地方にも突進するであらう。……『恐らくアメリカに於ては資本主義が、XXXXXヨーロッパと共に、二三年間は存続し得るであらう。又恐らくはイギリスに於てすら資本主義は、全ヨーロッパ大陸に於て勝利を占めたXXXXXと共に、一年又は二年間は尙存続するであらう。然し永きに亙つてはかゝる共生は不可能である……』

斯の如く第三インタナショナルはヨーロッパに於ける彼等の勝利を極めて近いものと考へた。而して彼等は、敵の戦線中最も薄弱なりと見て取つたドイツに攻撃の主力を集中した。實際、ドイツさへ手に入れれば其他のヨーロッパ大陸諸國を倒す事は比較的容易であつたであらう。然るにドイツの形勢は第三インタナショナルの豫想を裏切つた。一九一八年十一月革命以後ドイツの政權を握つた多数社會黨は、共產黨の主張を排して、現存秩序の下にドイツ國の復興に努めた。其結果革命後二ヶ月足らずにして獨立社會黨すら多数社會黨と袖を分つて内閣を去るに至つた。之に對して共產黨は一九一九年一月始め、總同盟罷業に依つて社會黨内閣を打破せんとしたが、労働組合の多数が社會黨を支持して總罷業をなさなかつたのみならず、社會黨内閣は軍隊を以て共產黨を壓迫した。この時共產黨はリープクネヒト及ルクセンブルグの二指導者を失ひ、急に勢力を失つた。其後マール相場の暴落に伴ふ労働者の極度の貧窮に乗じて、一九二一年三月、共產黨は南ドイツに革命運動を起した。この時第三インタナショナルはベラ・クーン等を派遣してこの運動を援助したが、この時はもろくも警察力のみで鎮壓せられた。

ドイツ革命の影響を受けて、ドイツと殆ど時を同じうして共和制を布いたハンガリーでは、ブルジョア階級の勢力微弱なために革命運動は急激に進展し、一九一九年三月にはサウエート政府の樹立を見るに至つたが、新政府の土地政策が宜しきを得ずして、農民の大多数の反對を蒙り、僅か四ヶ月餘にして政權を社會黨に譲らなければならなかつた。又一九二〇年八月末には北部イタリアに大規模の工場占領が行はれたが、社會黨及之に従ふ労働組合の反對のために工場経営に困難を來し、僅か一ヶ月にして之を資本家に明渡さなければならなかつた。爾來イタリアの革命運動も勢を失ひ、二ヶ年後の一九二二年十月末にムッソリニ内閣を出現せしめ、世界第一の反動政策の横行を如何ともなし得ぬ状態にあるのである。

### 三 自 己 批 判

一年以内に全ヨーロッパ大陸を、更に二三年後にはイギリスをもプロレタリアートの天下にして見せると豪語したジノヴィエフを長とする第三インタナショナルの目算はがらりとはずれた。この欺き得ない眼前の事實を何と見る？ 今こそ彼等の長所たる自己批判を十分になすべき時だ。而してこの自己批判は一九二一年六月——七月の第三回大會が之を徹底的に行つた。以下にその概略を紹介する。(引用文は皆この大會の決議)

先づこの決議は「戦後に於ける……革命運動の第一期は、大體に於て終結したものと思はれる。然らば資本主義は今眞の安定をなし、今後引續き發展をなす見込があるか、『之に依つて共產インタナショナル(KI)の綱領又は戦術の修正の必要が起るか?』といふ問題を提出した後に、第一期の革命運動の失敗の原因、この時の世界資本主義の状態を次の如く解剖してゐる。

(一) 大戦直後(一九一九—二〇年)に資本主義がたふれなかつた主要原因は、世界の支配階級が最後の勞



働者階級の革命的気分を緩和するために、事業の整理を延期し、種々の方法を講じて空景氣を煽り、以て復員せらるゝ兵士をして就職せしむるに成功し、一般労働者にパンを與へ得た事にある。

(二) プルジョアのこの政策を成功せしめたる有力なる一原因は、第二インタナショナルの協力である。戦後の革命運動は皆「第二」側の妨害に依つて挫かれたのである。

(三) 諸國共產黨は未だ組織後日淺く、大衆の間に十分根を張つてゐなかつた爲め、第二インタナショナル側の裏切より大衆を救ふ事が出来なかつた。(この項を特に注意せよ)

(四) 空景氣は早くも破綻し、一九二〇年三月日本に起つた恐慌は、忽ちにして日本より米國へ、米國よりヨーロッパへ波及し、全世界の資本主義諸國を恐慌に陥れてしまつた。

何れにもせよ、K Iの豫想はずれたのだ。然らば之はK Iの綱領の破産を意味するか？ 否！ と彼等は言ふ、「ヨーロッパのプロレタリアートが、戦時及戦直後にブルジョアジーをX X X Xなかつた事實の中に、K Iの綱領の破産を見るのは、只小ブルジョアの無理解のみである。K Iの進路は獨斷的に豫定せる曆日にX X X X X X X Xを勃發せしめたり、又X X X Xを一定の期間内に機械的に遂行する事を企圖したりする事に向けられてゐるのではない。X X X Xは、與へられたる歴史的基礎上に於ける生きた諸勢力の闘争であつたし、又今もさうである。戦争に依つて全世界の資本主義的平衡の破られた事は、X X X Xの力のために有利なる闘争條件をつくり出した。而してK Iのあらゆる努力は、この状態を完全に利用しつくす事にあつたし、又今もさうである。……」政治運動には周期がある、波の高低がある。敵は何時までも受身ではゐない、戦つてゐるのだ。若しプロレタリアートの攻撃が勝利を以て終結しないならば、ブルジョアは最初の機會に乗じて逆襲に轉ずる。二三

の、容易に占領せられたる地位の喪失は、プロレタリアートの側に一時的沈滞を持ち來す。然し、現在資本主義的發達のカーブは——一般的には一時的上昇の後——下降し、X X X Xのカーブはあらゆる動搖を通じて上昇してゐるのは、争ふべからざる事實である。」

戦後につくられたる「有利なる闘争條件を……完全に利用しつくす事」に「あらゆる努力」をなしたが、遂にその目的を果し得なかつたといふなら、K Iは之を遂行し得る實力を持たなかつた、といはねばならぬ。この事實は彼等も亦自認する。「客觀的にはX X X Xな經濟的、政治的狀態があるにも拘らず(前述一九二〇年の恐慌)……労働者階級の多數は尙ほX X X Xの勢力の下にない。就中金融資本の強大なる勢力の基礎の上に、帝國主義に依つて腐敗せられたる労働者の大層が存在する所(例へば英米)及び、眞のX X X X大衆宣傳が漸く始められたばかりの所に於てさうである……」

以上の自己批判に依つて、K Iの今後探るべき態度は明かになつた。曰、「労働者階級の多數を、X X X Xの勢力下に」持ち來す事、之こそK Iのなすべき最大の急務である。ブルジョアジーが一時を彌縫して張り立てた空景氣は早くも破綻を來し、一九二〇年三月日本に起つた恐慌は、この年の後半中に全世界に及んだ。失業に至る所激増した。X X X Xは流れ去らず、又引潮でもない。正にその反對だ。目下の状態の下では、社會的對立及社會的闘争の直接の激化は最も明白に現はれてゐる。この時に於てK Iが以前の如く無力であるならば、再び第二インタナショナルの裏切に大衆を委さなければならぬ。組織的に大衆を獲得せよ。「大衆へ」の標語は斯くして高く掲げられたのである。

こゝで我々は、K Iがこの「大衆へ」の標語を如何に實行しつゝあるかを、略言しなければならぬ。(この



問題に就ては、『社會思想』第六卷（昭和二年）第十號に稍々詳細なる紹介をして置いたから、併せ讀まれん事を希望する。

#### 四 共同職權問題

##### (1) 精銳主義

KIは誰しも知る如く、プロレタリアート解放の唯一の手段として、プロレタリアートのXXを主張する。従つてこの解放運動のチャンピオンを以て自任する共産黨は、XXの重任を全うし得るに十分なる資格を持つ闘士のみが、このXXに適應する組織に結合したものでなければならぬ。そこで共産黨は黨員の選擇に就ては所得精銳主義を、又その組織に於ては所謂民主的集權主義をとる。この主義は右の共産黨の立場より必然的に要求せられるものである。故にそれは、右の立場が變更せられざる限り、常に固執せらねばならぬ。若し之をすてるならば、共産黨は永遠に實現し得ざる事を目的とする集團となり終るであらう、と彼等は主張する。

KI—それは一八七一年のパリコンミュン以來の諸國のプロレタリア運動の勝敗と、ロシア革命成功との經驗に基いて組織せられたものである——は、最初より右の主義に則つて動かなかつた。一九一九年三月の創立大會以後、諸國の運動が前述の如く高潮に向ひつゝある時、大衆の左傾に追隨せんとする指導者達の多くが、KIに加盟を申込んだ時にも、KIは斷乎としてこの精銳主義を固執した。第二回大會（一九二〇年七月—八月）に於て可決せられたる有名なる加盟條件二十一ヶ條は即ち、この精銳主義の組織化されたものである。この事は同大會の『共産インターナショナルの根本使命』と題する決議中の次の言葉に最も明かに現はれてゐる。

446957

「……他方に於て、異常に早く膨張したる國際運動の缺點乃至は弱味が二つ現れた。その中極めて重大なる缺點——それはプロレタリアートの解放運動の成功に對する大きな直接的危險を意味するものである——は、第二インターナショナルの古い指導者及び古い政黨の一部分が、事實上、黨の活動及政治的效果の全實踐に於ては、第二インターナショナルの水準を固守し乍ら、或は大衆の希望及突進に半意識的に讓歩し、又或は労働者運動内に於けるブルジョアジーの代理人たり補助者たる従前の役割を保持する目的を以て大衆を欺き、第三インターナショナルへの條件付の或は無條件の或はある加盟を宣言する事にある。かゝる情勢は斷じて許すべからざるものである。何とならば、それは大衆中に直接の混亂をもたらし、強力なる共産黨の形成及び發達を阻害し、第三インターナショナルに對する尊敬を減少せしめ、大急ぎでコンミュニストの赤色に塗り變へたハンガリー社會民主主義者の裏切ると同一の裏切を繰返す危険があるからである。」（もう一の缺點は、左翼小兒病のそれであるが之は前者に比すれば、遙かに小さい缺點である、と言つてゐる）。

右の趣旨に基いて、KIはその成員の質を厳選し、苟も『裏切』の可能性のありさうな者は、容赦なくその加入を拒絶した。かゝる厳選主義を固守する限り、共産黨は労働者黨中の少數黨の範圍を出でないであらう。然しそれは、彼等にとつては覺悟の上である。『XXXXXXXXXXXX—その時までには共産黨は、その組織の圈内には、労働者の少數派のみを持つに止るであらう。……有利なる事情の下に於ては、プロレタリア並に半プロレタリアの人口層の全部に精神的並に政治的勢力を及ぼし得るが、然しそれを黨の圈内に組織の上で結束する事は出来ない。……』（第二回大會の決議）

以上は専ら黨に就てである。コンミュニストが如何に精銳をかり集め、決死の努力をなしても大衆と遊離して



は何事をもなし得ぬのは勿論である。然らば彼等は何に依つて、「精神的、並に政治的勢力」を大衆に及ぼさんとするか。第二回大會の「労働組合運動、工場委員会と第三インターナショナル」に關する決議はこの問題を一應解決してゐる。この決議は労働組合は戦前には殆んど全く労働貴族のみの組織であつたが、戦後の労働者階級の窮乏の結果、今まで組合外にあつた一般大衆も窮乏より免れんとして組合に流れ込んだために、今日の組合は大衆の一組織となり、組合員の多くは革命的要求を抱くに至つた。然し組合幹部の地位は依然として改良主義者を以て占められ、一般組合員の要求を壓迫してゐる。かゝる形勢の下に於ては、コムニストが大衆を獲得する方法は、この組合に入り込んで組合幹部の地位を征服する事が最良の近道である、と言つて、舊組合よりの脱退を嚴に戒めてゐる。それでは何故に黨に於ては分裂を主張し、組合に於てはその正反對を主張するか？ 何故に組合はあらゆる傾向の者を包容すべきか？ 組合の政治的中立の故にか？ 否。組合の政治的中立は彼等の極力反對する所である。この中立論こそは、アムステルダム派の反動的組織たる事を示す最大の特徴である、と彼等は言ふ。(第三回大會の決議参照) それでは何故か。彼等に依れば、それは黨と組合との解放運動に於ける役割を異にするからである。黨はプロレタリアートの前衛であり、指揮者である。組合は黨の指揮に従つて、黨の政策(經濟的、政治的の如何に拘らず)を支持する役割を持つ。この故に組合は黨の如く精銳分子より成る必要はない。否無自覺な者をも併せて包容する故にこそ、黨の政策を大衆的に支持し得るのである。然し組合は黨の支持者たる事を要するから、黨の政策に反對する者をして、その指導的地位に居らしめる事は出来ぬ。従つて組合の指導的地位の「征服」の必要があるのである。

(2) 大衆へ！

斯くKIは黨と組合との關係に於ては、大衆政策を一應指示してゐる。しかし一九二〇年前後のKIは精銳主義を高調する餘り、大衆政策を輕視する——少くとも外觀上は——如く見えた。さればこそ、KIは前述の如く第三回大會に於て、「大衆へ！」の標語を掲げる必要があつたのである。

では、この「大衆へ！」の標語と、前述の精銳主義とは如何なる關係にあるか。KIは前者をとる事に依つて後者をすてたのか、少くとも多少緩和したのか？

第三回大會の「大衆へ！」の決議中には、「黨と大衆との強き結合(Verbindung)とは、何より先づ労働組合との密接なる連結(enge Verknüpfung)の意味である。』「あらゆるコムニストの當面の主要任務は、あらゆる組合に於ける労働者の多數を獲得するために、持續的に、根氣よく、執拗に活動する事にある。』但し『黨に從屬するのは、只組合内にある當該の共產主義的細胞のみであつて、組合それ自身としてではない』と云つてゐる。

更に同大會の別の決議には、黨と組合とを區別して曰、「共產黨はプロレタリアートの前衛である、プロレタリアートを資本主義的羅網より解放する道と手段とを十分に認識し、従つて意識的にXXXXX綱領を採用したる前衛である。労働組合は寧ろ當該生産部門のあらゆる労働者を包容する組織の方向に發展する所のプロレタリアートの大衆組織にして、常に意識的のコムニストのみならず、プロレタリアートの中間層、及び全く後れてゐる層——之等の層は只漸進的に、生活の教訓に依つてのみXXXXXを受け入れる——をさへも包容するのである。』と。次にこの決議は組合の使命を階級闘争の發展段階に従つて三つに分けてゐるが、要するに組合は前衛たる黨の支持者として、黨の政策を大衆に浸透せしめ、大衆をして黨の指揮に従はしむる機關となるべき



ものなる事を述べてゐる。

以上KIに依つての所謂「大衆黨」の意義は略々明らかになつたと思ふ。即ちそれは大衆の大部分を共産黨員として獲得する事でない。黨はあくまでも前衛たる資格を持つ精鋭分子を以て組織する。但し大衆とはなれる事は許されぬから、黨の外邊としての大衆組織——それには組合等の如き比較的恒久的なるものもあるし、又特定の目的のために組織せられたる一時的組織もあるし、又事情に依つては無産政黨たる事もある(例へば、一九二七年までのイギリスの労働黨の如く、その中に自由な分派の結成を許す場合や、日、支、米の如く共産黨が不法とせられる場合の如き)——をつくらねばならぬ。この諸種の大衆組織の中に、組織的な根を張る事、之が即ち彼等の所謂大衆黨の意味であると思ふ。この事は第五回大會に於ける大衆黨組織の基本的前提條件を取扱つた決議中にも現はれてゐる。この決議は、この基本的前提條件五つをあげてゐるが、その中の一は「農民に對する黨の正しき態度」であつて、黨と農民との間に「生々とした結合」をつくる事を要求してゐるが、然し共産黨はあくまでも「マルクス主義的労働者黨として止るを要し、労働者農民黨となつてはならぬ」といふ。之等の決議より見て、KIは農民と無自覺又は半自覺労働者とは同様に考へて、共に之を黨の勢力下におかねばならぬが、然し前衛たる黨員としては足手まとひになるものとして排斥してゐるものと考へる。従つて第三回大會に於ける「大衆へ」の方向轉換は、黨そのもの、ポカシではなく、黨の外邊の組織に力を注ぐ事を意味するものと思はれる。

(3) 共同戦線戦術

共産黨が大衆を獲得するための「唯一の正しき道」は、共同戦線戦術である、とKIは断言してゐる。では、

共同戦線戦術とは如何なるものか。之はKIの執行委員會が一九二二年十二月に發表したる共同戦線に關するテーゼ中に明示せられてゐる。このテーゼは先づ、資本の攻撃に依つて労働大衆は著しく左傾し來り、最早や以前の如く改良主義的指導者の吹く笛につれて、反コミンタイン(共産インタナショナル)運動をなす事を肯ぜなくなつた。然し大衆は未だ十分に覺め切らず、コミンタインと第二インタナショナルとの提携を要求するに止り、未だ改良主義的指導者との絶縁の必要を意識してゐない。故にコミンタインは大衆をして、日常の實際闘争の經驗に依りて、右の絶縁の必要を體驗せしめなければならぬ、と述べて、共同戦線戦術の根本目的を明示してゐる。之をもう少し説明すれば、或問題に於て右翼と共同して戦ふ、その時右翼指導者は左翼指導者の如く大きな要求をなさずして、必ず中途半端な所でお茶を濁さうとするに違ひない。この時こそ左翼が大衆に對して右翼指導者の「裏切」を曝露する機會である、といふのである。苟くも「共同戦線」をなすといひながら、右翼指導者を攻撃し之との絶縁を正面から力説するとは、大膽不敵な態度といはねばならぬ。

斯く共同戦線は、右翼及び中央の幹部を攻撃し、大衆をこの幹部と分離せしむるものであるから、下よりの、大衆自身の共同戦線を目指すべきものであるが、然し右翼幹部の下にある大衆に近づくためには、右翼幹部を通じなければならぬ事がある。

「この方法(下よりと同時に幹部の交渉をなす方法)は、社會民主主義が未だ偉大なる力を有する國々に於ては、屢々利用せられなければならぬ。この幹部の交渉は黨に對して、その共産主義的獨立性を拘束してはならぬ。然しこの場合に於ても、共同戦線遂行の基礎は下より、つくられなければならぬ。この際最も重要な事は、豫め労働大衆の中に——社會民主主義的労働者の間にも——種々の行動、種々の闘争への参加に養成する



気分をつくり置き、然る後初めて、社會民主黨の正式の機關と交渉し、以てこれ等の機關を一定の気分の存在といふ出来上つた事實の前に置き、彼等が共同戦線を拒絶した場合に、彼等を大衆の前に曝露する事の出来るやうにする事である。」(第五回大會の決議)

之が共同戦線戦術の骨子である(詳細は前掲「社會思想」参照)。この戦術の効果は如何? 前述の如く共同戦線戦術の目的は右翼や中央派の幹部より大衆を奪ふための手段である。之はK Iがしばしば「明言してゐる所であつて、苟も共同戦線に關係を持つ者は、敵味方共に之を熟知してゐる。K Iは大衆をして共同戦線戦術の本質を誤らしめざるために、之を繰返し明言する必要があつたのである。)故に右翼や中央派幹部がこの共同戦線を極力回避するのは怪しむに足らぬ。従つてK Iがこの之等の幹部をして、共同戦線に應ぜしむる唯一の道は前述の第五回大會の決議に言ふ所の、右翼大衆の間に共同戦線の気分をつくり、以て大衆自身をして幹部を強制せしむる事である。(この戦線の或程度までの成功の好例は、彼の「英露委員會」の設置であつた。然し之もイギリスの總罷業以來、イギリスの右翼幹部に對する曝露戦が激化するに至るや、右翼幹部の共同戦線拒絶に依つて、一九二七年秋に決裂してしまつた事は周知の事實である。)

### 五二つの見直し

前述の如くK Iは一九二二年の第三回大會當時には、X X X Xの潮流は戦直後の一時的衰退期を過ぎ、第二期の高潮期に入つたものと認めた。さうして大衆獲得に努力すると共に、折あらば攻勢に出でんと敵陣の間隙をねらつてゐた。而してこの時も亦K Iのねらひ所は、マーケット相場の暴落に依つて不安動搖の眞只中であつた

ドイツであつたのである。折しも一九二三年一月、フランス軍がいよ／＼ルール地方を占領し、ドイツ労働者の貧窮が益々はげしくなつたのを利用して、ドイツ共産黨は同年十月ハンブルグに反亂を起した。この時はハンブルグ以外の地方にも動亂が起りさうに見えたが、政府(ストレーゼマン・ヒルファディング内閣)は之が鎮壓に成功した。ドイツに於ける革命運動はこの時以後全く衰退し、所謂資本主義の「安定期」に入るに至つた。但しドイツをして革命より「救つた」のは決してドイツ國內のブルジョアジーの力ではない。それは互に利益の争奪にいがみ合つてはゐるが、プロンタリアートといふ共同の敵に對しては常に國際的協力を忘れない諸國資本家階級の共同戦線の力である。今之を略述すれば、大戦以來この時まで互に強硬なる外交政策に依つて自己の利益を主張して相譲らなかつた英佛兩國の金融資本家階級の政府が倒れ、一九二四年一月にイギリスには労働黨内閣が現れ、又フランスにも左翼聯合——中小ブルジョア階級の利益を代表する——のエリオ内閣が組織せられて、相互に、且米國資本とも協力して、ドイツ労働者を搾取する事を協定したのである。所謂ドゥズ案の實施が之である。之に依つてヨーロッパは所謂安定し初めたのである。

丁度この頃(一九二四年六月—七月)に開かれたるK I第五回大會は、右の事實をどう見たか。(第四回大會は世界經濟に關しては特別のテーゼを發表せず)レーニンの死後最初に開かれたるこの大會が、世界資本主義の協同戦線の中に孤立して、如何に態度を決したかは、我々の多大の興味をそゝる。先づこのテーゼは世界資本主義の大勢を次の如く要約してゐる。

「X X X Xのプロレタリアートに對する資本の攻勢の成功、米國に於ける好景氣、イギリスに於ける失業の減少、ドイツ、オーストリア、及ポーランドの外國爲替相場の一時的安定は、ブルジョアジーの用心棒たる社會民主



黨に對して、かう宣傳する可能性を與へた、——資本主義の危機は克服せられた、新たなる發展が始まつた。プロレタリアートの地位は、平和的手段を以て向上し得るが故に、共產主義諸黨の主張する革命的闘争方法は正しくない、と。然し最近三ヶ年の經濟的發展並に、世界資本主義の目前の状態の根本的研究は、K Iの第三回大會の根本的見解が正しかつた事を證明する。資本主義的世界經濟の混亂は多くの重要な資本主義諸國に於て重大なる進展をなした。資本主義的攻撃は、個々の資本主義諸國や資本家團體に對しては一時的小康をもたらしたが、然し同時に諸々の資本主義諸國間の、或は資本家團體間の矛盾を強めたのである。資本主義は向上期に入つた、従つてプロレタリアートの地位は、資本主義の内部に於て平和的手段を以て向上し得る、といふ改良主義者の主張は正しくない。』

次にこのテーゼは、個々の國の經濟状態を分析した後、世界資本主義は決して安定せず、今尙ほ不安動搖の中にある、と認めてゐる。(K Iが世界資本主義の安定を是認したのは翌一九二五年三月の擴大執行委員會に於てである)。而して最後に、結論して曰、今日の資本主義の崩壊期に於て、プロレタリアートが勝利を占むるや否やは、プロレタリアートがX X X Xな客觀的状態を組織的に利用するや否やにかゝつてゐる。資本主義は獨り手に崩壊するものでは決してない。之を崩壊せしむるものは只プロレタリアートの勇敢なる攻撃あるのみである。

斯く第五回大會は「一時的安定」をもはつきりと認めやうとしなかつたが、然し一途に勇敢なる攻撃に主力を集中する自信もなかつた。この態度は戰術に關するテーゼ中の次の言葉によく現はれてゐる。

「X X X X Xの時代は始まつた。全體的發達のテンポ、就中或る何れかの大陸や、又何れかの國に於ける革命

的出來事の發展のテンポを確實に豫言する事は出來ぬ。全體的情勢は次の如き二の見透しをなし得るやうな有様である。

1 プロレタリアX X Xの比較的緩慢な、遲延して行く發達の可能性

2 資本主義が既にひどくグラツキ、その内部的矛盾が一般に極めて速かに激化しつゝある事實の結果、何れかの國に於て崩壊が極めて短い期間中に起り得る。

コミンタンの戰術は、この二つの見透しの可能性を考慮に入れなければならぬ。コミンタンの動員能力は、このテンポの變轉に速かに適應する状態にある、といふ事に現はれねばならぬ。然し如何なる場合にもコミンタンは、發達のテンポが遅れた場合にも、プロレタリアX X Xの非妥協的國際的X X X X X大衆黨として、大衆を叫合し、X X X X Xのために訓練するを要する。』

この和戰兩様の準備をなしつゝK Iは敵の陣營をうかゞつてゐたのであるが、彼等は從來の如くドイツに攻撃の主力を置く方針をどうしても變更しなければならなかつた。ドイツはドゥズ案に依つて暫らく現状維持を保つらしい。然らば世界資本主義の何れに隙があるか？ この時コミンタンの眼はイギリスと東洋とに向けられた今日の世界事情の結果、イギリスはその領土と共に、凡ての國際問題に於ける第一の役割を演じてゐる。『東洋に於ける活動には、最廣義に於て、從來よりも著しくヨリ大なる注意を向けなければならぬ。…同時にK Iはあらゆる被壓迫民族の帝國主義に對して向けられたる運動を、第三回大會の決議の精神に於て——この運動は、單にヨーロッパのみならず、世界的標準に於てX X Xの勝利を確保するに必要缺くべからざる大きな解放運動の最も重要な一構成分子たる事を考慮して——全般的に支持しなければならぬ。』



イギリスと東洋へ！ この二つは決して孤立せる二問題ではない。イギリスに労働黨内閣が出現せる事實よりK I第五回大會は「支配階級の政策に緊密性を缺くる」に至る程度に「ブルジョア秩序の崩壊の進んだ事」を看取し、イギリスこそは目下最も注目し値する所である、と認めたのである。(但し彼等はこの労働黨内閣又は將來に於けるかゝる内閣の度々の出現に依つて、イギリスにプロレタリアの勝利がもたらされるものとは見なかつた。「労働黨内閣」(民主主義)とファシズムとは、共に支配階級が労働者を支配するための兩刀にして、將來もこの兩者は交互に利用せられるであらうが、何れもプロレタリアート解放の手段でない點は共通である、と決議してゐる。而してこのイギリスを倒す一の道はその廣大なる植民地の反抗である。従つてイギリスと東洋とに同時に注目した事は一問題の兩面を見た譯である。而してK Iのこの政策が或程度まで成功した事は、最近の支那の運動が之を證明してゐる。

東洋問題に觸れた序に、K Iの被壓迫民族に對する政策を述べる必要を感じる。然し既に豫定の頁數を超過してゐるから極めて簡単に述べる。

K Iは第二回大會に於て、この問題に對する根本的態度を決してゐる。今その要領を箇條書きにすれば、

- (1) 民族運動を支持するが、之を單なる民族運動に止めず、必ずプロレタリア運動に高める事。
  - (2) ヨーロッパ資本主義の存立の支柱は、アジア其他の植民地又は半植民地である。
  - (3) この支柱の除去なくしては、ヨーロッパのプロレタリアートの解放は不可能である。
  - (4) 植民地の運動をプロレタリアート運動に高めるためには、サウエート制を植民地に布かねばならぬ。
- (このサウエート制に依つて、後進民族をして、資本主義的搾取の苦痛を経ずして、高き文化に進む事を得せしめるのであると。——(第四回大會決議參照)但しサウエート制を布く事は、性急であつてはならぬが、又その可能なる最初の機會をとらへる事を要する。(第二回大會は別のテーゼに、一般的にサウエート制を布くための客觀的並に、主觀的條件を決定してゐるが、種々の都合上茲に述べる事が出来ぬ)。

以上の趣旨に基いてK Iが最も力を入れて運動をなさんとしてゐる植民地及半植民地は印度と支那とである。資源豊かにして廣大なる領域を有するこの二者が、獨りイギリスのみならず世界のプロレタリアートの運動に如何なる意義を有するかは、多言を要しないであらう。而もこの兩者の運動には、K Iが目の仇にしてゐるアムステルダム派も亦多大の注意を拂ひ、インドの組合運動に對しては、イギリスの労働黨や總評議會の代表者が後見役を押賣せんとしつゝあり、又支那に對しては一九二五年八月の上海事件の時以來アムステルダム同盟が握手の手をさしのばして來た。更にアムステルダム同盟は、自派の後見の下に東洋特に日、支、印の國際運動を發達せしむる事に努力しつゝある事は、既に屢々我國の新聞にも傳へられた通りである。之に對してK Iも亦一九二六年、その後援の下に濠洲の労働組合をして太平洋労働會議を召集せしめんとしたが失敗し、翌一九二七年五月漢口に於て之を實現した。然るにK Iのこの運動も、支那共産黨の運動の挫折に依つて、一時その勢を挫かれてゐる事は周知の事實である。

## 六 安定期の政策

筆者は東洋問題に就ては、年代的には先廻りしすぎた。K Iは第五回大會より現在までの間に重要な一期を経てゐる。それは外でもない、一九二五年三月の擴大執行委員會に於て、初めて世界資本主義の相對的、







運動の最も發達した所とは限らず、支配階級の勢力の最も薄弱な所である、とはレーニンも言つた如くである。而してこの條件を最もよく備へてゐるものはヨーロッパであり、その反對なのはアメリカであつて、東洋はその中間にある、といふ見解をKIは最初から今日も尙動かさぬやうである。(政治、經濟及び勞働運動年鑑一九二五—二六年度、八頁照參)

従つて第三インタナショナルの攻撃の主力は將來も亦ヨーロッパに向けられるであらう。然し前述せる如くヨーロッパ資本主義の最も重大なる支柱はその植民地及半植民地である。故に植民地問題は對ヨーロッパ政策と不可分である。尙一つ老いたるヨーロッパ資本主義を支へつゝある力は米國の資本である。(ドーズ案等)。米國は其有り餘る資本をヨーロッパに輸出し、以てヨーロッパを自國の植民地化すと共に、之をプロレタリア革命より救つたのである。従つて大戦後の第三インタナショナルの運動が失敗したのは、米國資本主義の生産力が、第三インタナショナルの物質的力たるロシアの生産力に打勝つた、ものと見る事が出来る。將來この兩生産力の抗争(米國は今尙サヴェート政府を承認せず)は時と共に益々その度を増すであらう。

然し米國資本主義の強力なる限り第三インタナショナルはヨーロッパを獲得し得ぬ、といふのは誤りであらう。米國はヨーロッパの資本主義を一時救つたが、それはヨーロッパを搾取せんがためである。米國とヨーロッパ諸國との利害關係はこの點で一致しない。この二大對立の外に向ヨーロッパ内部にも、英佛、佛獨、佛伊、等の利害關係の衝突がある。之等の衝突は、プロレタリア運動、植民地の運動と共に、第三インタナショナルの運動成否のための重大なる要因である。(K T)

## 第七章 農業政策の變遷

- |    |              |
|----|--------------|
| 上篇 | 帝政ロシアの農業政策   |
| 一  | 農奴解放時代       |
| 二  | 部分的改革時代      |
| 三  | ストリヒンの土地改革   |
| 下篇 | 勞農ロシアの農業政策   |
| 一  | 勞農ロシア農業政策の重心 |
| 二  | 土地政策         |
| 三  | 農民政策         |
| 四  | 農業經營政策       |
| 五  | 農業政策の結果      |

### 上篇 帝政ロシアの農業政策

ロシアに於ける近世農民政策の歴史を眺めると一八六一年のアレキサンダー二世の農奴解放から一九一七年の十月革命までを前期とし革命以後を第二期とすべきであらう。而して革命以前のものを亦別つて三期とすべきである。第一期は一八六一年から一八八〇年までの農奴解放時代であり、第二期は一八八一年から一九〇五年に亘る部分的農業改革時代である。而して第三期は、一九〇六年から一九一一年までに實現を見たストリヒンの農業改革時代である。余は本小論文に於いて此の前期を即ち一八六一年から一



九一年までの約五十年間に於けるロシアの農業改革の歴史の跡を辿つて、以つて最近の十月革命に端を發した農業革命の理解に資するであらう。

### 一 農奴解放時代

前商品經濟時代に於いては加工産業は採取産業に結合せられて居り、しかも採取産業に於いて農業は支配的地位を獲得して居るが故に此時代は恰も農業經濟時代であるかの如くに見えたのである。商品經濟の發展は、従つて、否應なしに加工業と農業との分離を招致する。斯くしてまた農業人口からの工業人口の分離或は農村から工業都市の乖離が現はれる。この現象は近代資本主義社會成立の普遍的過程を示してゐる。

ロシアも亦其の資本主義的發展段階に於いて先づ最初のものとして此過程に遭遇せねばならなかつたが、一九六一年のアレキサンダー二世の農奴解放は實にロシアに於ける前商品生產經濟社會或は封建經濟組織から近代商品生產經濟社會或は近世資本主義社會への一轉期を劃するものであつた。

尙ほ此の他に此農奴解放は現實的に之より數年前即ち一八五三年——五六六年にロシアがヨーロッパの最有力なる經濟國たる佛英兩國を相手として所謂クリム戰役として知られて居る戰爭を遂行して莫大なる戰費と人間とを費して受けたところの財政上、軍事上の大創痍を癒やすための一大救済手段としての役目を演じて居たのであつた。

最後に之れはまた當時の殆んど唯一の納稅負擔者であつた農民の重い負擔し切れぬ程の重稅——戰費支辨のため、また鐵道軍器工場の建設等軍事上の諸設備の新設のための費用の故に否應に加課せられた——に對する

不滿から漸く擡頭して來た農民不安、社會騷擾を除去、少なくとも緩和することの手段となつて居た。恐らく當時のツァーリの大臣達によつて口實とせられたものはこれであつたかも知れない。

果して然りとすれば、この近世ロシア社會發達史の上に於いて斯くも重要な役目を演じて居たところのアレキサンダー二世の農奴解放とは如何なるものであつたらうか。

之れは一八六一年二月十九日に發布せられた農奴解放令に基いてなされた農奴解放である。それを説明する前に我々は、當時まで行はれて居たロシアの農奴の性質に就いて大體の知識を得る必要があるやうである。農奴時代にあつては農地の性質に従つて農奴は、(一)地主の土地に屬するもの、(二)宮廷有の土地に屬するもの、(三)國有土地に屬するもの、三種に別れて居たのであるが、一九六〇年に於ける是等の農奴數は總計二千三百十二萬四千人を數へ、中(一)に屬するもの千九十九萬七千人(二)に屬するもの八十七萬人(三)に屬するもの一千三十四萬七千人と云ふ有様であつた。

この農奴解放令によつて六一年から六三年までに二千二百四十萬人の農奴が解放せられ、地主の土地の獲得によつて獨立せる農民となり、斯くして經濟的目的のために組織せられてゐた地方自治團體たる「ゼムスト」に加入することを許されたのである。是等の解放せられた農民に對して一億一千六百萬デシヤチン(一デシヤチンは日本の約一町一段四畝八分)の農民地が分割せられたが、之れを一戸當りに就いて見ると、國有地に於ける農民には六・七四デシヤチン、宮廷所有地に於ける農民には四・九〇デシヤチン、個人地主の所有地の農民には三・一七デシヤチンの分前であつた。

然しながら是等の土地は決して無償にて國家が宮廷所有地や大地主の土地を徵發して之を無償にて是等の農



民に分配したのではなかつた。それどころかオガノウスキーの記す處によると、其の當時一デシヤチンの平均地價は十七ルウブルであつたにも拘らず、解放地の賠償價格は二十七ルウブルと定められて居たのである。而して地主に對しては國家が解放農奴に代つて解放地の賠償金の前拂をして居たので、是等の法外に高價なる賠償金——其後地價の上策のために一デシヤチン四十七ルウブルに騰貴したと云ふ——を五十五年の年賦にて否認なしに償還しなければならなかつたのである。しかも轉へられて居るところによると此際、國家は最も良い土地を除外して——是等最良の土地は貴族に割當てたのである——劣等地を農民に分割した上に、其の最劣等地に對する代償金として最良の土地の地價に等しきものを農民は貴族に支拂ふやうに強制せられたのである。無智蒙昧なる農民の土地渴望はマンマと支配階級によつて利用せられたのである。

然しながら此時の農奴解放に就いて尙ほ注意せられねばならぬことは、是等の土地分割は私有財産として個々の農民に對してなされた譯ではなく、共有財産として分與せられたのであり、更に「ミール」と普通に云はれてゐるところのコンミュン（共同體）が各家族員數の大きさに従つて其コンミュンに屬する農民に戸別的に再分配したと云ふこと之れである。斯かる結果は公平を期するために家族員數の變動に従つて時々分割の更改を行ふことを必要としたのであるが、それは十二年目毎に行はれた。たゞ住宅地のみは例外をなし、何れも五段歩にも満たぬものであつたが、それは各農戶の永久的所有となつて居たのである。

斯くの如く耕地の所有權は各農戶に與へられた譯でなく、農民各個が其の賠償金を負擔して支拂ふにも拘らず、ミールが保持して居る結果、各農民は自己の耕地を自由に處分することが出来なかつたばかりでなく、十二年毎に更改せられることとなつて居り、斯くして耕地の永久的使用を保障せられ得なかつたが故に、各農民

は勞働及び資本の投下を出来るだけ差し控へ、耕作も淺耕であり、作物も出来るだけ短期間の中に收穫し得る種類のものを選び、所謂掠奪農の傾向が現はれて、著しき土地收得力の減少を來たす事を餘儀なからしめられた。收得力の減少を來たした原因は尙ほ此の他にも、平等原理から割當地は地味、地勢、村落からの距離等に於いて公平なることを要したる結果、各農家の耕地は各所に僅少づゝ散在せざるを得なくなり普通は八乃至十五ヶ所に分散し、所によつては二十ヶ所或は四十ヶ所に分散すると云ふ有様になつて其の幅が極めて狭く、所謂ストリップ（細長片地）をなし、他人の耕地に屬するものを侵害することなくしては犁を轉換することが出来ないうやうなものが現はれたばかりでなく、各住宅から十ヴェルスト乃至二十ヴェルスト（一ヴェルストは我國の約九町四十六間四尺）時にはそれ以上も離れて居ることが決して渺なくなつたと云ふ風にて勞働力の上には非常なる浪費を來たさしめたことが與つてゐると云はなければならぬ。また舊式な三圃農法が強制的に行はれ、年々耕地の三割が休閑地として放牧場のために除かれなければならなかつたと云ふことも收得力低下の一原因でなければならなかつた。

斯くの如く一八六一年の農奴解放は農民に對して一定の形式的なる身分上の自由を與へたゞけに止まり、實質的な經濟的自由を與へなかつたばかりか其の解放耕地の收穫力からすれば六億四千八百萬ルーブル支拂へば足りたるものを八億六千七百萬ルーブルの債務を課せられて自己の土地の代價以外に封建的賦役からの解放費として二億一千九百萬ルーブルを地主に支拂はねばならなかつたのに、かへて是等解放地に對しては重税が賦課せられ、地主貴族の所有地は一デシヤチン二十三コペークの地租で濟んだにも拘らず、解放せられた農民の土地に對しては一デシヤチン五十六コペークを課せられ、従つて是等農民階級の双肩に國家



の財政は掛つてゐた。其の上割賦地は甚だ貧弱にてミールを通して實際に彼等によつて行はれたる粗放的農業に於いては農民各個の食糧品の生産にも足らぬ一人當り平均約四・八三デシヤチンにすぎなかつたのであるが、しかも其負擔は極めて重く、其の収益の五割乃至十割が國家に諸種の形態をとつて收奪せられつゝあり、——このことは農村高利貸の跳梁橫行の機會を與へ、而してまた農民の貧化を激成せしむる機因となつたことであらうが——農民は是等の壓迫の下に於いて耕地の改良を行ふ餘裕とてなかつたから、また國家も其後此方面に就いては殆んど何等の考慮も拂はなかつたから、人口の増加に伴ふて農地の増大を來たし得ずして常に農地の不足を來たし、實に其後四十年間に農業人口は九割増大したにも拘らず農業地は僅か二割の増大しか見なかつたのであつて、其の結果は當然に一戸當り農地面積の減少、農業から他種産業への轉換——それは夥しい都市の生産工業労働者の出現となるのであつたが——農民の貧化であつた。トロツキーの示すところによると、この農奴解放に續く五十年間に土地所有の本質的變更が行はれ、約七億五千萬ルーブルに相當する土地が貴族の手から都會ブルジョア及び農村ブルジョア（クラーク）の手に移り、ヨーロッパ・ロシア五十縣に於いては一九〇五年に、各人が其後新に得た土地を加算するも一人當り三・一デシヤチンを所有するに過ぎず、換言すれば農民の土地所有は三六パーセントだけ退歩したのである。シュルツ・ゲヴァーニツチによれば九十年代初めに於ける政府の調査によると、私有地九千三百萬中、農民地は僅に五百萬に過ぎず、農民は窮乏のため勞務を提供して地主の土地を賃借し地代又は勞務を提供すると契約をなし、また高利貸である農村ブルジョアから借金すべく餘儀なからしめられたのであるが、彼等農民は之を自分達一家の所得の僅少ななる農業労働によつて支拂はねばならぬのであつたから、しかも借金は纏つた大金である上に高利であつたから彼等の農

地は漸次是等高利貸の手に集中せられて行つたことは今更説明するまでもない。

斯くして農奴解放は農民の經濟的自由——それこそ資本家社會に於ける眞の自由であるが——を齎らすに至らず、舊來の農奴制が、たゞ別個の形式を執つたに過ぎず、彼等は依然として土地に縛られ貧窮を強制せられ、愈々農村に於ける人口過剰を激成して、漸く勃興し掛けたる工業方面に低廉なる賃銀にて否應なしに吸收せしめらるゝに至らしめ、土地貴族は土地解放なる美名に匿れて高く農民に賣付けた代價金によつて商工業方面に進出し、茲に農民の一層なる貧化と商工資本主義の勃興、及び慘めなる都市プロレタリアートの發生とを結果するだけだつたのである。

## 二 部分的改革時代

事情斯くの如き有様なりしが故に、身分上の自由を許された上に土地渴望を満たされたことを一時喜んだ農民達も漸次時日の経過するに連れて其の解放金の餘りの過大さ、此際に執つた地主や貴族の奸黠狡計に氣付に至り、それと同時に解放による期待が全然裏切られたことに對する反動が高まつて來て、それは遂に地主貴族に對する怨咀の聲となり、地主貴族に對する反抗、政府に對する信望の放棄が強くなつて、ロシアの農業の上に一沫の暗影が流れるに至つたのである。於茲乎政府は一方如何にもして農民不安を除去して民心の離反を防止せんとし、また他面には非常なる勢を以つて小自作農の没落して土地の兼併が現はれ、斯くして漸く顯著になつて來た一八六一年の農奴解放の意義を無價値ならしめむとする傾向を阻止せんがため、其應急手段として不動産銀行を設立し、以つて農民に金融の道を附與することによつて自作農の没落を抑止せんとしたのであ



る。

不動産銀行は一八八〇年代に樹立せらるゝに至つたのであるが、之れには二種あり、貴族銀行と農民銀行とがあるのであるが、前者は土地貴族に不動産を擔保として信用を興ふる爲めのものである。後者は小農に對して同じく農地の維持と取得のために夫等の土地を擔保にして信用を附與したのである。

茲には前者の貴族不動産銀行に對する説明は略する事とし、農民土地銀行に就いて詳しく説明するならば、其は一八八三年アレキサンダー三世の治下に於いて國家の保證の下に農民をして土地を購買する事を可能ならしめむがために設立されたのであるが、設立後十年間は其の活動が甚だしく狭まれてゐて、たゞ自作農たらむとする農民に信用を賦與するに過ぎなかつたが故に大なる期待した程の成績を擧げ得なかつた。故に一八九五年に定款を改正して銀行自體が農民に賣る目的を以て土地を購入することを可能ならしめた。而して融通を受ける資格を有するものは農村共產體 (Oshchestvo) 農民協同組合 (Tovarištvo) 個々の農民、及び農村に居住してゐて其の全時間を農業に提供してゐる公民であつた。また融通額は特別の場合に地價の九割まで許したが、普通は六割であり、期間は十三年、十七年、二十六年六ヶ月、三十八年四ヶ月、五十一年八ヶ月の數種あり、利率も亦是等の期限に連れて異なり、一割一分五厘、九分五厘、六分五厘及び六分にわかれてゐた。しかも貴族土地銀行に於いては最低五分であつた。是等の利率は農業金融の見地からするならば極めて高利なりと云はざるを得ず、之れにては到底農民をして其の負擔の重荷に堪へることを得しめない。従つて農民は運が早かれ斯の種の銀行を通して獲得した土地を手離さなければならぬ運命にあつたのである。そのことは此銀行の實權が地主の權力下にあつた貴族銀行の手中に歸して居り、ために之を通して農民の手に賣却せらるゝ

土地の價格が不當に高かつたと云ふことによつて一層甚しくせられて居た。

斯くして農民銀行は、其の財産や組織の上に於いて如何に強大であつたとはするも農民に對して農業進歩に必要なだけのものを満たすに足る土地面積を與へはしなかつたのである。實際一九〇三年までに銀行が農民に賣却した土地は九百萬デシヤチンに過ぎず、之れによつて農民所有地は僅に約八分増加しただけであつた。

尙ほ此他一八九三年の法律は一方に於いてミールが十二ヶ年未滿で土地の再分割をすることを禁止して農民の占有權を強力ならしめ、他方、從來可能であつた償還金全額の支拂によつてミールから脱退することに對してミールの同意(組合員三分の二以上の大多數にて)を受けることを必要ならしめたが、兎にも角にも之れは農民の經濟的自由と移轉の自由との根本的制限を意味するものであつた。尤も其後一九〇四年に此の地方自治體員の連帶責任性は廢棄せられ斯くして移轉の自由は與へられるに至つたが。

斯くの如き農民の不平の緩和策、農村逋逃防止策にも拘らず、農民の不平、農村逋逃の主原因たる農民の貧化は愈々益々激しく、一八九〇年代の初めには前述の如く、全國の私有地は九千三百萬デシヤチンあり、其中、農民の所有に屬するものは僅に五百萬デシヤチンに過ぎず、是等のものはミールの共有地一億三千百萬デシヤチンによつて其の不足を辛うじて補つて居たと云ふ有様であつたから、農民の不平や農村逋逃は緩和されるところではなく、二十世紀に入るや農民騒動は愈々益々狂暴的、一般的、反覆的となり、従つて政府は強制的に警察と軍隊とによつて鎮壓せんとするに至り、それは年と共に苛酷になり其餘り、遂に一九〇五年の革命運動となつたことは普く世人の知る通りである。



### 三 ストリーピンの土地改革

この二十世紀初めに於ける革命運動の主要動力は實に土地不足を除去せんとする農民の大所有地分割要求であつたが、この農民革命は思切つたストリーピンの土地改革を齎らしたのである。

ストリーピンの土地改革と稱せられてゐるものは一九〇六年から一九一一年に至るまでの間に實施せられたものであつて、之れは嚴格に云ふならば、一八九八年に紙の上に於いてだけであつたが計畫せられ、ウキツテ伯が蔵相時代に調査委員会を作つて慎重審議、一九〇五年の革命時代に而して氏の首相時代に一部分實行せんとして、しかも内閣瓦解の故に實行し得なかつたところの農業改革策の延長であつたと云ふを得べく、實にペーター・アルカヂニューウキツテ・ストリーピンが一九〇六年七月ゴレムキン内閣の後を受けて組閣した時から始まるのである。

其の大體を述ぶるならば氏は先づ農民をして既存のあらゆる制約から解放せしめ、次いで共同農業組織（即ちミール）を廢棄し、之に屬して居る個人に從來自己が耕作使用して居た土地を自分の私有財産であると宣言し、私有財産として處分することを可能ならしめる權利を賦與することを眼目として農業改革の制定と實施とに着々として向つた。而して此業は翌一九〇七年二月の議會を通過して愈々實施せらるゝに至つたのである。

ストリーピンの農業改革は從來のロシア農業組織の上に二大變革を齎したのであるが、其の一はコンミンユンから單純農業を解放したことであり、二は共有制度を廢止して個々の農民の私有財産としたことである。

即ち二十四年來土地の再分割が行はれてゐない農村に於いてはミールや部落共有財産は即時に廢止を命ぜら

れ、之に屬して居た農民は從來の占有地に對して直接な自由に處分し得る私有財産を設定し得たのである。また再分割を行つて居た農村に於いてはミールは多數決によつて其の解散を任意決議することを許された、其の場合個々の農民は之れから任意脱退することが出来たのであるが、其の際脱退する農民は解散によつて割當てらるべき面積の範圍内に於いて自己の從來耕作使用して居た土地を獲得することが出来たのである。土地の割當は地押的形態を取るものであつた。しかし之れと同時に他方之等農村自治體の全住民が從來有してゐたところの——多くの場合大抵は單に理論上だけであつたが——分割地に對する要求權は消滅し、從つて農村の内部に於いて土地を所有するものと土地のない農民との間に於ける社會的背反を尖鋭化し、階級的離反を激成して無産農業労働者の發生を來たしたのであるが、斯かることは此改革がブルジョア的政治の目的から生れた農業改革であつたことを思ふならば何の變送もないことであつた。

從來の持地に對して個々の農民私有權を獲得したとはするも、之等の土地私有權は法律上強大なる制約を受けて居り、從來の持地の讓渡は同一村落に屬し得る者に對してのみ許されたのである。また之等のものも從來の持地の最高限度の六倍までしか獲得するを得ない規定になつてゐた。之等の土地に質權、抵當權を設定することは農民銀行に對してのみ可能であり、それも土地の取得とか耕作整理とか云ふが如き一定の目的のためにするなか許されなかつたのである。

多くの村落に於いては共同放牧場が隨所に分散して居たが、之等の村落、殊に過度に大なる村落に於いては、此種の土地が先づ分割せられ、且つ個々の村落の内部に於いて分散して土地の統一集中——それは一般に地主の申出によつて出来るだけ土地改良と結び付けて行はれたが——が農地擴張の形式にて現はれたが、政府當局



者は大所有地の分散や大經營の破壊を來たすことなくして農民の土地渴望を部分的に充たし遣らむとして國有地を農民銀行に讓渡し、銀行をして之等の土地に内地植民を行はしめた。斯くして約二千萬の農民を一舉にして自作農たらしめむとしたのである。

之等の改革は一九〇七年から開始せられるには開始せられたが、而してまた政府當局者も熱心に精力を盡して之を行つたが、それにも拘らず、農民は容易に之を納得せず、隨所に農民自體の間から猛烈なる反對が起つて此事業の遂行に當つて居た官吏は迫害を受け、身を以つて漸く此等の迫害から免がれると云ふが如きことは決して稀れでなかつたから、官吏は之れが説得に苦心し最初の二三年は實に試験と宣傳の時代であつたと云はなければならぬのである。

斯くの如き有様なりしが故に最初は一年僅に數千戸の自作農の創定が行はれたのみであつた。しかし漸次年を逐ふて進捗し、實施五年後には一年二十萬戸の自作農を創定することが出来るやうになつたのである。斯くして一九一二年までに八十二萬七千の農家が八百四十萬デシヤチンの土地を獲得して新しく自作農となり、二百六十萬デシヤチンの國有地が農民財産に移された。然しながら此等の數字からも想像せられる如く農民の大部分は従前の状態を何等變化せしめ得なかつた。然しながら之等の改革が實施せられた處に於いては休耕地を必ず伴ふ舊式な三圃制度の如きは廢れて集約的農業が行はれ、農民状態は著るしく向上したと云はれてゐる。

斯かる部分的な好結果は現れたとするも、しかもロシア農民全體から見れば之によつて農民所有地は増大せしめられず、土地の不足せる農民の土地に對する慾望は満たされず、また農地のない農民は土地を與へられしなかつたのである。たゞ之によつて中農や大農が強力ならしめられ、従つて農村内部に於ける社會的分裂が

顯著になり、地主階級と貧農との階級背反はたゞ益々激しくなるばかりであつた。其處に我々は一九一七年の十月革命に於ける最も保守的であると稱せられて居たロシアの農民の革命軍投下の原因を見出されるのである。

然り一八六一年のツア一の農奴解放と云ひ、一九〇七—一一年の土地改革と云ひ、究極に於いては支配的地位にあつた貴族階級の依然たる勢力の下に於いてなされたものであり、従つてツア一や賢相が如何に美政を敷いて農民のために利益になるやうな農政を行はむとするも、最後の一點に於いて、しかも最も重大なる一點に於いて常に貴族の農業政策たらざるを得なかつたのである。農民のための農政は農民と労働者による一般プロレタリアートのための農政、従つて大なる農民運動によつて作出されるか、農民の協力によつて作り出さなければならぬ。ツア一と貴族との專制政治の下に於いて之を期待せんとするならば、それは裏切られるばかりだ。斯くして十月革命のボルシシキツキの新農業政策に對して農民と我々の希望は等しくつながる。

(Z・Y)



## 下篇 勞農ロシアの農業政策

### 一 勞農ロシア農業政策の重心

勞農ロシア創建以來茲に十年、今全世界の民衆の心は有史以來の歡喜と希望に鼓動してゐる。此時靜かに過去十年に亘る無産階級國家の農業政策を回顧し、それにまつはる苦心經營の跡を窺ひ、そのよく今日あるを得たる所以を尋ねる時、何人も眞に貴重なる教訓の後人に指示するものあるを感得するに違ひない。思ふに勞農ロシア農業政策最大の困難は社會主義と農民との調和にあつた。ロシアは農民の國である。農民が全人口の實に入割八分を占めてゐる。ロシアは農業國である。ロシアの全經濟的地位、ひいてはその内外政策的地位は懸つてその農業の發達如何によつて左右せられる。ロシアの農民と農業とはロシアに最ける最大の生産者であつて、國內に於ける食糧及び原料は勿論、又對外貿易の鎖鑰を握る。而もそれは又同時に最大の消費者であつて、これなくばロシアの全工業は死滅する外はない。彼は最大の租稅負擔者であり、要之、大ロシアの全經濟力の源泉である。従つてロシアに於ては農業の發達なくして、ロシア國民經濟の繁榮はあり得ず、又従つて社會主義の實現も亦あり得ないのである。而もロシア農業の大宗は農民の農業である。此の先資本主義的經營形態を出發點とし、由來個人主義的精神、フチ・ブルジョア的心理を特性とする農民の大家を率ひて、社會主義の建設に進まなければならない點に勞農ロシアの當面した異常に困難なる問題が横はつて居つたのである。農民をその味方とし、且つその小經營を誘導して社會主義的經濟建設の基礎を作らなければならぬ此の任務こそロシア

アのプロレタリアートに課せられたる恐らくは最も困難なる問題でなければならなかつた。

彼等が過去十年間に亘る慘憺たる苦心經營の結果が積り積つて尙且漸やく確實に農村經濟の社會主義的建設の云はゞ素地を作り得たに過ぎない程度であるのも敢て不思議ではない。實際今日迄のところ勞農ロシアの農業政策は主として農民大家をその味方とする爲めの政策であつたと云つても必ずしも過言ではないのである。換言すれば勞農ロシアの農業政策は今日迄のところその農民政策を中心として動いて來たのである。勿論土地政策についても、農業經營政策についても、勞農ロシアの原則的指針は確立してゐるけれども、その現實の適用は今日迄のところその農民政策より來る制約を受けて來た。否彼等の土地政策にしても、或はその農業經營政策にしても形式的には兎に角、實質的には尙僅かにその緒に就いたに過ぎないと評しても敢て當を失しない程度に、彼等はその農民中心の農業政策に没頭し來つたのである。此意味に於て過去十年間に於ける勞農ロシア農業政策の重心は實にその農民政策にあつたと云ふことが出来る。而して我々はかく觀することによつて始めて今日迄の勞農ロシア農業政策全般の眞意を誤りなく把握することが出来るのである。

### 二 土地政策

先づ土地政策から見て行かう。

土地問題の解決は、人の知るが如く、ロシア農民多年の翹望であつた。而してレーニンの述べた如く「勞農革命政府は先づ第一に農業問題を解決しなければならぬ。貧農大家を平靜ならしめ、且つ満足せしむる鍵は懸つて此問題にある」といふ洞察と意氣込みとを以て勞農政府が逸早く農民の要望に従つて土地問題を解決し



たことが實に勞農革命第一歩の成功を齎らした所以であつたのである。

然らば土地問題は如何に解決されたか。これに關しては幾つかの布告及び指令が發布されたが、其中最も重要なるものは、一九一七年十一月八日の「土地所有權の廢棄に關する布告」と一九一八年二月十九日の「土地の社會化に關する布告」とである。これによつてロシアの干地制度の根本的變革が行はれたのであるが、その要點は舊地主の所有權が廢棄せられ、その使用が主として勤勞農民の手に委ねられるに至つたこと之れである。即ち「土地布告」の第一條及び第二條は次の如くである。

「地主の土地所有權は無賠償にて廢棄せられる。」

「地主の所有地並に帝室、僧院、及び教會の所有地は、總ての家畜道具類、建物及び總ての附屬物と共に、憲法會議の召集に至る迄は、市町村農業委員會及び農民代表者縣サウエートの管理に移る。」

但し本項に觸れざる土地即ち「農民及びコサツク人の土地は收奪せられない」ことは同布告第五條の規定するところである。

更に「土地社會化布告」の第一條及び第二條は次の如くである。

「ロシア聯邦社會主義サウエート共和國に於ける土地、地下埋藏物、河川、森林、及び自然力に對する凡ゆる所有權は永久に廢棄せられる。」

「土地は何等の賠償（直接又は間接の）なしに自今總ての勞働民衆の使用に移る。」

即ち此の布告によつて、前布告による農民土地所有權の除外例的承認も亦廢棄された譯である。

かやうにして土地私有權廢棄の法的決定によつて社會主義的綱領の根本要求を充すと共に、同時に地主階級

の掃蕩によつて社會の所有に歸したる土地を就中先づ第一に自家勞働によつて土地を耕作する農民階級の手に委るることによつて農民大衆の要望を適へたのである。その結果收用したる農場の中八六パーセントは勤勞農民に、一パーセントはサウエート農場の形態で國家に、三パーセントは農業組合、農業コンミンユン等に渡つた。一九一七年より二〇年に至る間に農民の保有地は歐羅に於ては全耕地の七〇パーセントより九六パーセントに、ウクライナに於ては五五・五パーセントより九六パーセントに増加した。かやうにして農民の手に渡つた土地は、シベリアを除いて、五億ルーブルに評價される、同時に彼等は三億一千万ルーブルの價ある牧場をも手に入れた。その上に、ウクライナ及びカウカサスを除いた歐羅に於ては、農民は一億五千万ルーブルの抵當負債並に年二億ルーブルの地代の支拂より解放された農民大衆が歡呼して勞農政府を迎へたのも決して偶然ではない。

しかしかやうに土地の分配を執行したことは、假令それが農民の所有に歸した譯ではなく、唯彼等にその使用を委任されただけであるにしても、社會主義經濟の見地から云へば決して望ましいことではない。唯ロシアの事情と必要とに促されてこゝに出でたるものであつて、之れによつて始めて勞農權力の樹立と維持とが可能とされたのであるから、その意義に於てはマルヒオニの云へるが如く、まさしく「ロシアに於て認識せられ且つ實施されなければならなかつたところの自然法であつた」のである。それ故に又レーニンも云つてゐる。「均分的土地使用を主眼とする土地社會化布告に就いて云へば、此理想は明確に我々ボルシェヴィキの理想ではなく、従つて我々はかくの如き標語には不賛成ではあるが、しかし此要求が農民大衆の要求である以上、之れを實行するのが我等の義務であつて、かくの如き要求は之れを廢棄したり、又は回避すべきものではない。



我々ボルシエヴィキはブチ・ブルジョアの標語を葬り、出来るだけ速に且つ出来るだけ容易に社會主義的標語に移るやう、農民を誘導しなければならない。』

上述二個の基本的土地布告は、新經濟政策の時代に入りて發布せられたる若干の土地立法によつて、部分的には種々重要な改訂を加へられたけれども、その原則的方面は今も尙現行法としての效力を有してゐるのである。

### 三 農 民 政 策

ロシアに於ける農民問題の重要性は先にも述べたる如くであるが、事實彼等の大會に於ける農業問題の論議を見ても今日迄のところに常に農民問題を中心として行はれて來たのを見るのである。今ロシア共産黨を指導勢力とする第三インタナショナル大會について見るに農業問題に關するテーゼが今迄二回發表されてゐる。一は一九二〇年八月の『共産インタナショナル執行委員會農業問題テーゼ』であり、他は一九二五年四月の『共産インタナショナル擴大執行委員會農民問題テーゼ』である。前者はレーニンの起草に掛り、共産黨農民政策の指導原則を確立したものであり、後者はブハーリン執筆に成り、前者に準據し、それを敷衍して、各發展段階に於ける共産黨農民政策を規定したものであるから、此の兩者を相關的に、解釋し、把握すればよくボルシエヴィキ農民政策の全局に通ずることが出来るのであるが、今はこれを紹介するだけの餘裕がないから、茲では唯レーニン、ブハーリン等によりて確立せられたる農民政策のエッセンスだけを摘記するに、それは三段階に區別して立てられてゐるのである。即ちその第一期はブルジョア革命に向ふ場合、此場合には全農民階級と

提携してツア及び大地主に對抗し、而して民主主義的ブルジョア階級を中立せしむること。第二期は權力獲得の場合、此場合にはプロレタリアートは貧農と提携して全ブルジョアに對抗し、而して中農階級を中立せしむること。而して第三期はプロレタリアートの執權が既に確立して社會主義的建設に向ふ場合、此場合にはプロレタリアート及び貧農は中農階級と固く提携すること。これが要するに勞農ロシアを指導する共産黨の農民政策の大指針であり、又今日まで彼等の實際政策はそれに則つて行はれて來たのである。即ち前記第一期の場合には暫らく説かず、第二期が即ち十一月革命に當る譯であるが、此場合にはプロレタリアートと貧農との提携をスローガンとし之れを實現することによつて權力を奪取し、大地主階級を掃蕩して、土地の分配を行つたこと前述の如くである。中農階級は所謂浮動階級であつて、權力の確立を見るに至る迄は容易にその態度を決定し得ない階級であるから、之れをして中立せしむることに努力を拂つたのであつた。が進んで戰時共産主義の時代を經新經濟政策の時代に入りて勞農政權も漸やく確立し、意々建設の時代即ち前記の所謂第三期に入ると共に中農階級との提携の問題に當面して來た譯である。恰かも此時ロシア農村に於ては——土地分配後に於ける農村階級分化行程については今これを説く餘裕はないが——中農階級が大多數を占め、事實上量的には云はば中農階級の國とも云ふべき状態に達してゐたのであるから、是非とも之れとの提携を圖らなければならぬし、又勞農政權の確立せる今日に於ては、それが可能となつてゐるのである。それが爲めに採られつゝある個々の政策は暫らく措き、その最も重大なるものは農民の土地使用其他については戰時共産主義時代の種々の拘束を緩和し、農民に出來得る限りの自由を興ふると共に同時に他方に於て農民經營の協同組合化、コンミュニ化を圖ること、之れである。この後者については次の農業經營政策の項下に於て説くことにする。



四 農業經營政策

農民の多數を占むる國に於ける農業の社會化が如何に困難であるかは容易に想像し得るところであるが、ロシアに於ける經驗こそ誠に興味ある研究對象でなければならぬ。

勞農政府は一九一九年二月十四日「土地の社會主義的組織に關する規定」を發布したが、その中核目的は次の如くに説明されてゐる。「人間の人間に依る凡ゆる搾取を打破し、農業を社會主義的基礎の上に組織し、凡ゆる科學及び技術の進歩を應用して勞働大衆を社會主義的精神に基いて教育し、資本に對する闘争に於て都市勞働者と農村の貧民とを結合せしむるためには土地利用の個人的形態より共同的形態に推移することが必要である。サウエート農場、農業コンミュン、共同耕作其他凡ゆる共同的土地利用形態は此目的を達する最善の手段である、かるが故に凡ゆる種類の個人的土地利用形態は單に一時的なる陳腐なるものと看做さるべきである。」

然らば右に述べられたる個々の共同的農業經營形態とは如何なるものであり又如何なる發達をなしつつあるであらうか。

先づ第一にサウエート農場は收用せられたる地主の大所有地の上に、サウエート政府自身又は公共團體によつて、直接に經營管理せられる最も完全なる社會主義的農業大經營である。茲では近世的科學及び技術が最も高度に應用せられ、又之れに附屬した農事試験所、農業用工場、農學校、博物館等が設けられ、農業生産力の最大可能なる發展が圖られる。而して茲に勞働する者は永年雇、日雇、季節雇として之れに直屬し、その生産

物はそこに従事する農業プロレタリアートの必要を充すのみならず政府の分配機關を通じて都市及び軍隊の食糧に對する需要に應ずる。かくてサウエート農場は、最も有利な最も典型的な社會主義的農業經營形態であると共に、その發達は農村に於けるプロレタリアートの發達を齎らすから、それによつて社會主義は農村に於て、確實にして強固なる基礎を得ることとなる。加之、サウエート農場はその組織、活動及び管理に都市の無産階級をも参加せしめるから、これによつて都市田園間の緊密なる連絡が得られる。かくてサウエート農場こそは農村に於ける社會主義の到來と發達に對する眞實の基礎となるべき使命を有するものである。

かくの如き重大なる意義を有するサウエート農場は一九二〇年末にはウクライナ、北カウカサス、シベリアを除いたロシアには四二九二あつた。翌一九二一年にはウクライナを除いた全露に於ては、歐露二百七萬九千デシヤチン、シベリヤ及びカウカサス百三萬八千デシヤチン、併せて總面積三百九十萬八千デシヤチンを有する五〇九八のサウエート農場があつた。此中百五十萬八千デシヤチンは適耕地であつたが、之等大農場の一農場當りの平均面積は五百デシヤチンであつた。尙サウエート農場のその後の發達傾向こそ我等の知らんと欲するところであるが、これについては遺憾ながら據るべき資料を手に入れることが出来なかつた。

次に農業コンミュンは共同的大經營を目的とする農民の自由組合であつて、こゝでは農民各自の所有地は併合せられて共同地となり、農業用機械及び道具は共有となり、家畜も亦共有とせられ、かくして勿論亦耕作勞働も共同に行はるのである。勞農政府が農民殊に中農階級を社會主義に誘導する手段として最も奨励するものは即ち此の農業コンミュンであつて、農民經營を基礎として行はるゝ社會主義的農業組織としては最も完成したるものであるが、又それだけ一般に保守的なる農民をして一擧に之れに赴かしむることは困難であるから、



先づ第一着手としては次に述ぶる普通の農業協同組合を奨励し、農業コンミュニの組織は之れを強制することなく、彼等が自覺して自發的に之れに赴くやう助成する方針を採つてゐる。

最後に農業組合は農業に於ける協同組合のことであつて、之れには種々の種類があるが、要するに小農乃至中農が相互扶助の精神と組織の下にその経済的地位の保持乃至改善を圖ることを目的とする組合である。かくの如く此組合は例へば販賣、購買、信用等の點に於て部分的に共同する組織であるから、共同組織の中社會主義的色彩の最も稀薄なるものであるが、農民をして農業コンミュニに推移せしむる素地を作らしむるものとしての意義は決して之れを輕視することが出来ない。元來ロシアには生産物の共同販賣又は必要なる道具類の共同購入を目的とする農業組合が多かつたのであるが、之等は資本制度の倒壊と共に漸次にこの意義を失ひ、共同耕作を目的とするもの及び生産物の共同加工に従事するものが、主としてサウエート政府の保護を受けてゐる。

尙その外ロシアには百年來農業労働者の協同組合たるアルテルと稱するものがあり、これも勞農政府の保護、奨励を受けてゐる。

今之等諸共同組織の發達の趨勢を見るに次の如くである。

	一九二二年	一九二三年 十月一日	一九二四年 十月一日
本来の生産組合、コンミュニ及びアルテル	一一、六〇〇	九、二〇一	一〇、一二二
補助的の生産組合、機械、土地改良組合	一、七一〇	一、五二六	三、五一六
販賣、及び加工組合(牛乳、油、馬鈴薯其他)	三、五〇〇	三、四一	四、三三六

混合及び農業信用組合

四、七五〇

八、三六九

一三、三六九

農業協同組合總數

二二、五六〇

二二、六三七

三一、三四三

更に一九二五年度には農業協同組合は二〇%増加した。即ち一九二五年十月一日には農業協同組合數は三萬八千に達した。かくてサウエート聯邦内に於ては五百萬の農民經營即ち總數の二五%が協同組合に組織されてゐるのである。

五 農業政策の結果

農業社會化の完成は勿論尙前途遠慮であるが、今は既に大體前途の見通しのつく程度にまでその基礎の出來上つたことは確かである。權力獲得後幾波瀾を経過し、よく險難の道を踏破して茲に到つた彼等の識見と努力は、眞に偉なりと云ふべしである。かくして茲に革命十周年の記念日を迎へた。誰か感慨なくして止まらう。即ち去る十一月四日勞農政府機關紙イズズエスチャ紙は昂然として勞農ロシア農村經濟過去十年間の發達の跡について大要左の如く報じたのである。

- 一、革命の結果農民は一億ヘクタールの土地を分配された。
- 一、農民は森林二千五百萬ヘクタールの分配を受け、外に豫備として一千七百萬ヘクタールを割當られた。
- 一、勞農聯邦全土に於ける可耕地は總計一億一千五百萬ヘクタール即ち戦前の九割七分に當り、その中目下耕作されてゐるのは一割三分四厘で多くは輪作法によつてゐるが、これは戦前に於ける一分五厘に比し非常な増率を示してゐる。



- 一、過去十ヶ年間に農民殊に貧農に貸付けた種子は三百十四萬七千トンで中百六十九萬四千トンは返済を免除した。而して種子の不足といふことは最早過去の事實となつた。
- 一、勞農政府は今や農民經濟の合理化に努力を拂つてゐる。
- 一、勞農ロシアに於ける農業協同組合の發達は顯著なるものがある。一九二六年十月一日現在組合數五萬二千この會社約五百萬人でこれを一九二二年の組合數二萬二千に比し非常な増加である。
- 一、一九二五—六年度に於ける農業協同組合の取引額は十六億八千四百萬ルーブルを超え、全國總取引の一割八分に當つてゐる。
- 一、一九二六年度に於て農業貸付金の恩澤に浴した農民數は實に五百萬人に達し、これに對する貸付金は四億六千萬ルーブルで、これに政府の農業投資金を合算すれば十二億八千四百萬ルーブルとなる。而して前年度に於ける農業機械の購入費だけでも一九一三年度に於ける八千七百萬ルーブルに比較して一億二百萬ルーブルと云ふ多額に達してゐる。
- 之れを要するに近代に於ける農村經濟の合理化を最も完全に實行したのは勞農聯邦(中央アジア共和國を除く)で、その農場數五千七百六(？)、面積三百七十五萬ヘクタールの地域に亘つて所謂「サウエート式農村經濟學」(？)が立派に成功したものと見ることが出来る。(昭和二年十一月六日東京朝日に依る)(T.K)

## 第八章 新經濟政策論

- 一 歴史的概観
- 二 新經濟政策の理論的根據
- 三 新經濟政策實施後に於ける經濟狀態

### 一 歴史的概観

#### (I) 戰時共產主義

一九一七年十一月七日ボルシエヴィキが政權を獲取するや、社會主義的な布告は矢次ぎ早々に公布せられた。

先づ新政府は十一月十四日原料及び精製品の生産、賣買及び倉庫等の諸企業に於て勞働者の監督を實行すべき命令を發し、超えて十一月二十六日には大土地所有を即時無賠償を以て沒收し、地主の私有地は、ロマノフ王家の私有地、修道院及び教會の私有地と共に、農業地區委員會及び地區サウエートの管理の下にをかるべきことを布告した。これ等の命令はボルシエヴィキが未だ政權を獲取せざる以前、すなはち同年八月既に「イズヴェスチヤ紙」の上で主張してゐた原則に準據したものであり、憲法議會の召集されて正式の決定を見るまでの過渡的の方策であつたのである。

然し乍らかくして歩み出した産業及び土地の國有化の傾向は、その後の立法に依つて益々確保せられたに過



ぎなかつた。

すなはち一九一八年六月二十八日には一般に大企業を國有化する命令が發せられ、炭坑、油田、ゴム工場、セルロイド工場、鐵道工場及び百萬乃至三百萬以上の大資本を有するその他の全ての經營は國有化せられることとなり、次いで一九二〇年十一月二十九日の命令は機械を使用し且つ五人以上の労働者を雇傭する企業、及び機械を使用せざるも十人以上の労働者を雇傭する企業を凡て國有化することとした。

また土地に關しては、一九一八年二月十四日の土地社會化の法律に依つて、凡ての土地の私有を廢して國有となすと共に、この國有地は一定の標準に従つて自ら耕作するものに貸與し、私人間の土地貸借及び雇傭労働に依る耕作を嚴禁した。

然し乍らかくの如き大産業及び土地の國有化、社會主義的原則の嚴重なる適用は決して生産力の増大をもたらさなかつた。それはボルシエヴィキの代表者の言ふが如く、原則上の誤りの爲ではなく、絶えざる外寇と内亂の爲に、労働者や農民がその職場を捨てなければならなかつたと云ふ事由に基くものであつたにしても、決してサウエート權力の基礎を鞏固にするものではあり得なかつた。殊に致命的であつたのは農民のサポターヂエである。農民——殊に中農以下の貧農は、サウエート政府が、彼等が多年懷抱せる土地飢渴を癒して土地の分割に與らしめたことを徳とし始めはサウエート權力を支持したのであるが、不斷の外寇と内亂に應化する爲めサウエート政府がこれ等農民の生産物を悉く徵發することを快しとせず、漸く農耕に對してサポターヂエをするに至つたのである。サウエート政府に對するこれ等農民の微妙な心理を端的に表明したものは「ボルシエヴィキ支持、共產主義反對」と云ふ標語であつた。一見怪奇に見えるこの標語こそは、土地分配者として

のボルシエヴィキ謳歌、全農産物の徵發者としての共產主義反對、てふ農民の偽らざる心理の表明であつた。ロシアは農業國である。然かも革命後ロシアはブルジョア諸國の經濟的封鎖の中にある。そのロシアに於て、食物及び原料の供給者である農民のサポターヂエは正に致命的でなければならぬ。

「ロシアに於ては社會主義を實現すべき前提條件が未だ備つてゐない。サウエート政府が從來採り來つた戦時共產主義政策は難局に應化するべき非常手段であつた。今や一步撤回して社會主義を實現すべき前提條件を作らなければならぬ」——かく宜してこの窮地を脱却する爲に採られた政策が新經濟政策である。

### (2) 新經濟政策

一九二二年三月二十三日サウエート政府は、從來の穀物徵發を廢止して見積收穫の一〇%の現物税を課し、その他の農産物は農民の自由處分に委する旨の命令を發し、また工業に對してはその生産物の五——一〇%を直接に食糧と交換することを許可することとした。次いで同年五月二十日に發布せられ八月九日の人民委員評議會の訓令に依つて補充せられた命令は自由取引に關する一般的原则を次の如く決定した。

- 一、現物税を完全に納付したる後の剩餘農産物の交換、購入、販賣を許可する。
- 二、交換、購入及び販賣の權利は家内工業及び小工業の生産したる商品並に物品にも適用せられる。
- 且市場、バザール、賣店、假小屋並獨立商店に於てこれを行ふことを得。
- 三、サウエート政府の經濟機關に依り、又はかゝる機關の監督の下に直接に生産せられたる生産物は、交換の目的を以てサウエート・ロシア共和國の商品交換基本の中に繰り入れられ、第四條の規定する所に依



つて分配に供せられる。

四、サウエート・ロシア共和國の商品交換基本は食糧人民委員の監督の下にあつて、主として協同組合的組織を通じ、又特別の場合には委員會的基礎の上に行動する私人を通じて、商業的交換に充てられる。但し何れの場合にも、全露消費組合中央同盟と食糧人民委員會との協定に従つて、全露消費組合中央同盟と相談して行はれるものとする。

五、市場、バザール、賣店、假小屋その他の場所並に獨立商店に於ける取引は、食糧人民委員會が内務人民委員會と共同に發布し且つ人民委員評議會が認可したる一般的訓令の範圍に於て執行委員會が發布したる命令及び規則に依つて規律せられるものとする。

次いで一九二一年十二月十日の命令は工業に於ても二十人以下の勞働者を使用する小企業の國有を廢止すると共に、この時まで事實上國有化されなかつた企業は、如何に大なるものもそのまま私有を許すこととした。これが所謂新經濟政策の要旨である。然し「讓歩」の道を迂り出した新經濟政策は決してこれだけに止ることとは出来なかつた。超えて一九二三年三月二十二日の命令は、如何なる大企業も利權讓渡の手續に依つて一定期間國有を停止することを得るものとし、一九二五年一月には所謂新々經濟政策が實施せられ、私經濟に對するより以上の讓歩がなされ、自由取引の範圍が更に擴大されるに至つたのである。

(3) 新經濟政策の效果

サウエート政府が戰時共產主義を停止して新經濟政策を採るに至つたのは、言ふまでもなく經濟上の窮迫を數はんが爲であつた。プハリンは當時を回想して言ふ。

「一九二〇年に於ける我が國の經濟状態は、工業に於てはその總生産が一九一七年の五分の一（而かも一九一七年と云ふ年は決して優秀な年ではなかつた）に減少した。一九一七年以來石炭の産額は三千百萬噸から八百萬噸に、揮發油の産額は八千七百八十噸から三千八百三十三噸に、鑄鐵及び展べ板の生産は一九二〇年には殆どなかつた……一九二〇年に於て生産された鑄鐵の量は我が國の統計に於て考慮せられなかつたほど僅少なものであつた……木棉の生産は一九二〇年に於ては八百二十萬ブードから八十萬ブードに減少した。織物の生産も一九一三年の數字と比較すれば凡そ其の三十分の一に減じた、即ち二十九億メートルから一億二千萬メートルに減少したのである。これは一九一七年と比較してもその十分の一に減じたものである。（イン・プレ・ユル、第七年、一〇五號）

この簡単な引證に依つても、如何に當時の生産力が破壊され、サウエート・ロシアの經濟的窮乏がその極地に達したかと察知せられる。

然らばこれが救済として採用された新經濟政策の實施後はどうであつたか？ 同じくプハリンを引用するならば次の如くである。

「一九二一——二年に於ては工業生産物の總収益は（戰前のルーブルで）十三億四千四百萬ルーブルであつたが、一九二二——三年には二十一億五千六百萬ルーブル、一九二三——四年には二十五億八千三百萬、一九二五——六年には五十七億三千百萬、一九二六——七年には六十六億三千七百萬ルーブルに達するに至つた。『板金の生産は一九二一——二年には二十五萬噸、一九二二——三年には四十七萬六千噸、一九二三——四年には六十九萬噸、一九二四——五年には百三十九萬噸、一九二五——六年には二百二十五萬噸、一九二六——



七年には二百五十九萬二千噸である。

「一労働者の生産力は（戦前のルーブルで）一九二二—三年には千二百九十二ルーブル、次年は千五百七十七ルーブル、次年は二千十三ルーブル、次年は二千二百七十九ルーブル、そして最近は二千四百九十五ルーブルに達してゐる。

「工業調査に於ける労働者の数は一九二二—二年には百二十四萬三千、一九二二—三年には百四十四萬五千、一九二三—三年には百六十一萬七千、次年には百七十九萬四千、次年には二百二十八萬八千、而して一九二六—七年には二百四十八萬八千に及んでゐる」（イン・プレ・コル、第七年、百七號）

こゝに引照したブハリンからの二三の數字に依つても、新經濟政策がサウエート・ロシアの經濟上に及ぼした起死回生の効果は充分に知ることが出来るであらう。この新經濟政策に依つて、一九二〇年を頂上として窮乏と饑餓のどん底にあつたロシアの經濟状態は徐々に恢復して、略々戦前の水準に達するに至つたのである。

然し乍ら前にも述べた如く、所謂新經濟政策なるものは、共産主義の原則をある程度まで緩和して、私經濟及び個人資本に活動の餘地を認めた政策である。従つて新經濟政策に依る勝利は、社會主義の勝利に非ずして資本主義の勝利であると云ふ主張が必然に生れ得る。問題はこの點に在る。

## 二 新經濟政策の理論的根據

サウエート・ロシアに於ける十年の社會主義的經濟秩序の建設は、外はブルジョア諸國の包圍、内は國內に於けるブルジョアジー及び地主の反抗、小ブルジョアジー及び農民の浮動的態度と、稍もすればこの間に乘せ

んとするエス・エル、メンシエヴィキ等との不斷の闘争の間になされ來つたのである。従つて、新ロシア十年の業績を知る爲には、單にそれが如何なる方策を採つたか、何をなしたかを知るを以ては足らない、それが如何なる理論を以てなされたかを知らなければならぬ。新經濟政策を理解する上に於て殊に然りである。

然らば新經濟政策は如何なる理論的根據の下になされたのであるか？

新經濟政策の意義と條件とを最もよく闡明したものはレーニンの「現物税に就て」なる論文である。それは一九二二年四月穀物徵發が廢せられて新に現物税が設けられた時にその意義を述べたものである。

レーニンに依れば現段階に於けるロシアの經濟秩序は過渡的のものである、過渡的と言ふ意味は、多くの經濟形態がその中に包含せられてゐることを言ふのである。即ちそれは、

- 一、家長的な、すなはち大部分自然經濟的な農民の生産
- 二、小規模な商品生産（この中には穀物を賣る所の農民の大多數が包含せられる）
- 三、私經濟的資本主義
- 四、國家資本主義
- 五、社會主義

等の要素を包含してゐるのである。サウエート社會主義共和國と言ふのは單に「社會主義的」經濟秩序の實現を目標とすると云ふ意圖を表明したものであつて、ロシアの經濟秩序そのものが現に社會主義的だと言ふ意味ではない。



然らば右の五要素の中で社會主義の實現を妨げるのは何であるか？ 國家資本主義であらうか？ 決してさうではない、國家資本主義と社會主義とは同じ卵から孵化した二羽の雛に過ぎない。社會主義の實現を妨げるものは小ブルジョアである。ロシアの現在の經濟狀態に於ては、國家資本主義は社會主義への一步前進である。何となれば國家資本主義は小ブルジョアの要素を克服して社會主義の前提條件を作るから。レーニンは言ふ、

「最新の科學に基いて構成された大なる資本主義的な技術なしには、數百萬の人々をして生産及び生産物分配の單一な基準に嚴に服従せしめる所の組織的な國家統制なしには、社會主義は不可能である」(現物税に就て)

「我々は依然として資本主義は悪い、社會主義は祝福だと云ふことを好んで言ふ、然しかくの如き議論は正しくない、何となればそれは、全ての現存する社會的經濟的要素を考慮せずして、唯その中の二要素のみを抽出するから」(前掲論文)

「資本主義は社會主義に比すれば悪である、然し資本主義は封建主義、小規模工業、官僚主義に委せられた束縛された小生産者に比すれば祝福である」(前掲論文)

然し乍ら新經濟政策の實施は、單に國家資本主義に依つて社會主義への經濟的前提條件を作ると云ふ面のみを有するのではない、それはサウエート權力の支持てふより大なる目的の爲の農民への讓歩と云ふ面をも有してゐるのである。

「國家權力をプロレタリアートの手中に握ることが社會主義實現の唯一の槓杆である、國家權力をプロレタリアートの手中に握る爲には農衆國ロシアに於ては農民の支持を受けなければならない、農民の支持を受けるためには農民の小ブルジョア意識への追従もまた止むを得ない、——これがその根本的の立場である。

レーニンは言ふ、

「のみならず、國家に於けるプロレタリアートの支配なしには社會主義は不可能である、——これはまた單なるABCに過ぎない」(前掲論文)

更に新經濟政策は第三の面を有してゐる外國資本への讓歩である。

戰時共產主義は文字通りに戰爭に適應せしむる政策であつた。然し戰後世界革命の潮流が一頓挫を來し、平和の時代に推移すると共に、平和の時代に應化すべき政策が必然的に要求せられるに至つた。新經濟政策は、單に國內に於けるある程度までの資本主義的原則への讓歩を意味する許りでなく、それと密接に連關した外國資本への讓歩でもある。

レーニンは言ふ、

「無産階級權力は、この讓歩に依つて、先進諸國に於ける資本家國家との結合を確實にすることが出来る。そして吾々の工業の隆興は、この結合にかゝつてゐるのであつて、工業が隆興しないかぎりには、共產主義的秩序に向つて前進することは出来ない」(第十回ロシア共產黨大會に於ける演説)

要するに新經濟政策は、農衆國ロシアに於て、すなはち無産階級が少數であり小ブルジョア階級が多數を占めてゐる國に於て、無産階級革命が展開し始め、勝利を得た無産階級が採るべき必然的の政策なのである。第一にそれは社會主義經濟秩序の前提條件を如何にして作り出すべきにかゝり、第二に必然的に依存しなければならぬ小所有者——大多數の農民の支持を如何にして獲得すべきか、またこれ等の小所有者を如何にして社會的、集会的、共同的勞働に指導すべきにかゝり、第三に國內工業の開發を實現すべき條件たる外國資本



の投資を如何にして誘導すべきにかゝつてゐるのである。私經濟の許容に於て、自由取引の容認に於て、新經濟政策は明かに資本主義的原則の採用である。この事實はボルシエヴィキの代表者と雖もかくさない。然しそれが全て社會主義的經濟秩序の實現を前提し、プロレタリアートの手中に於ける國家權力の維持を眼目とする點に於て、新經濟政策はまがふべくもない社會主義的の政策なのである。國家的企業の強調、コオペラチープの助長は、新經濟政策を社會主義につなぐ手綱でなければならぬ。

新經濟政策の性質はかくの如きものである。少くともかくの如き理論的根據の下に於て立案せられたものである。然しこの政策に對してはあらゆる方面から非難が出た、資本主義への降伏であると云ふのが一つ。これはブルジョアジー及びその代辯者の側から發せられたものである。がこれに對しては以上の如き所説がすでに充分に答へてゐる。社會主義的經濟秩序を實現すべき前提條件を有せぬロシアに於ける社會主義的の革命は不可能である、新經濟政策はボルシエヴィキの論證文であると云ふのが一つ。これは社會民主主義者の側から發せられたものである。これに對してボルシエヴィキの人々はかく答へる、かくの如き非難は無産階級革命の意義を解せず高々平和的の革命の可能性を宣傳するおめでたい御託言に外ならない、と。新經濟政策は社會主義よりの逸脱であり世界革命の嚮意であると云ふのが一つ。これは前二者と異りボルシエヴィキの陣営内から發せられた非難である。所謂トロツキー派及び新反對派の主張がこれである。これに對して新經濟政策を支持する幹部派の人々は次の如き論據を以て答へる、曰く私企業に比しての國家的企業及びコオペラチープ企業の速かなる發展、曰く一國家に於ける社會主義實現の可能性、曰く無産階級獨裁下に於ける國家資本主義の特

殊な性質等々。

兎もあれ新經濟政策の實施後ロシアに於ける生産力が非常な勢を以て増大したのは事實である。然かもサウエート・ロシアの首脳部を形成してゐる幹部派の人々が、この生産力の増大を以て社會主義經濟秩序への一歩前進であるとして極めて樂觀的な觀方をしてゐることも事實である。我々は新經濟政策の性質に就てはこの觀方を以て満足し、次に新經濟政策實施後に於ける經濟狀態を一瞥することとしよう。

### 三 新經濟政策實施後に於ける經濟狀態

新經濟政策の實施後サウエート・ロシアの生産力が概して順調に發展し來つたことは前に引照したブハリンからの數字に依つても知ることが出來た、それは一九二三年に於ける恐慌——農業と工業との發展の不均衡から由來した所の恐慌——を経験したが、直にそれを克服して、一九二五年に於ては工業に於ては戦前の九五%、農業に於て九一%に到達することが出來たのである。

#### (一) 農業

##### (1) 一九二二年の狀態

A 耕作面積(一九一三年を一〇〇として)

全耕作面積

六四・二

内 譯

穀 物

五八・五



大豆 六二・五  
 大麻 七三・一  
 B 牧畜 (一九一一年を100として)  
 馬 六四・四  
 牛 六九・七  
 羊 六五・六  
 豚 四四・四

(2) 一九二二年以後の状態

A 耕作面積 (一九二二年を100として)

全耕作面積	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年
内 譯	100.0	119.5	130.2	139.2

穀物	100.0	120.6	129.6	136.4
亞麻	100.0	105.6	129.8	163.4
大麻	100.0	117.6	143.3	170.4
馬鈴薯	100.0	122.8	126.9	137.8

右の中特に注目すべきは亞麻大麻等の工業用植物の耕作の増大である。

B 牧畜 (一九二二年を100として)

馬	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年
牛	100.0	99.5	108.7	114.9
羊	100.0	110.2	130.2	137.9
豚	100.0	105.2	126.9	140.6
		106.8	195.8	189.7

(3) 農業及び林業の總收益

A 總收益の累年比較 (單位百萬ルーブル)

穀物	一九一四—五年	一九二二—三年	一九二三—四年	一九二四—五年	一九二五—六年
工業用農作物	三、五三三	二、五一四	二、三七六	二、一六〇	三、一七二
園藝、果物、葡萄	一、〇六三	五七七	六八二	九五九	一、三六六
家畜	七六四	四四四	五六五	六四七	六三六
飼料	二、三八九	一、三二〇	一、五三七	一、九六五	一、九八四
その他	一、八二〇	一、五六九	一、六三五	一、六〇四	一、八〇八
小計	二六七	一六〇	一九〇	二〇五	二三〇
林業	九、八三六	六、五八四	六、九八五	七、五四〇	九、一九六
總計	八四五	五〇〇	五八〇	六二〇	六八〇



總計 一、〇六八一 七、〇八四 七、五六五 八、一六〇 九、八七六

B 累年比率(一九二四―五年を100として)

穀物	一九二四―五年	一九二二―三年	一九二三―四年	一九二四―五年	一九二五―六年
工業田農作物	100.0	71.2	67.3	61.1	89.8
園藝、果物、葡萄	100.0	54.3	64.1	90.2	128.5
家畜	100.0	58.1	74.0	84.7	83.3
飼料	100.0	55.3	64.3	82.3	83.0
その他	100.0	86.2	89.8	88.1	99.3
小計	100.0	59.9	71.2	76.7	86.1
林業	100.0	66.9	71.0	76.7	93.5
總計	100.0	59.2	68.6	73.4	80.5
(二)工業	100.0	66.3	70.8	76.4	92.5

新經濟政策の實施後工業も速に發展した。今その概況を示すならば次の如くである。

A 國家的大工業の經營數と勞働者數

經營數	平均勞働者數	勞働者數の比率(一九二一―二年を100として)
一九二一―二年	1,030,944	100.0

一九二二―三年	二、九四五	一、二四〇、四六二	一二〇・三
一九二三―四年	三、二五一	一、四三一、三三三	一三八・八
一九二四―五年	三、三九九	一、六七九、四七一	一六二・八
一九二六年一月	三、三一五	一、九七七、一一八	一九一・七

B 調査工業の生産(單位百萬ルーブル)

生産物の價値	前年との比較	一九二三年に對する比率
一九一三年	五、二九七・五	100.0
一九二一年	一、一六一・七	二一・九三
一九二二年	一、五二六・六	二八・八二
一九二二―三年	一、九三九・一	三六・六〇
一九二三―四年	二、五〇五・一	四七・三〇
一九二四―五年	三、八七九・七	七三・三〇
一九二五―六年	五、二七五・〇	九〇・〇〇

C 人口一人當りの工業生産物

戰前	一九二四―五年	一九二五―六年	(一九二五―六年と戰前との比較)	
鉄	七二ブロード	二二・四〇	四三・〇〇	六〇
綿布	二一メートル	一二・七〇	一七・五〇	八四



皮	〇・三三吋	〇・三三	〇・二七	七八
燐	寸 二五箱	二一・三〇	二五・〇〇	一〇〇
硝	子 八ギンド	二・七〇	四・六〇	五七
石	油 一四ギンド	一〇・〇〇	一一・〇〇	八〇

(三) 國家的企業と私的企業との比率

既に述べたやうに、新經濟政策が社會主義的經濟の秩序前提條件を作り出す爲め資本主義への讓歩である以上、國家的企業が私的企業に對して如何なる關係にあり、如何なる比率を以て増大しつゝあるかは重要な問題でなければならぬ。

(I) 工業

新經濟政策の實施後工業は大體(一)國有國營、(二)國有にして一定期間貸貸するもの、(三)私有私營の三者に分れるに至つたが、これ等三者の間の關係は如何であらうか？

A 私工業生産と國營工業生産との比率

一九二三―四年に於て全家内工業、小工業、私工業の生産は貸貸工業を加へて全體の二三・七%であつたが、一九二四―五年には二〇・七%に減じた。

利權讓渡工業の役割も極めて微々たるものであつて、全工業生産の〇・一七%に過ぎず、最も著しい木材工業に於てすら全生産の四・六%を占めるに過ぎない。

またプハリンの報告に依れば國營工業及び協同組合工業の全生産の私工業生産との比較は、一九二四―五年

に於て八一・三%對一八・七%であつたのが、一九二五―六年には八三・七%對一六・三%、一九二六―七年には八七・三%對一二・七%となつたのである。

B 商品の賣買に表はれた國家と私人

商品取引を國家と協同組合と私人とに分つてその割合を示せば次の通りである。

	國家	協同組合	私人	計
一九二三―四年	三〇・七	二七・七	四一・六	一〇〇
一九二四―五年	三九・五	三四・二	二六・三	一〇〇
一九二五―六年前半期	四〇・七	三五・三	二四・〇	一〇〇

即ち商品取引に於て私人の率は次第に減少しつゝあるのである。

次にモスコイの商品取引所及び七十の州取引所の取引を契約の當事者に應じて區分して見るに次の如き比率を生ずる。

	一九二三―四年	一九二四―五年
國家機關	八三・一	八六・八
協同組合	八五・四	五七・八
私	六・八	六・六
計	二二・三	三〇・四



計	混合會社		私	
	買	賣	買	賣
買	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一五・四	七・六
賣	一〇〇・〇	一〇〇・〇	八・九	四・六
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	二・五	二・一
			二・九	二・九

(II) 農業

農業に於ける社會主義的原則の勝利を導くものは協同組合の發達である。一九二二年に二萬二千五百六十に過ぎなかつた協同組合は一九二五年の十月一日には三萬八千となつた。(然しこの點に關しては既に協同組合の項に述べられたから略す)。(M.K.)

### 第九章 財政金融政策の變遷

- 一 革命以前に於ける状態
- 二 假政府時代
- 三 十月革命以後、戰時共產主義時代に於ける變遷
- 四 新經濟政策による方向轉換
- 五 金本位への復歸
- 六 新經濟政策實施以後に以ける財政
- 七 新經濟政策實施以後に於ける金融
- 八 結語

#### 一 革命以前に於ける状態

ロシアが革命の結果國家的に破産したと云ふ見解は本末を轉倒したものである。實際に於てツァー治下のロシアは始終國家的破産に瀕して居たのであつて、ロシアの財政が本當に健全な基礎の上に立つて居たと云ふのは、實に短い間の事であつた。そして其が表面に現はれず、兎にも角にも大戦勃發まで持ち續けて來たと云ふのは、一つには外國債權者の政策が與つて力あつたのであつて、ロシアは一九一四年迄、打續く窮況を、その時その時の彌縫策によつて糊口化して來たに過ぎない。

帝政ロシアに於ては、國立銀行は紙幣發行權を無限に與へられて居た。併し之を保證すべく國立銀行は流通總額の五割を下らざる準備金を持つて居なければならなかつたし、六億留を超えて發行せられる各紙幣は同額



の正金を以て完全に保證せられて居らなければならなかつた。勿論戦争は此の制度を根柢から覆へした。即ち或る限度迄は——その限度は時の経過と共に大きくなる一方であつたが——紙幣を準備金なしに發行する事が許されたのである。同時に國債の募集が、戦争からの財政上の負擔を支へる爲めに大に行はれ、一九一七年に於てその額百七十億金留に達したのである。此の國債の總額中約半分は内債である。

次の表は一九一四年より一九一七年の第一革命當時迄の間に於ける財政金融状態を示すものである。(單位百萬留)

年次	輸入	輸出	不足	不足比率%	紙幣發行高	不足額に對する紙幣發行比率%
一九一四	二、九六一	四、八五九	一、八九八	三九・〇	一、二八三	六七
一九一五	三、〇〇一	一、五六二	八、五六一	七四・〇	二、六七〇	三一
一九一六	四、三四五	一八、一〇一	一三、七五六	七六・〇	三、四八〇	二五
一九一七	五、〇九三	二七、六〇七	二二、五六八	八一・〇	一六、四〇三	七三

通貨の膨脹が物貨を騰貴せしめた事は當然の歸結である。既に革命前に於て通貨は戦前に比べて三分の一の購買力を持つに過ぎなかつた。之は革命後に其が五十億分の一に迄下落した事と比べれば問題にならない様に見えるけれども、實際に惹起した結果から見れば、此の革命前に於ける變動の方が遙かに重大なものであつた。要するに革命の起つた當時、通貨膨脹と物價騰貴との「鍵ごっこ」が無限に進んで行つて、經濟界は全般に亘つて亂脈を通り越して癡痺の状態にまで入り込んで居たのであつて、留紙幣の購買力を完全に回復して戦前あつた様な状態に迄引戻さうと云ふ事は全く望のない事になつて居た。

## 二 蘇 俄 政 府 時 代

全ての革命が然るが如く、一九一七年二月の革命も状態を一層悪くこそすれ、一向よくは導かなかつた。國庫收入をはかるために、以前にも増して印刷機が利用せられた。その結果通貨は一層膨脹し、その購買力は又々下落して、十月革命當時それは以前の十分の一迄落ちてしまつて居たのである。

### 三 十月革命以後戰時共產主義時代に於ける變遷

#### イ 貨幣廢止の理想

十月革命が起つた。此の革命は單なる政變であつたばかりではなく、その結果として外國からの干渉侵入及び廣い地域に亘る長年の反革命軍の蜂起をももたらしたのである。留紙幣は一目散に落ちる。

かゝる状態を前にして革命政府の計畫した第一の事は何よりも先づ貨幣を——私の資本蓄積の主たる手段としての貨幣を諦り去つてしまふと云ふ事であつた。又同時に、かゝる混亂の中から新しい交換の單位を何うかして發見しやうと云ふ世にも困難な仕事であつた。革命から新經濟政策の樹立に至る、所謂「戰時共產主義時代」は此の貨幣制度廢止への試験時代であつた。尤もかゝる指導的根柢觀念が革命の當初から明かに意識せられて居たと云ふわけではない。實際に於て、それは寧ろ此の時代に於ける取引の國有化、従つて個人間に於ける商品交換の排除が、交換媒介物としての貨幣の流通範圍を極度に迄追ひつめてしまつたと云ふ事實から影響されて、一つの體系を備へた意見となつたのであらう。少くともかゝる事實上の結果によつて共產主義的の思



潮である貨幣廢止論が、具體的の方策にまで推し進められたと見る可きである。

此くして採用せられた政策は至極簡單なものである。紙幣を濫發する事によつて、その價值を零にしてしまふと云ふのである。併し問題の重點は貨幣經濟に代るべき經濟組織の確立と云ふ所に在る事は論をまたぬ。革命指導者達の當時抱いて居た理想郷は、ロシア全體を一つの生産者及び消費者からなる大共同社會に――、全ての交換は單に中央及び地方清算所の帳簿の上での決済にしようとする事であつた。國營乃至組合企業、の生産物の過剰は全て共同金庫に收められ、一つの國家的綜合的計畫の下にそこから夫々適當に分配せられる。所で消費者は主として、國家、公共團體へは組合の類から貨銀を受取る者であるから、貨幣を以て貨銀を受取る代りに必要なる物品を無料で配給してもらふ。かゝる共同社會がサウエト政府の目指した處のものであり、又實際に施された政策は國民經濟全體をその方へと推し進めたのである。かゝる社會に於て租税が廢止せられる事は云ふ迄もないが、實際次の表に示すが如く租税額は急激なる勢を以て減少して行つたのみならず、一九二二年二月全露執行委員會の法令によつて實際に中止せられてしまつたのである。但し租税が全然廢止せられた時代は殆んど取るに足らない程の短い期間であつた。と云ふのは直ちに新經濟政策が實行せられて革命の方向が一大方向轉換をしてしまつたからである。次の表に於て一九二一年の租税收入豫算が再び増加して居るはそのためである。

一九一八年	一五三、二〇〇、〇〇〇	金留
一九一九年	一〇、二〇〇、〇〇〇	
一九二〇年	二〇〇、〇〇〇	

一九二一

三、七〇〇、〇〇〇

云も迄もなく、此の表は貨幣租税による收入見積りであつて、實收入額をさすものではない。何れにしても、併し、一九二一年の初迄の状態に於ては、貨幣收入はかく一貫して國家豫算の上から消滅しつゝあつたのであるが、之を以て、貨幣の必要が全然なくなつたのであると推測する事は許されない。戰爭をたゞ百姓から徴發した穀物とか、國有工場の生産品の供給だけで續けて行くわけには行かない。戰爭ばかりではない。國家機關を維持し、運輸、工業を續けて行く爲にも或る程度迄の貨幣が必要とせられた。此の時代に貨幣支出を補ふ唯一の方法は其に代る物を新たに發行する事であつた。そこで、貨幣は國家經濟の上に、革命以前程重要な地位を占めなくなつたけれ共、依然として存續し、貨幣の發行は中上せられる所でなく、益々膨脹し全く停る所を知らざる有様であつた。その結果は次表に示すが如く、その流通額が一九一四年の約百倍に達するに至つたのである。

一九一四年七月一日	一、六〇三、四	百萬留
一九一七年三月一日	一一、七八六、三	(戰事勃發直前)
一九一七年十一月一日	二二、四四六、〇	(十月革命當時)
一九一八年一月一日	二七、三一二、〇	
一九一九年一月一日	六〇、七六四、〇	
一九二〇年一月一日	二二五、〇一四、〇	
一九二一年一月一日	一、一六八、五九六、〇	



一九二一年七月一日 二、三四六、一三九、〇  
 通貨の膨脹は他面に於て物價の騰貴を意味する。即ち次表に示すが如く、通貨の現實的價値は下落して、その國民經濟中に占むる範圍は非常な勢で縮少せられる事になつたのである。

一九一七年十一月一日	二、二〇〇、六
一九一八年七月一日	四八八、五
一九一九年七月一日	一五二、九
一九二〇年七月一日	六二、九
一九二一年七月一日	二九、一

百萬留

此くして國家がその紙幣發行によつて得る収入は漸を遂ふて減少しなければならぬ。その極端な場合を想像すれば、紙幣發行の費用と、發行せられた紙幣の市場に於て發見する購買力とが相殺してしまつて、印刷機を動かす必要を認めない状態、更に甚しくなれば、機械を動かすだけ損失を益すと云ふ状態であるが、状態がここまで進んだ時、其處に、貨幣なしの世界が現出するのであると、サウエート・ロシアの當事者は考へもし、又此くならん事を望んでも居たのである。

「經濟的生活の社會的改造の發展は、資本主義的生産關係の拋棄と、各種經濟要素間の關係に、貨幣の及ぼす一切の影響を一つ残らず、此の時限りに排棄する事を必要とする。私的金融企業の根絶と基本的生産部門及び分配機能の國家の手による集中とは、貨幣流通を、從來其がその力を及ぼして居た處の全體の範圍に亘つて、組織的に廢止する爲めの充分な基礎を與へる。」(一九一八年、全露サウエート國民經濟會議決議)

「資本主義から社會主義への轉換の第一期に於て、即ち生産分配が共產主義的原則の上に充分に組織せられない時代に於ては、貨幣の廢止は不可能である。此の如き状態の下に於ては依然として、ブルジョア分子はなほ彼等の所有に歸しつゝある貨幣を投機の爲めに、或は利得のため、或は又労働階級からの掠奪を恣にする爲めに利用する。ロシア共產黨は銀行の國有化を根柢として貨幣なしの決済の範圍を擴張し、將來貨幣を廢止する爲めの道を築くために種々の政策を實行せんとする。」(一九一八年三月、ロシア共產黨第八回大會綱領第十五節)

「サウエート經濟の發達に比例して貨幣の『死滅』は間斷なく進む。單なる價値の尺度としての貨幣は最早や存在しない。流通媒介物としての貨幣も既に可成りの程度に廢止せられうる。仕拂手段としての貨幣はサウエート國家が労働者をしてスハレフスカヤ廣場の市場に群をなして集る必要ならしめる程に生長して來た時死滅するであらう。兩方の目指す所は既に我々がその先きを見透しうる程度に迄近づいて來た。そして、來るべき數年の間に實際に於て實現せられるであらう。その時貨幣は財寶としての意義を失ひ、有の儘の、たゞの色のついた紙片となつてしまふであらう。」(一九二〇年、ラーリン)

□ 貨幣廢止政策の實行

「貨幣なしの決済」への第一歩は、現金支拂ひに代ふるに帳簿記入を以てする事であつた。併し之には當然非常な技術的困難が伴はざるを得なかつた。從來の企業會計が極端に混亂して居たと云ふ事は障礙の第一であつた。それに中央執行部の方針を、かの廣大な領域に亘つて了解せしめ實行せしめると云ふ事は一通りの事ではなかつた。



第二は自由市場の廢止であつた。サウエト諸團體及び企業は己むを得ざる場合はその必需品を個人の許から買入れる事が許されてあつたが、此の買入の權利には幾多の制限があつた。のみならず一九二〇年七月遂にその權利さへも取り上げられてしまつたと云ふ事の目的とする所は、自由市場を絶滅に導かんと云ふにあつた。そして必需品はサウエト分配機關からでなければ手に入れる事が出来ない様にして、出來得る限り、決済を帳簿上のみの勘定に限る様な状態に差向けやうとしてあつたのである。

其と相列んで、當然財務人民委員部其物にも改造が加へられなければならなかつた。要するに此の部門をサウエト諸機關内の相互決済の記録を遂行するのに適した組織に建て直す必要が生じたのである。國立銀行は従來の金融機關としての職能から離れて、一種の中央清算所に變化して行つた。その結果、實質上財務人民委員部と離れて獨立して居る必要がなくなつて、一九二〇年の初めに廢止せられてしまひ、紙幣發行權は該財務人民委員部に移されてしまつた。

「財務人民委員部の活動は、今や第一に、財務委員部の諸機關を、中央地方共に簡單化し、變形して、プロレタリア國家の簿記局となり得る様にする事、第二に、以前の國家豫算を、ロシア社會主義聯邦サウエト共和國の統一された豫算に變ずる事、第三に、貨幣制度の總體的廢止を目的とし、貨幣を用ひざる決済の確立に努力する事に在るを以て、換言すれば、ロシア社會主義共和國聯邦サウエト共和國の經濟的、及び産業的發達の根本問題と充分に調和する一つの活動であるからして云々」等と云ふ言葉が、一九二〇年、六月十八日に、全露中央執行委員會第二回會期中に通過した決議の中にあるのを見ても、如何に此の「貨幣なしの決済」への理想が強く中央に在る實際的指導者の頭に食ひ込んで居たかを知る事が出来る。

更らに一九二〇年七月の人民委員會の法令は、私人の手中にある現金資金にして、最低標準貨幣單位の二十倍——之は戰爭前の金留にして約二十留に當る——を超える額は全て國立支拂局の何れにか所有者の勘定の下に拂ひ込まねなければならぬと命令した。

總て之等の政策は、貨幣が國民經濟に於て占める役割を局限するために採られたものであるが、此くして國內に於けるあらゆる經濟資力が涸渇し盡して、政府がその經濟政策を轉換せしめなければならなくなつた時、即ち一九二一年初頭に於て、此の貨幣經濟崩壞の勢ひは、將に、その最高潮に達して居たのである。

ハ 貨幣廢止政策と豫算

然らば、かゝる貨幣廢止政策は財政豫算の上に如何に影響を及ぼしたか。次に革命を中心として、その前後の時代の豫算を比較して見る。

(單位百萬留)

年次	支出	收入	缺損	全支出に對する 缺損の百分比	通貨によつて充實 せられたる缺損の 百分比
一九一三	三、八八三	三、三三三	四、五五〇	一一、六	—
一九一四	四、八五九	二、六六一	一、八九六	三九、一	—
一九一五	一一、五六一	三、一〇一	八、五六二	七四、〇	三三、〇
一九一六	一八、一〇一	四、三四三	一三、七五八	七六、〇	二五、〇
一九一七	三〇、〇七七	五、〇五九	二五、〇一八	八三、五	七三、〇
一九一八	四六、七〇九	一五、五八〇	三一、一二九	六七、〇	六〇、〇



一九一九	三三、七〇一	四八、九三九	一六、四四四	七七、〇	一〇一、〇
一九二〇	一、二二五、二五九	一五九、六〇四	一、〇五五、五五五	八七、〇	八九、〇
一九二一	二六、〇七六、八八六	四、三九、〇〇〇	三、五七、八二六	八四、〇	五三、〇

尤も此の數字に現れた所の物は決して革命後から一九二一年に至る間の所謂「戦時共産主義時代」に於けるロシアの國家經濟の實際を語るものであると考へらるべきでない。之はつまり單に興味ある傾向を説明するに役立つ一材料に過ぎない。と云ふのは、ロシアの如き廣大な地域を擁し、莫大な人口を持つた國に於ては、何の程度まで共産主義者の所謂「貨幣なしの國家經濟」が行き互つて居たか、又どれ程其が人民の上に勢力を及ぼし得たかを推測するに充分な材料が存在しないからである。又此の時代に於ては、豫算の超過又は不足を示す決定的の統計も、歳出入の實際額を示す基礎的な資料も事實上存在して居なかつたからである。

併しゴロヴァノフの推算によれば、一九二〇年に於ける全豫算收入は十七億二千六百萬金留と云ふ事である。勿論此の豫算は革命前や、新經濟政策實施以後に於ける豫算とはまるで異つたものである。何となればその豫算の中には國家の手にをさめられた國家經濟部門からの總收入を含めて居り、支出の側に於ては、單に收入のみによらず、以前から蓄積されて來て居た運搬及び産業資本の消費によつて少からず支持されて居たからである。そしてゴロヴァノフによればその總收入一億二千六百萬金留の中、貨幣收入を以てした額は一億二千六百萬留、即ち七・三パーセントに過ぎない。此の金額は殆んど全て紙幣の發行によつて得られたものであつて、主として貨銀の貨幣部分の仕拂ひに用ひられたのである。通貨が如何に國家經濟の中での限られた役割を演じたかに過ぎないかは之によつても明かである。勿論紙幣は當時の豫算の均衡を計る上に大きな働きをしたには相

違ないが、後年、即ち一九二一年以後の新經濟政策樹立時代に於て其が演じた役割と比べては問題にならない。要するに、此の時代に於て、ロシアの政府は主として農民から農産物を強制徵發する事と、紙幣の發行によつてその經濟を維持しつゝあつたのである。

#### 四 新經濟政策による方向轉換

何故にロシアが一九二一年に於てその政策を一變し新經濟政策を採用せざるを得なくなつたかに就いては既に論ぜられて居るから、今はたゞその革命の一大方向轉換の結果としてのみ一九二一年以來の財政金融政策の變遷を理解しうるのであると云ふ一事を述べるに止める。

轉換の第一は穀物の國家の手にする專有の廢止と、農家に必要な消費高以外の全ての生産物に對して從來の徵發制度に代ふるに一定の現物税を以てした事であつた。同時に公開市場に於ける取引が認可せられ、國民經濟全體が新しい方向にその尖端を向けたのである。斯くして自由交易が徐々に行はれるに至つて、此處に再び交換の媒介物としての貨幣の必要が起らざるを得なくなつた。併し其が全體的に常態に復するには少からぬ苦心と、二年有餘の月日が費されたのである。

貨幣資金を自由に處分する事を最初に許された物は消費組合であつて、次いで此の制限撤廢が私人及私的團體に及び、最後に國有企業にまで及ぼされた。そして國有企業を財政的に獨立した基礎の上に立たしめるために、色々手段が講ぜられ、從來の如くその歳出入を國家豫算の項目中に包含せしめる事を中止する事になつた。一九二一年八月には國家企業からの供給又は勞務に對しては必ず貨幣を以て仕拂はれなければならないと



云ふ命令が下され、他方國家が支出する貨幣も非常に増大せざるを得なくなつた。即ち、産業の生産増加——之が新經濟政策採用の主たる目的であつた——のために、貨幣を少くとも最低限度の標準にまで一樣に繰上げなければならなくなり、加ふるに貨幣の内の貨幣支拂部分も、今まで貨幣支拂に向けられて來た現物が方向をかへて自由市場へと送り出される事になつた結果増大し、國家の必要とする貨幣額はこゝに著しく増加したのである。その他にサウエート企業經營のために供給せられた、諸材料に對する支拂ひも現金でされる事になつた結果、少からぬ貨幣が必要とせられた。

貨幣に對する需要は、かゝる國家の貨幣支出の増加と共に必然的に急激に増大しつゝあつたのであるが、こゝに於て、貨幣流通そのものを回復する爲に何とかして新しい収入源が見せられなければならなくなつた。かゝる必要から租稅制度は復活せられ、「貨幣なき經濟制度」確立の理想はその實現から遠ざけられてしまつた。貨幣なき豫算も、斯くして、貨幣的豫算に組みかへられる必要が起つた。取あへず一九二二年の最初の九月——ロシアは十月一日を以て新會計年度に入る——間のための試験的豫算が組まれたのであるが、之は全然假設的のものであつて、多少なりとも現實性をもつた豫算の組まれたのは一九二三——二四年のための其を以て嚆矢とする。何れにしても混亂の中から秩序を、新しい基礎の上に打建てること云ふ事は生易さしい事ではなかつた。一九二二年に於て財政はまだその五分の四を現物交換の上に基礎づけられて居た事を思へば、如何に此の仕事が徐々として行はれざるを得なかつたかと思像されるのである。第一に戦前にあつた制度は革命後の今日何等とつて以て利用するに足らないものである。何となれば新經濟政策の下に於てなされる可き事は、「最善の努力と最大の速力とを以て、紙幣發行を縮少し、最後にその徹底的中止を實行する」と云ふ事であると同

時に、「金の基礎の上に健全な貨幣制度を回復する」と云ふ互ひに相反する目的を實行すると云ふ、頗る複雑した仕事であつたからである。指導的精神としての共產主義と、絶對的に動かす事の出来ない現實の力とを照し合せ乍ら、そこに生れた協調によつて、一步々々新しい政策を生み之を實行して行くと云ふ事は、サウエート・ロシアの指導者達にとつて最も困難な、手強い試練であつた。

租稅が新經濟政策の結果復活せられた事は前述の如くであるが、その制度が完全に確立せられる迄には、なほ相當の時間を要した。特に内亂等のために稅源そのものも破壊せられたものも少くない。此の結果政府にとつて殘された切札は、結局の所、紙幣の發行と云ふ事であつて、印刷機が豫算の上の缺損を充填すると云ふ、幾度か繰返された方法が又も採用せられたのである。紙幣の發行高の増加に對して、其からする實収入がいつも比例するものでない事は論ずる迄もない。特に此の場合貨幣は、戰時共產主義時代に於ける如く單に第二義的の役目を果して居たのではないからして、紙幣發行による收入の減少は政府にとつて生死の問題であつたのである。之は革命以來サウエート政府の遭遇した幾多の危期の内でも最も重大なものであつた。

人は考へた。サウエート政府が貨幣制度改革を成就する迄に、貨幣の値打の方が無くなつてしまつてしまふであらう。そしてその決定的の瞬間が來るのもそんなに先きの事ではあるまいと。然らば、何故かゝる危機が現にも角にも切り抜けられたのであるかと云ふ謎は、物價と通貨との關係の中にその説明を求められなければならぬのであるが、數字の示す所によれば、物價は此の間、通貨膨脹率の殆ど半分の比率を以て騰貴したにすぎない。そして一九二二年の眞夏を経て状態は一變して好くなつた。之には新經濟政策の影響が強く働いたのであると云ふ事は明かな事實である。當時印刷機の能力の限度も大概は先きが見えて來て居た。天文學者以



外の何人も扱ふ事のない様な数字を以て取引が行はれて居た。併し、肝心の、其からする収入は増加の傾向を依然として示しつつあり、物價は相對的には、騰貴の勢を殺がれつつあつた。最も危険な時機はかくして過ぎたのである。

### 五 金本位への復讐

辛うじて危機を切り抜け得たロシアが、通貨改革を實行し、再び金本位制へ立戻るに至つた経路は、大體に於て、ドイツの如き國々の経過した其と似たものである。

通貨安定策の第一歩は、一九二一年六月に於ける「戦前留」の採用である。次いで同十一月五日豫算を「戦前留」を以て組む事が人民委員會で決議せられた。即ち一九一三年に於ける全ての商品及び勞務の平均市場價格に對しての現在のロシアを通じての全ての商品及び勞務の平均市場價格の比率を以て現在のサウエート留の價格を除する事によつて、物の價格を云ひ現すのである。斯くして全ての仕拂ひは財務人民委員部によつて定められた換算相場によつて「前戦留」を以てなされる事となつた。併しかゝる方法によつては貨銀の決定仕拂ひの上に非常な困難が生じたために、後、所謂「商品留」が採用せられる事になつた。之は物價指數から計算せられる單位であつて、「指數留」とも呼ばれた。之は事實上に戦争以前の留に歸する事であり、戦前の價值尺度は金留であつたからして、此の「商品留」の購買力は實質的に戦前の「金留」の購買力に等しいわけなのである。要するに「商品留」から「金留」へは原則的には僅に一步の差あるのみであつたけれ共、感情的の反對論も相當あつて、——と云ふのは金を價值の尺度とする事は、再び投機者をして漁夫らしめる恐れがあり、又外

國から經濟的侵入を蒙る可能性もあると云ふ様な議論があつて、「商品留」が「金留」になるまでに相當の困難があつた。併し實際の經濟界の推移は「金留」説に有利な状態を示して行つたのである。

何れにしても、新經濟政策の目的が、總ての企業と交易とを商取引の根柢の上に引戻して打建てること云ふ事にあつた以上、かゝる金本位制への復讐は避くべからざるものであると云はなければならぬ。

金本位への復讐の第一段として國立銀行が一九二一年に再建され、之に通貨發行權が與へられた。そして新しい價值の尺度にして、昔しのロシアの貨幣の名をとつた、十留を單位としたチエルゴオネワが採用せられ此の新銀行券は一九二二年十一月末から發行せられ出した。

此のチエルゴオネワは少くとも其の發行高の四分の一を貴金屬、及び健全な外國貨幣を以て準備さる可く、残りの四分の三を短期手形及び容易に正金に換へうる物資その他を以て保證されるべきであると定められた。かくして、當時ロシアには二種の通貨單位が行はれる事になつた。チエルゴオネワは戦前の留で十留に相當する。併し従來のサウエート留と之の間には何等一定の關係は定められて居ない。新通貨は堅實な水準を維持されるものであり、従來の通貨はその價值が下落しうるものである。

新銀行券は最初は無難に併し徐々に流通界に侵入して行つた。尤も、新しい物をすぐ受取り得ない民衆の心理の結果チエルゴオネワをもちつても其を、どん／＼下落して行くサウエート留に換へたがると云ふ様な滑稽至極な事もあつた。其故新通貨は一九二三年十一月に發行され出したのであるが、翌二四年三月に至つて漸くその流通額が發行高の九〇パーセントに達した。そしてその時は貴金屬並びに外國貨幣を以てする準備額も法定の四分の一を遙かに超えて、二分の一に達して居た。次に新紙幣の購買力の變遷を示す。表に明かなるが如



く、一九二三年初頭に於てチエルゾオネワの購買力は非常に大きく、その後甚しく下落したのであるが、此の購買力の低下はその銀行券を流通界に侵透せしめる上に一つの重大な要素となつた。即ちチエルゾオネワの代表する價值が一般には大きすぎて居て、比較的小額紙幣が要求せられて居たので、此の購買力減少は寧ろ都合がよかつたのである。尤も外國に對してはチエルゾオネワは、遙かに周到な管理の下にあつたもので、その價値は大體に堅實な状態にあつた。

國家計畫委員會の卸  
賣物價指數による

市場調査所の小賣  
物價指數による

一九二三年一月一日	留哥	一一・〇八	留哥	八・九四
四月一日	九・五〇	七・八一		
七月一日	七・七六	六・四四		
十月一日	七・四七	六・一五		
一九二四年一月一日	七・九三	五・五七		
三月一日	七・六四	五・四一		

此くしてチエルゾオネワが基本的支拂媒介物となつた時に、その他に從來からのサウエート留が存在を續けて行き、此の二種の通貨の間に一定した比率がないと云ふ事は、經濟界を少からず複雑なものにしてしまふと云ふ結果、單一通貨制度を打ち立てる必要からして、一九二四年二月從來の、サウエート留發行停止を法律を以て命じ、その三月此のサウエート留を五月十日限り廢止してしまふと云ふ事を規定した。

通貨改革の影響は、企業及び國民經濟の上に直ちに現はれた。生産を増加せしめる上にも、交換を促進せしめる上にも好影響を與へ、従つて租税及び經濟的利潤からの收入の増加となつて、再び還つて通貨の上に好影響を及ぼしたのである。

斯くして通貨制度は數年に互る混亂の後に再び安定した状態に落着いたのである。

#### 六 新經濟政策實施以後に於ける財政

新經濟政策が第一にその目的とした所は産業の復興にある。従つて財政の方針も自ら其に向けられる可きである。出來得る限り冗費を節減し乍ら、常に産業の發達を促進すべく國家的補助をしなければならぬ。併し同時に新經濟政策が生み出すであらう幾多の大小新ブルジョアは何とかして之を壓へつけて、他方農民及び都會勞働者の負擔を出來うる限り少くしなければならぬ。何となれば革命後のロシアには政府が目標として採る所の理想の社會が常に存在して居るのであつて、租税は又、その將來への過程の爲めに富の再分配を目的として行はれなければならないから。之等の點が新經濟政策實施以來ロシアの豫算の上に如何に現はれて來たかは誠に注目し得る問題であるのであるが、當のロシア政府にとつては、此の計畫の成否は實に重大なる關心であつたのである。

新經濟政策實施當初にあつて豫算編成上の第一の技術的困難となつたものは、當時收入の中の過半部分が現物に依つて居た點である。之が計算を頗る混亂せしめた事は云ふ迄もない。之が全然豫算の上から排除せられて、豫算が全部貨幣價值を以て組まれるに至つたのは一九二四——二五年のための其を以て嚆矢とする。



次に示す所のものは如何なる過程を経て此の道程がたどられたかを語る。

単位百萬「チエルヴオネツ留」	現物収入	貨幣収入	現物収入の全収入 に對する百分比
一九二一—二二	五五〇	四五〇	五五%
一九二二—二三	一五八	一、二三〇	一一%
一九二三—二四	七二	一、八四四	三%
一九二四—二五	—	二、二三一	—

第二の困難は豫算の上から缺損を除き收支を健全なる關係に置く事であるが、一九二二—二三年豫算に於て、十三億八千八百萬「チエルヴオネツ留」と云ふ豫算の収入の内、三億八千七百萬「チエルヴオネツ留」が紙幣發行による収入として加算せられて居り、之が收支の上の缺損の大部分を充填して居ると云ふ事實は、當時まだ、いかに不安なる基礎の上にロシアの財政が建てられて居たかを語るものであらう。此の紙幣發行による缺損充填は翌年度に於てその額を約半減し、翌々、即ち一九二四—二五年度豫算に於て初めてその跡を絶つに至つた。

財政の緊縮は必ずしも新經濟政策の實施の結果として始つたわけではない。革命後の政府が常に冗費節減を主義としても、又已むを得ざる必要からしても行はざるを得なかつた事は云ふ迄もない事であるが、一般に於て諸官廳の費用は革命後著しく減少したのである。陸海軍費が節約せられて居る事も顯著なる事實であるが、その他、従前皇室及び教會の爲めに向けられた支出がその必要を失つた事も、革命の實した一つの結果である。

その他戦前から戦時中にかけて積まれつゝあつた國外及び國內に對する國家的負債を革命政府が放棄するに至つた事は周知の事實であるが、之よりして政府は少くとも十二億に上る利子支拂の義務から解放せられて居るのである。必しも冗費節減のみからではなく、共產黨員の紀律嚴守と云つた様な目的からでもあらうが、不正官吏に對しての處罰は嚴重を極め、戦時共產主義時代に於ては、共產黨員にして不正なる行ひをした官吏は直ちに銃刑に處せられたと云ふ事である。

新經濟政策實施以後に於ける、サウエト聯合の財政收支の數字を適確に擧げる事は甚だ困難である。論者各々その依る處を異にし、その擧ぐる處の數字を異にして居る事は、此の問題を究明せんとする者を迷路に導き入れる。今、併し、暫く二三の材料によつて一九二三年以來の財政收支を次の如き表に現して見た。最初の豫算としては一九二二—二三年度のものが存在するが其は全くの概算に過ぎざるものであつて、實際の收支と甚しく懸け離れたものである故にその次の年度より擧げる事にした。

次の表の内、一九二四—二五年度から一九二六—二七年度の表は全部ウオルチンスキーの擧げる處に従ひ、一九二三—二四年度の數字はブリューハノフに依り、一九二七—二八年度の其は、ロンドンに於ける對露通商銀行報に依つた。

一九二三—二四年度の収入は實収入額であり、一九二四—二五年度收支、一九二五—二六年度の収入は實現せられたる數字であつて、一九二五—二六年度の支出及び一九二六—二七年度の收支は豫算額である。



直接税	一、九三三・二四	一、九四四・二五	一、九五五・二六	一、九六六・二七	一、九七七・二八
イ 農業税	三三〇・〇	三三三・九	三三六・五	三三九・六	三四五・六
ロ 營業税	一八四・〇	三三〇・四	二九〇・五	二九〇・五	三三〇・八
ハ 所得税	一〇〇・〇	一五一・四	一六八・二	二二二・四	二二二・四
ニ 収益税	八・五	五・九	六・〇		
ホ 一同税	一八・五	—	—	—	—
ヘ 相続税	〇・二	二・四	〇・六		
合計	四二〇・一	六四九・六	六二四・六	七六八・二	九七七・一
二 間接税					
イ 消費税	二四〇・六	四六八・〇	八六八・〇	一、一八二・〇	一、三五一・〇
ロ 關稅	六七・五	九四・五	一四九・一	一八六・〇	二二五・〇
合計	三〇八・一	五六二・五	九一七・一	一、三六八・〇	一、六〇六・〇
三 手数料					

常	一、九三三・二四	一、九四四・二五	一、九五五・二六	一、九六六・二七	一、九七七・二八
イ 印紙税	五七・一	九二・〇	一三〇・五	一五〇・〇	
ロ その他の手数料	一三二・二	一六八・八	一九二・二	二二二・三	
合計	七〇三・三	一〇七・八	一四九・七	一七二・五	二八六・九
租税収入の合計	七八八・五	一、三七〇・〇	一、七四九・四	二、三〇九・五	二、八三〇・〇
四 郵便及電信	四八・七	九三・〇	一三三・九	一六二・〇	
五 運 輸	六八・三	九二・〇	一二八・七	一六二・五	
六 國有財産及國營事業					
イ 國營産業及商業	四七・九	九三・二	一一九・五	二二二・〇	
ロ 銀行	—	二〇・一	四九・〇	六五・〇	
ハ 森 林	五三・五	九七・五	一二三・五	一九五・八	二二〇・四
ニ 土 地	—	八八・〇	二二・七	四二・二	
ホ 其他の財産及事業	—	二二・六	二八・四	二九・二	
ヘ 利 權	—	一・〇	二・六	四・二	
ト 外國貿易人民委員による國家常用の返還	—	—	—	—	
合計	二五三・四	四三三・八	五九四・六		



入	臨時收入				總收入
	一 國債の賣却	二 信 用	三 紙幣發行	四 貨幣鑄造	
國庫支出の返還	四六・六	三三・三	三六・一		
その他の雑收入	八・九	二二・七	一一・三		
租税以外の收入の合計	六五・八	一三〇・九	一九二・三		
經常收入合計	二七五・三	二六〇・九	三六〇・七	四六六・一	
臨時收入合計	四四三・八	二四七・七	一八九・九	三三二・九	
國庫收入合計	三九二・一	二八五・六	三八〇・六	四二八・〇	五九五・〇
五前年度よりの繰越	—	—	二六・三	—	五〇・〇
總 入	三九二・一	二八五・六	三八〇・六	四二八・〇	六〇五・〇

歳 出 (單位百萬圓)

出	常	經	總
一 聯合の國家機關及び官公衛 に於て下記人民委員部以外のもの	七〇・五	九七・五	九九・七
二 郵便電信人・委	九一・八	一四〇・七	一五九・〇
三 運 輸 人・委	九〇五・一	一三二九・〇	一六七九・四
四 陸海軍人・委	四六四・八	六三五・五	六九二・五
合 計	一五三二・二	二二〇二・七	二六三〇・六
五 共同國家機關及官公衛	一二五・六	一五五・二	六〇六・五
六 非共同國家機關及官公衛	二五〇・七	三七二・九	—
七 準 備 金	一一〇・七	一六一・四	一一四・七
八 補 助 金	四八・〇	八五・三	三八・二
九 會計 局 費	一七一・五	一八七・八	一四二・一
十 地方豫算への交附	二二三・五	二四九・五	四四一・六
經常支出合計	二四六二・二	三四一四・九	三九七三・七
總 出	一九二四・二五	一九二五・二六	一九二六・二七







勞農聯邦研究

十二 憲兵部

六一二〇

合計

二二〇二六七三

B 共同國家機關及び官公衛

一 財務人委

八八〇四八

二 最高經濟評議會

三〇五〇一

三 國內商業人委

七〇三九

四 勞働人委

六四八七

五 國家會計検査院

八八二八

六 中央統計局

一四三一五

合計

一五五二一八

C 非共同國家機關及官公衛

一 中央執行委員會

一一二六六

二 人民委員評議會

七五二六

三 內務人委

一六七八四

四 司法人委

二〇五九四

- 五 教育人委
- 六 保健人委
- 七 社會事業人委
- 八 農業人委

一五九四八三

四五五四〇

九四二九

一〇二三二六

合計

三七二九四八

D 準備金

一 サウエト社會主義共和國聯合人民委員評議會ノ準備金

一一五六二〇

二 支分共和國ノ準備金

四五七八四

合計

一六一四〇四

E 補助金

八五三三四

F 地方行政機關への交附金

二四九四六四

G 會計局費

一 金及白金購買

六〇〇〇〇

二 國家信用制度

一二七八三八

合計

一八七八三八

第九章 財政金融政策の變遷